

厚生労働行政推進調査事業費補助金

障害者政策総合研究事業

身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

令和4年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 清野 絵

令和5（2023）年 5月

目 次

I. 総括研究報告

身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究	-----	1
清野 絵・小澤 温・山本 真理子・飛松 好子・石川 浩太郎 大塚 栄子・菊地 尚久・佐々木 貴代・高柳 友子・田中 雅之 千葉 俊之・中澤 若菜・永田 夏代・野口 裕美・吉田 文・渡邊 学		

II. 分担研究報告

1. 身体障害者補助犬使用希望者への情報提供、理解促進、普及啓発と適性評価に関する研究	--	15
清野 絵・飛松 好子・石川 浩太郎・小澤 温・大塚 栄子・菊地 尚久 高柳 友子・田中 雅之・中澤 若菜・野口 裕美・山本 真理子・吉田 文 渡邊 学		

資料 1. 調査票	-----	22
-----------	-------	----

資料 2. 調査結果	-----	26
------------	-------	----

資料 3. リハビリテーション専門職へのインタビュー調査の考察調査結果	-----	50
中澤 若菜・大塚 栄子		

2. 身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究	-----	59
小澤 温・大塚 栄子・佐々木 貴代・千葉 俊之・中澤 若菜・永田 夏代		

3. 補助犬使用者の共同訓練、認定、フォローアップの基準のあり方について	-----	71
山本 真理子・高柳 友子・渡邊 学		

III. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	95
---------------------	-------	----

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）

総括研究報告書

身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

研究代表者	清野 絵	国立障害者リハビリテーションセンター	室長
研究分担者	小澤 温	筑波大学	教授
研究分担者	山本 真理子	帝京科学大学	講師
研究協力者	飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター	顧問
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター	医長
研究協力者	大塚 栄子	植草学園大学	講師
研究協力者	菊地 尚久	千葉県千葉リハビリテーションセンター	センター長
研究協力者	佐々木 貴代	日本赤十字社医療センター	副看護師長
研究協力者	高柳 友子	一般社団法人日本身体障害者補助犬学会	理事
研究協力者	田中 雅之	名古屋市総合リハビリテーションセンター	自立支援部長
研究協力者	千葉 俊之	(株)オプトヘルスコミュニケーションズ	代表
研究協力者	中澤 若菜	神奈川県リハビリテーション病院	ソーシャルワーカー
研究協力者	永田 夏代	(株)湘南ユニテック	看護師
研究協力者	野口 裕美	四条畷学園大学	教授
研究協力者	吉田 文	大阪保健医療大学	教授
研究協力者	渡邊 学	東京大学大学院新領域創成科学研究科	特任教授

研究要旨

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保することを目的とする。本研究は、次の3つから構成された。

(1) 障害者評価に関する研究：

補助犬使用希望者への都道府県の情報提供、理解促進、普及啓発の実態を明らかにするために質問紙調査を行った。その結果、課題として、補助犬に関する基本的内容について提供していない都道府県があること、補助犬事業の意義や必要性について理解が充分でない可能性が示唆された。また、自治体以外が相談窓口になっている場合、自治体へ報告や対応が明確化されておらず、適性のある補助犬使用希望者が除外されている可能性が示唆された。あわせて、リハビリテーション専門職の補助犬使用希望者の認定や評価の具体例を示すことを目的としてインタビュー調査の分析を行った。その結果、リハビリテーション専門職の補助犬の認定・評価への関わりの具体例、専門職の役割への認識を整理した。

(2) 法令検証に関する研究：

法制に関する検討として、身体障害者補助犬法の制度的な課題と今後のあり方を考えるために、補装具費支給制度との比較検討、補助犬利用者の社会参加の課題、リハビリテーション専門職による補助犬利用者のニーズアセスメントの課題、補助犬利用者の利便性に関する評価視点、身体障害者補助犬法と関連する制度的な諸問題等について文献、資料、関係者への聞き取り等を通して、それぞれの現状と課題を明らかにした。補装具費支給制度との比較では、補助犬利用者の障害特性、疾患の進行や全身状態等も含め総合的にアセスメントし、補助犬利用に関する適正と利用を継続することの妥当性を評価することが必要である。補装具費支給制度の適正に支給されるための仕組み、医療とリハビリテーションの専門職による適正な判断、医療及び福祉の専門職、補装具業者、行政などの連携を前提とした適合判定のシステムの枠組み、統一的判断基準を参考しながら制度化を図ること

の重要性が示された。法令の評価に関連して、補助犬利用者の社会参加の指標および評価に関して検討し、補助犬のユーザビリティの評価尺度としていくつかの尺度を比較検討した。その結果、尺度の特性に応じて社会参加の評価に用いることの重要性が示唆された。

(3) 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究：

補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練および認定の基準、ならびにフォローアップのあり方を検討することを目的とした。また、前調査事業で作成した補助犬使用者受け入れガイドブックや本調査事業で得られた知見についての普及も目的とした。調査の結果、補助犬使用者の2～3割程度は一連のサービスが自立と社会参加を意識したものであるかについて、「十分ではない」と感じていることが示された。また、補助犬事業において身体障害者補助犬法における「社会参加」は多様なとらえ方がなされており、訓練事業者と指定法人はそれぞれの考えのもとで補助犬使用者（希望者）と補助犬（候補犬）を訓練・認定していることが明らかとなった。これらの結果を受けて、補助犬使用者の社会参加の姿を限定的に明示することは適切ではないものの、少なくとも社会参加を含む補助犬使用（希望）者のニーズが達成しうる状態にあるかについて、合同（共同）訓練および認定の段階で適切に評価されていること、さらに、貸与（譲渡）後もそれらのニーズが達成され続けていることを確認する必要性が改めて確認された。つまり、フォローアップが適切に行われていることが重要であり、フォローアップの徹底を改めて周知すべきであるといえる。これらを受けて補助犬事業のサービスの質を保障するために周知資料を作成した。

最後に、3つの分担研究の成果をふまえ、補助犬の制度、運用、実際の現状の課題を整理し、今後に向けた提言を行った。本研究では、全体をふまえて最終的に以下の提言を行う。身体障害者補助犬の制度の適切な運用と、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるためには、①認定と評価のあり方、社会参加のとらえ方を引き続き検討し、利用の適性の妥当性を明確化する、②サービスの対象となる障害者を制度の入口で除外しないため、都道府県等の自治体への身体障害者補助犬法の趣旨を徹底する、③リハビリテーション専門職への補助犬に関する教育の場の確保（研修の充実）を検討する、④事業者のサービスの質を確保するため、フォローアップの徹底と記録保持を求めることが必要と考える。

A. 研究目的

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保することを目的として、①障害者評価：ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう補助犬使用希望者への都道府県の補助犬に関する情報提供、理解促進、普及啓発の実態を明らかにする。また、リハビリテーション専門職（以下、リハ専門職）の補助犬使用希望者の認定や評価の実態および各専門職の役割の具体例を示す。②法令検証：他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を考える。③訓練・

認定の評価、フォローアップ：本分担班では、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練および認定の基準、フォローアップのあり方について検討する。また、前調査事業で作成した補助犬使用者受け入れガイドブックや本調査事業で得られた知見について普及する。

B. 研究方法

1. 障害者評価に関する研究

(1) 都道府県47ヶ所を対象に、身体障害者補助犬の情報提供、理解促進、普及啓発に関する実態について質問紙調査を行った。

(2) リハ専門職にインタビュー調査を行い、認定への関わりの具体例、評価視点等について分析した。なお、本インタビュー調査は、法令検証に関する研究で報告する調査のデータに基づくものであった。

(倫理面への配慮)

補助犬の育成に関わる指定法人の関係者からのヒアリング調査(課題番2021-104号)では、筑波大学において研究倫理審査を受け承認された。

2. 法令検証に関する研究

補装具費支給制度との比較では、先行研究の文献を中心に分析した。補助犬利用者の社会参加の現状と課題、身体障害者補助犬法と関連する制度的な諸問題等についての把握では、利用者に対する面接調査を行いデータの質的な分析を行った。リハ専門職による補助犬利用者のニーズアセスメントの現状と課題の解明では、介助犬養成施設の指定を受けているリハビリテーションセンターの社会福祉士、理学療法士、作業療法士等に面接を行いデータの質的な分析を行った。

(倫理面への配慮)

補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、補助犬の利用者等からのヒアリング調査(課題番号2021-104号)では、筑波大学において研究倫理審査を受け承認された。

3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

(1) 文献調査として、使用(希望)者と補助犬の合同(共同)訓練および認定の内容と評価基準、さらにフォローアップの

時期や頻度、内容等の現状を調べた。

(2) 補助犬との合同(共同)訓練の内容、認定の実際、フォローアップの時期・頻度・内容と満足度を把握するために補助犬使用者を対象にアンケート調査、ヒアリング調査を実施した。

(3) 補助犬と生活する障害者の自立と社会参加に向けて適正に訓練事業を行っていると考えられる訓練事業者のうち3団体に現在行っている手続きについて聞き取りを行った。加えて、補助犬事業のサービスの質の担保のための一連の手続きのあり方について意見を聞いた。

(4) 訓練事業者/指定法人が身体障害者補助犬法における補助犬使用(希望)者の「社会参加」をどのようにとらえ、使用者のニーズをどのように評価しているのかについて、実態を把握するためにアンケート調査を実施した。過去5年間に育成実績のある訓練事業者(介助犬・聴導犬10団体、盲導犬11団体:重複あり計20団体)、ならびに指定法人(7団体)を対象とした。

(5) (1)～(4)の結果を受けて、周知資料を作成した。

(6) 2019-2020年度に実施した厚生労働行政推進調査事業「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」にて作成した多業種向けの補助犬ユーザー受け入れガイドブックの普及に向けて準備を進めた。

(倫理面への配慮)

補助犬使用者への調査は帝京科学大学人を対象とする研究倫理審査の承認を得て実施した。

C. 研究結果

1. 障害者評価に関する研究

(1) 都道府県への質問紙調査

質問紙の回収数は都道府県 46 ヶ所(回収率 97.9%)であった。

1) 補助犬使用希望者に対する情報提供

ホームページにおける情報提供は、身体障害者補助犬、身体障害者補助犬法、補助犬使用の目的、相談窓口という基本的内容に関しては 9~8 割の都道府県が行っていた。しかし、それらの項目についても 1~4 ヶ所の都道府県では、今後も提供予定なしと回答していた。一方、「補助犬使用の対象となる障害や条件について」、「補助犬使用を希望する場合の手続き」に関して行っているのは 4~6 割程度の都道府県に留まっていた。

2) 理解促進や普及啓発

講演会や研修会、補助犬のデモンストラーションを実施している都道府県は約 3 割、一方、パンフレット配布を実施している都道府県は約 7 割であった。理解促進、普及啓発の活動を実施していない理由は、「実施は必要ではないと考えるため」が 2 ヶ所、「どのような活動を実施すべきか不明なため」が 13 ヶ所、「実施するための予算が不足しているため」が 27 ヶ所、「実施するための人員が不足しているため」が 21 ヶ所であった。

3) 身体障害者補助犬に関する業務

申請や決定に関する要綱、自治体独自の申請書の様式がある都道府県は約 8 割であった。一方、要綱以外の申請があった場合の具体的な対応方法、手順がある都道府県

は 2 ヶ所のみであった。補助犬使用希望者の相談窓口は、自治体が約 6 割、補助犬の訓練事業者が約 2 割、その他が約 2 割であった。自治体以外が相談窓口になっており、相談を受けた際、自治体へ報告する内容や手順を明確化していない都道府県が約 7 割、対応の内容や方法を明確に規定していない都道府県は約 6 割であった。

4) 課題や必要な情報、支援

情報提供や理解促進、普及啓発の課題は、情報、予算、人員の不足が約 6~5 割であった。その他の具体的な理由としては、「潜在的な使用希望者に対する情報提供が自治体としてどこまで必要とされるのか理解不足」、「自治体には、啓発に有効な画像等の素材がない。国のパンフレットやイラストの SNS や啓発動画での利用を認めてもらえると助かる」という意見が見られた。情報提供や理解促進、普及啓発のために必要な情報や支援は、「情報提供のためのマニュアル」、「情報提供の好事例」、「理解促進・普及啓発のためのマニュアル」、「理解促進・普及啓発の好事例」が必要と考える都道府県が約 8~7 割であった。また、「申請や手続きについてのマニュアル」が必要と考える都道府県が約 6 割であった。

(2) リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例

インタビュー調査の結果を考察、分析し、各専門職の評価への関わりについて、リハ専門職の補助犬の認定・評価への関わりの具体例、専門職の役割への認識を整理して提示した。

2. 法令検証に関する研究

(1) 身体障害者補助犬法と補装具費支給制度との比較

補助犬では社会参加の基準が示されていないため、「社会参加」に対して関わる専門職、訓練事業者、利用者の概念が一致していないという課題が示唆された。また、補助犬、補装具の類似している課題として、それぞれユーザーへ渡った後の品質をいかに保証し評価するか、モニタリングの方法が不明瞭であることが明らかになった。双方の比較における指標は、補助犬や補装具の使用により利用者の自立度と社会参加の頻度が上がるかという点であり、補装具費支給制度の課題の部分「多くの人に周知が行き渡らない」「制度の使い方がわからない」は、補助犬制度の課題と類似していた。次に、品質をいかに保証し評価するかという課題も類似しており、利用者の効果的な社会参加と活動が推進されるために公正かつ適切な判定のもと支給されるべきという共通点が明らかになった。

(2) 身体障害者補助犬法と社会参加に関する検討

補助犬には「自分のタイミングで主体的に動ける」という存在意義がある。これはヘルパーへの依頼とは大きく異なり、使用者が引け目を感じにくい。また、セラピストから補助犬は明らかに精神面へのよい影響があり、結果的に社会参加が拡大するという語りが聞かれた。現在総合リハビリテーション施設では職種による社会参加の理解には違いはみられなかった。しかし、導入当初に補助犬による動作と使用者が自力で行う代償手段との

優先度のすり合わせに難渋したという語りが聞かれた。また、現状は補助犬使用が始まった場合は積極的な関わりをセラピストは持たないが、使用開始後の関わりは身体的負担軽減にもつながり、適切な動作の確認の実施により社会参加拡大に貢献するとの認識が聞かれている。使用の経過の中で、加齢や疾患の影響による身体機能上の変化に関連し、犬を飼うことによる負荷が発生する可能性も考えられる為、今後継続した評価が必要であるとの声が聴かれた。

(3) 補助犬利用者の社会参加に関わるリハビリテーション専門職への面接調査

審査で行う評価の側面には、補助犬ありきではない、生活上での補助犬以外の動作の工夫点や他の方法を提案する部分も含まれている。専門職からみた点で、本来はこうしたほうがよいという観点は、実際は医療リハの段階ではないためどこまで望まれているのか、またあくまで認定機関としての専門職の限界の部分を認識していた。客観的に希望者の身体機能面において福祉用具等の利用だけではない効果の部分への期待等があった。また、評価については、最初に関わる身体機能評価の際に、その可能性の有無を評価することは少し難しいと思っているが、希望者のニーズを抽出し何かしらの効果が見込まれると判断して認定の流れに乗せていた。症例を蓄積し、認定に至るプロセスを体系化し、後進へ残していく、さらに方法をバージョンアップすることが必要であるとの指摘もあった。

(4) 補助犬のユーザビリティの評価につ

いての検討

補助犬に関する評価を行った先行研究を整理し、評価尺度の使用目的等について検討を行った。国内外の量的研究および質的研究では、評価尺度として、社会的生活自立度評価 (Social Independent Measure; SIM)SIM、SF-36、Wheelchair User's Shoulder Pain Index (WUSPI)、Rate of Perceived Exertion (RPE)、vitality scale from the SF-36、grip strength、Wheelchair Skills Test (WST)、Canadian Occupational Performance Measure (COPM)、Reintegration to Normal Living Index (RNLI)、Life Space Assessment、Psychosocial Impact of Assistive Devices Scale (PIADS) and Quebec User Evaluation of Satisfaction with assistive Technology (QUEST 2.0)、オープンエンドの質問、半構造化面接が使用されていた。

(5) 身体障害者補助犬法と制度的諸問題

重度障害のある高齢の補助犬利用者に面接調査を実施し、受傷から介助犬導入まで、介助犬導入のきっかけ、障害者自立支援法が施行後、介護保険のサービス内容、介助犬の存在について整理した。また、補助犬利用者における医療へのアクセスと災害時の個別避難計画等の危機発生時対応等の問題を整理した。また、新型コロナウイルス感染拡大が補助犬制度に与えた影響として、盲導犬使用者の不安や日本盲導犬協会の理解を促すパンフレット作成や商業施設・宿泊施設・医療機関等を対象にしたオンラインでのセミナー等について整理した。

3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

(1) 文献調査

19 件の文献が抽出された。補助犬使用(希望)者と補助犬の合同(共同)訓練、認定、フォローアップの現状に関する調査は限られていた。抽出された文献は主に介助犬と肢体不自由者を対象とするものであり(17 件。2 件は盲導犬使用者対象)、介助犬において希望者への相談の段階から医療(福祉)専門職の関わりが、介助犬による介助動作の広まりや使用者のさらなる社会参加につながることを示されている。また、聴導犬の育成における専門職との関わりを述べた文献は抽出されなかった。また、2019 年のみずほ総研の報告では、現状の手続きに複数の課題が指摘されている。一部の訓練事業者や指定法人において(1)適性評価における障害評価が不十分、(2)合同(共同)訓練の評価基準の不明確さ、(3)認定基準の不透明さ、(4)適切なフォローアップの未実施などである。

(2) 補助犬使用者への調査

53 名の補助犬使用者から回答を得た。さらに協力の得られた 30 名へのヒアリング調査を実施した。自立と社会参加について概ね意識して一連のサービスが提供されているが、使用者の 2~3 割程度は十分ではないと感じていることが示された。さらに補助犬の貸与後に自立度や社会参加の度合いが減少したと答えた使用者は 5 名いた。うち 4 名はこのことに対して訓練事業者の介入はなかったと答えた。これらは補助犬との自立や社会参加を十分に果たせない要因となりうる事柄であり、改めて合同(共同)訓練、認定、フォローアップにおける基準の明確化の必要性を感じる結果となった。

(3) 訓練事業者への聞き取り

いずれの団体も自宅訪問を含めた複数回のやり取りを通して、「補助犬を貸与すること」が目標ではなく「補助犬の貸与の先にある使用者の自立と社会参加」を見据えていることが明確であり、場合によっては補助犬の貸与が適切ではないという判断もありうるというものである。フォローアップの頻度や方法のあり方を示す上で、使用者の満足度と訓練事業者の負担を十分考慮する必要性が示唆された。

介助犬と聴導犬の合同訓練から認定における評価に関しては、令和3年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究報告書」(社会システム株式会社)でまとめられた介助犬／聴導犬申請様式指定法人統一フォーマットを活用することで、補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)の状態を正しく評価できるという意見であった。

(4) 補助犬法における社会参加のとらえ方

回収結果は、訓練事業者19件(95.0%)、指定法人7件(100.0%)であった。本調査より、補助犬事業において身体障害者補助犬法における「社会参加」は多様なとらえ方がなされており、それぞれの考えのもとで補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)が訓練・認定されていることが明らかとなった。そのような中、補助犬使用者(希望者)の社会参加に対するニーズが個々に異なっているにもかかわらず、補助犬を同伴してどこに行っても問題がないように訓練および認定されていることが示された。

(5) 周知資料の作成

合同(共同)訓練および認定、フォローアップの段階で使用者の社会参加を含むニーズが達成されている(達成され得る)ことに関する評価を促すために、周知資料を作成した。資料は、訓練事業者、指定法人、自治体、使用者向けの4種類である。また、フォローアップの記録票のない団体向けに、記録票の参考フォーマットも作成した。

(6) ガイドブックの普及

ホームページでの公開、ガイドブックの印刷・配布、「職場編」のガイドブックを作成、ガイドブックの存在を一般に広く伝えるための動画を4種類作成、イベントにおいて、ガイドブックの周知を行った。

D. 考察

1. 障害者評価に関する研究

(1) 都道府県への質問紙調査

1) ホームページにおける情報提供

基本的内容について今後も提供予定なしとする都道府県が確認できた。しかし、基本的内容については、理解促進と普及啓発のためには情報提供することが望ましいと考えられる。また、情報提供していない理由として、情報提供は必要ではないと考える都道府県があり、補助犬事業を行う自治体に事業や情報提供の意義や必要性が十分に理解されていないことが示唆された。したがって、改めて身体障害者補助犬育成促進事業の目的や意義の周知を行い、事業の趣旨の理解を一層進めることが重要と考える。

2) 理解促進、普及啓発の活動

実施割合で見ると、パンフレット配布は講演会や研修会、デモンストレーションと比べ実施しやすいことが推察できる。そのため、パンフレット配布する自治体を増やすことは広く情報を提供するという点で、取組しやすい方策として考えられる。その際は、どの自治体でも活用できる基本的な内容や必要な情報が掲載された共通のパンフレットを作成することも効果的な可能性がある。さらに、講演会や研修会、デモンストレーションはパンフレット配布と比べコストや労力がかかると考えられるが、補助犬使用希望者への理解促進や普及啓発の効果が高い可能性が考えられ、その効果の検証や実施を増やす方策の検討も重要であると考えられる。また、その他の回答をふまえると、国、自治体、関係団体の役割分担による効率的な取組が効果的な可能性がある。理解促進、普及啓発の活動について実施していない理由は、どのような活動を実施すべきか不明や予算や人員が不足しているためという回答があり、どのような活動を実施すべきかについては、好事例や、活動実施に必要な詳細を示した資料の提供が課題解決に役立つ可能性がある。また、実施の必要性、予算不足、人員不足については、必要な予算や人員の確保に取り組むとともに、自治体として行うのが適切な基本的取組について関係者間の議論により共通認識を作っていくこととともに、現状において大きな負担なく実施できる取組を例示することも役に立つ可能性がある。

3) 身体障害者補助犬に関する業務

結果をふまえると、自治体として整備す

ることが効果的な要綱等については未整備の都道府県の整備を促すとともに、必要な要綱やそれ以外の資料についても基本的事項を整理して例示することが、情報提供の均てん化に役立つ可能性がある。また、調査結果から、現状では、自治体以外が相談窓口となっている場合、相談を受けた際の報告や対応の詳細が明確化されておらず、適性のある補助犬使用希望者が除外されている可能性が示唆された。

4) 課題や必要な情報、支援

情報提供や理解促進、普及啓発の課題として情報、予算、人員の不足が挙げられた。このうち情報については必要な情報を整理して提供することで課題解決に役立つ可能性がある。また、その他の回答をふまえると、自治体が行うのが適切な基本的な取組を伝えるとともに、自治体が活用できる情報、画像等を提供することが期待される。

必要な情報や支援は、情報提供や理解促進、普及啓発のためのマニュアルや好事例、申請や手続きについてのマニュアルが求められていた。このうち情報提供や理解促進、普及啓発のためのマニュアルや好事例については、すでにあるものについてはその普及を、ないものについては作成し整備することが情報提供や理解促進、普及啓発の促進に役立つ可能性がある。また、その他として挙げられた、行政担当者が参加できる勉強会等の実施についても効果や実施可能性についての検討が期待される。

(2) リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例

補助犬の理解促進、普及啓発、認定や評価にあたってはリハ専門職の役割が大きいが、現状では、リハ専門職における補助犬への理解はあまり進んでいない。今後のリハ専門職における補助犬への理解促進や関わり方の検討にあたり、本具体例が参考として活用されることが期待される。

2. 法令検証に関する研究

(1) 身体障害者補助犬法と補装具費支給制度との比較

訓練事業者の質のばらつきについての指摘もあり、利用者への適切なアセスメントや社会参加に対する貸与後のモニタリング体制が十分に整っていないことが推察された。利用者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が望まれる。

補助犬利用者の障害特性、疾患の進行や全身状態等も含め総合的にアセスメントし、補助犬利用に関する適正と利用を継続することの妥当性を評価するためには、補装具費支給制度の適正に支給されるための仕組み、医療とリハビリテーションの専門職による適正な判断、医療及び福祉の専門職、補装具業者、行政などの連携を前提とした適合判定のシステムの枠組み、統一的判断基準を一部参考とすることも有益ではないかと考える。

本来は、補助犬利用者の利用者の障害および生活から生じるニーズアセスメントをモニタリングするには、生活に密着した形すなわち地域で利用者の生活全体を捉える必要がある。一方で補助犬の育成から利用

に至るまでの相談、評価、認定のスキームには高度な専門技術を要する側面があるため、広域的に専門的なノウハウをもち、リハビリテーション専門医や PT や OT、ST 等のリハビリ専門職のいるリハビリテーションセンターが指定法人の中核を担い、後方支援機関としての役割を担うことが引き続き重要である。

(2) 身体障害者補助犬法と社会参加に関する検討

調査結果をふまえ、今後は、補助犬を持つ前と持った後でどのように精神面が異なるか、知見が明らかにされる必要性がある。動物介在療法的な意義については、現行の補助犬法とは目的が異なるが、パートナードッグのような役割について、分担等をどのように考えることが望ましいか今後検討される必要がある。また、使用の経過の中で、加齢や疾患の影響による身体機能上の変化に関連し、犬を飼うことによる負荷が発生する可能性も考えられる為、今後継続した評価が必要であるとの声が聴かれた。

(3) 補助犬利用者の社会参加に関わるリハビリテーション専門職への面接調査

調査から、リハ専門職は「希望者の介助犬を持ちたいという思い」を大事にしつつ、最終的には「その方がどういった形で安全に生活、家の中と外での生活を楽しんで長く続けられるか」といった視点をもって。また、評価が進む中で希望者に必要な介助動作を明らかにするプロセスがあることや相互の役割を理解し信頼の上で関係性が成り立っていることが示された。フォロー

ーアップに関する課題については、導入当初の評価した動作だけではなく、その後の進化していくことを踏まえた介助動作、或いは利用者自身の身体機能の変化に伴う動作介助の評価等、セラピストが介入したフォローアップの継続も必要であることが示唆された。

(4) 補助犬のユーザビリティの評価についての検討

SF-36 や SIM の特徴をふまえると、社会参加の度合いの評価尺度については、補助犬ユーザーが属している「社会」が犬をどう捉えているか、犬を道具として使うことについての考え方の相違がある可能性があるため、尺度の採用にあたっては設問の妥当性の検討が必要と考える。

(5) 身体障害者補助犬法と制度的諸問題

補助犬利用の重度障害者の 65 歳問題については、介護保険と障害者福祉における「自立」には違いがあり、この両者の違いが制度の運用に影響を及ぼしていることが示唆された。

医療へのアクセスと危機発生時対応等の問題については、医療機関では合理的配慮の一つの方法として補助犬ユーザーかそれ以外のどちらかが医療施設内を別ルートで移動する、受診する時間帯や曜日をずらす等の合理的配慮を医療施設側が提案することは補助犬ユーザーにとってもそれ以外の利用者によっても心理的負担感は少ないと考える。補助犬の社会的認知がこれまで以上に進むには補助犬ユーザーを受け入れている施設や関連学会等で作成したマニュアルを先行して公開するなどの周知活動が必

要である。

災害時対応としては、まずは自治体から早期に情報提供を行い、補助犬ユーザーの「自助」意識を高める働きかけを行うことが期待される。また、介助犬ユーザーの一部は福祉避難所、それ以外の補助犬ユーザーは一般避難所に避難することが想定されるが、その際の補助犬の取り扱いについても市町村との事前取り決めが望まれる。大規模災害等、危機発生時の補助犬とユーザーの避難生活について、避難生活が長期化した場合も含め地域事情に合わせた検討を行うべきである。また、補助犬だけでなく、ユーザー自身の避難対策も周知が不十分である。関連学会や団体が個別に災害対策に関するガイドブックを作成しているので、市町村も既存の成果物を参考にしながら個別の避難計画立案に役立てることを推奨する。また関連学会にも現状に即した情報に適宜差し替えるなど定期的なガイドブックの更新を働きかける。このような大規模災害時の障害者、高齢者に対する合理的配慮事項はインクルーシブ防災対策として自治体の BCP（事業継続計画）等にも明記しておくことが求められる。

新型コロナウイルス感染拡大が補助犬制度に与えた影響については、補助犬ユーザーと訓練事業所に対して、コロナによる影響と社会参加の変化については明らかになっていない。補助犬ユーザーに対する調査と訓練事業所調査と検討が必要である。

3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練および認定の基準、ならびにフォロー

アップのあり方を検討した。調査結果を受けて、補助犬使用者の社会参加の姿を限定的に明示することは適切ではないものの、少なくとも社会参加を含む補助犬使用（希望）者のニーズが達成しうる状態にあるかについて、合同（共同）訓練および認定の段階で適切に評価されていること、さらに、貸与（譲渡）後もそれらのニーズが達成され続けていることを確認する必要性が改めて確認された。このために、合同（共同）訓練と認定の評価については、介助犬／聴導犬申請様式指定法人統一フォーマットの活用を提案する。調査結果をふまえると、補助動作はもちろんのこと補助犬と生活すること全般を含めて、社会参加と自立に関する使用（希望）者のニーズが達成されるかという視点での評価が必要となるだろう。

フォローアップについては、調査結果から、年1回程度の実施およびフォローアップの記録を提案する。なお、限られた資源において補助犬訓練事業の質を担保するためには、補助犬と使用者の状況に合わせてメールや電話など他の手段も含めた適切な方法を選択することを提案する。

これらを受けて補助犬事業のサービスの質を保障するために周知資料を作成した。訓練事業者、指定法人はもちろんのこと、自治体、使用者も含めて、それぞれが補助犬事業のサービスの質の担保に影響を与える主体であることを認識して補助犬事業に関わっていくことが期待される。

E. まとめ

1. 総合考察・結論

(1) 障害者評価に関する研究

補助犬の運用については、現在は都道府県で「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業」として実施されている（厚生労働省）。しかし、先行研究においていまだ制度の入口における課題が指摘されている（みずほ情報総研株式会社，2019）。また、別の先行研究において、障害者に対する理解促進、普及啓発は少なかった（日本補助犬情報センター，2019）。

それらをふまえて、前年度の厚生労働科学研究の報告書では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬の使用を検討するための情報が届いていない可能性を指摘した。そして、本年度の本研究では、都道府県の補助犬使用希望者（障害者）に対する取組の実施状況や、取組が実施できていない場合の要因を把握した。

また、補助犬の理解促進、普及啓発の後の、実際の支給にあたる認定、評価に重要なリハ専門職の役割について、情報や理解が不足しているという指摘があることをふまえて、補助犬の認定、評価におけるリハ専門職の役割や視点の具体例を提示した。これらにより、障害者に対する理解促進、普及啓発のあり方について、課題解決に必要な取組が示唆された。また、リハ専門職の補助犬の認定、評価への関わりの実態の具体例を示した。

今後、本研究の結果を活用し、都道府県の「地域生活支援事業」における補助犬使用希望者への補助犬の情報提供や理解促進、普及啓発について共通して活用できる基礎的内容や取組の好事例が作成、整備されることが期待される。

(2) 法令検証に関する研究

障害特性と生活の中で生じるニーズ把握や、疾患の進行状況や全身状態などを総合的にアセスメントし補助犬の利用の適正判断などを図り、貸与後の品質管理やフォローアップ体制の充実化を図るためには、医療・福祉の専門職、訓練事業者、公的機関が連携する仕組みにも課題が示唆されたため、補装具費支給制度の枠組みを一部運用するなど、現行の法制度の見直しに向けた議論の整理が必要である。

使用者の身体機能に合わせた補助犬による介助は、長期的な補助犬利用と使用者の社会参加の機会の拡大につながる。従って、今後も総合リハビリテーションの一貫として補助犬利用を捉え、使用者の社会参加拡大に関わりを持つ必要がある。また、関わりの中で潜在的な社会参加能力をセラピストが見出す可能性や機能低下による無理な動作の予防の可能性もあり、継続的な評価が必要である。

(3) 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

最後に展望として、補助犬法における「社会参加」について引き続き検討する必要があるだろう。インターネットの普及やそれに伴う社会の変化により、在宅での就労、他者との交流、社会サービス等の利用がより自由に行えるようになった。このような中、訓練事業者や指定法人のみならず、補助犬使用者（希望者）が希望する「社会参加」の姿も多様になっていることは想像に難くない。

補助犬法の目的には「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障

害者の自立及び社会参加の促進に寄与する」とあり、施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第四章）には、住宅における身体障害者補助犬の使用（第十一条）も含まれている。つまり、住宅を含めた多様な場面での補助犬を同伴した「社会参加」が法律上でも認められており、このことが社会の変化と合わせて、補助犬法における「社会参加」の多様なとらえ方につながっているのだろう。

そのような中、障害による外出の困難は解決されるべき課題である。「社会参加」に多様なとらえ方があるものの、支援の立場である訓練事業者としては、積極的に課題解決に向かって地域や職場での理解を促していくとともに、補助犬を通したさらなる自立や社会参加の可能性を希望者に示していくことも大切な役割といえるだろう。

また、補助犬は障害を補う役割を果たすだけではない。補助犬使用者もまた命ある補助犬への義務と責任を負うことになり、そのことが補助犬使用者の自立や社会参加を間接的に後押ししうる。このような副次的な効果は他の自助具では得られない補助犬の特徴である。補助犬法における「社会参加」を考える上で、以上のことをふまえて補助犬との生活がもたらすさらなる自立と社会参加の姿を引き続き議論していくことが求められるだろう。

2. 提言

3つの分担研究（障害者評価に関する研究、法令検証に関する研究、訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究）における調査研究により、現状の補助犬の制度、運用、実際には以下のような実態や課題が

あることが明らかになった。

- ①補助犬使用希望者に対する情報提供、理解促進、普及啓発の取組の実態は、都道府県によりばらつきがあり、適性のある補助犬使用希望者に必要な情報を届かず、サービスから除外されている可能性が示唆された。
- ②総合的にアセスメントにより補助犬の利用の適正判断などを図り、貸与後の品質管理やフォローアップ体制の充実化を図るためには、医療・福祉の専門職、訓練事業者、公的機関が連携する仕組みにも課題が示唆された。
- ③補助犬法における「社会参加」について、訓練事業者や指定法人のとらえ方は多様である。また補助犬使用者（希望者）が希望する「社会参加」の姿も多様になっている。
- ④いまだ医療機関や施設等での補助犬利用者の受け入れ拒否事例が見られる。障害による外出の困難は解決されるべき課題である。

以上や全体の研究成果をふまえ、本研究では今後の補助犬の制度や運用のあり方について以下のように考える。

- ①適性のある障害者がサービスから除外されないよう、補助犬使用希望者への情報提供、理解促進、普及啓発を一層進める必要がある。そのためには、事業を運営する自治体への事業の趣旨の理解促進の徹底が重要である。
- ②補助犬の認定、評価にあたってはリハ専門職の果たす役割は大きいと考えられる

ため、本研究で示した認定、評価への関わりの具体例を活用する等、リハ専門職の補助犬への理解促進が期待される。

- ③補助犬に制度については、補装具費支給制度の枠組みを一部運用するなど、現行の法制度の見直しに向けた議論の整理が必要である。
- ④使用者の身体機能に合わせた補助犬による介助は、長期的な補助犬利用と使用者の社会参加の機会の拡大につながる。従って、今後も総合リハビリテーションの一貫として補助犬利用を捉え、使用者の社会参加拡大に関わりを持つ必要がある。
- ⑤「社会参加」に多様なとらえ方はあるものの、支援の立場である訓練事業者としては、積極的に課題解決に向かって地域や職場での理解を促していくとともに、補助犬を通じたさらなる自立や社会参加の可能性を希望者に示していくことも大切な役割といえる。
- ⑦補助犬との生活がもたらすさらなる自立と社会参加の姿を引き続き議論していくことが求められる。

本研究では、全体をふまえて最終的に以下の提言を行う。

身体障害者補助犬の制度の適切な運用と、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるためには、①認定と評価のあり方、社会参加のとらえ方を引き続き検討し、利用の適性の妥当性を明確化する、②サービスの対象となる障害者を制度の入口で除外しないため、都道府県等の自治体への身体障害者補助犬法の趣旨を徹底する、③リハビリテーション専門職へ

の補助犬に関する教育の場の確保（研修の充実）を検討する、④事業者のサービスの質を確保するため、フォローアップの徹底と記録保持を求めることが必要と考える。また一例として事業者への研修のあり方や資格化を議論することも有効な可能性があると考え。そのために本研究成果が活用できると考える。今後の取組に向けての検討が期待される。

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 山本真理子・高柳友子・渡邊学. (2022) 補助犬使用者（希望者）と補助犬（候補犬）の合同訓練、認定、フォローアップ～自立と社会参加からみた現状～. 日本補助犬科学研究, 16(1): 53-59.

2. 学会発表

- 1) 清野絵・飛松好子・石川浩太郎・菊地尚久・田中雅之・渡邊学. 「身体障害者補助犬の使用を希望する障害者に対する情報提供：文献調査および都道府県の公式ホームページの調査の結果から」、日本身体障害者補助犬学会第 14 回学術大会. 2022 年 12 月 17 日～2023 年 1 月 31 日. (オンライン)
- 2) 中澤若菜・小澤温. 「わが国の補装具制度と補助犬制度との比較（ミニレクチャー）」、日本身体障害者補助犬学会学術大会. 2022 年 12 月 10 日.
- 3) 中澤若菜・小澤温. 「身体障害者補助犬法と他法との比較検討－補装具支給費

制度との比較検討」、日本リハビリテーション連携科学学会第 24 回大会、2023 年 3 月 12 日.

- 4) 山本真理子・高柳友子・渡邊学. 「合同（共同）訓練からフォローアップの使用者の経験に関する調査～自立と社会参加について～」. 日本身体障害者補助犬学会第 14 回学術大会. 2022 年 12 月 17 日～2023 年 1 月 31 日. (オンライン)

H. 知的財産権の出願・取得状況

該当なし

I. 引用文献

1. 厚生労働省. 身体障害者補助犬の概要・利用方法.
(https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougai_hoken/hojoken/gaiyo.html, 2022.5.19.)
2. みずほ情報総研株式会社 (2019) 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書, みずほ情報総研株式会社.
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521734.pdf>, 2022.5.19.)
3. 日本補助犬情報センター (2019) 2017 (平成 29) 年度身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果, 日本補助犬情報センター.

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者補助犬使用希望者への情報提供、理解促進、普及啓発と適性評価に関する研究

研究代表者	清野 絵	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 室長
研究協力者	飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター 医長
研究分担者	小澤 温	筑波大学 教授
研究協力者	大塚 栄子	植草学園大学 保健医療学部 講師
研究協力者	菊地 尚久	千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長
研究協力者	高柳 友子	一般社団法人日本身体障害者補助犬学会 理事
研究協力者	田中 雅之	名古屋市総合リハビリテーションセンター 自立支援部長
研究協力者	中澤 若菜	神奈川リハビリテーション病院 ソーシャルワーカー
研究協力者	野口 裕美	四條畷学園大学 リハビリテーション学部 教授
研究分担者	山本 真理子	帝京科学大学 講師
研究協力者	吉田 文	大阪保健医療大学 保健医療学部 教授
研究協力者	渡邊 学	東京大学 大学院新領域創成科学研究科 特任教授

研究要旨

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるために、①補助犬使用希望者への都道府県の情報提供、理解促進、普及啓発の実態を明らかにすること、②リハビリテーション専門職の行う認定や評価の具体例を示すことを目的とした。研究方法は、①質問紙調査、②インタビュー調査の分析とした。その結果、①ホームページでの情報提供では、補助犬に関する基本的内容について今後も提供の予定がない都道府県があるという課題が明らかになった。その理由として、情報提供の必要性や意義が十分に理解されていない可能性があることが示唆された。理解促進、普及啓発では、「講演会や研修会」、「補助犬のデモンストレーション」を実施している都道府県が約3割、「補助犬や補助犬法についてのパンフレット配布」を実施している都道府県が約7割であった。要綱や様式の整備では、整備している都道府県が約8割であった。相談窓口の担当先は、訓練事業者等の自治体以外が約4割であった。自治体以外が相談窓口になっている場合、自治体への報告や対応が明確化されていない都道府県が約7～6割あり、適性のある補助犬使用希望者が除外されている可能性が示唆された。課題では、情報、予算、人員の不足が約6～5割、必要な情報や支援では、マニュアルや好事例が必要が約8～7割であった。今後、補助犬事業の意義の理解を一層進めるとともに、情報提供、理解促進、普及啓発のために共通して活用できる基本的内容や取組の好事例が整備されることが期待される。②分析の結果、リハビリテーション専門職の補助犬の認定・評価への関わりの具体例、専門職の役割への認識を整理した。今後、本資料が参考として活用されることが期待される。

A. 研究目的

障害者の社会参加や自立を促進するための身体障害者補助犬（以下、補助犬）のサービスが効果的に運用されるためには、補助犬のニーズや適性のある障害者に適切にサービスが提供される必要がある。そのためには、補助犬に関する事業やサービス、潜在的な者を含む補助犬の使用を希望する障害者（以下、補助犬使用希望者）に対する情報提供が適切に実施されているとともに、補助犬利用に関する障害者の評価が適切に行われる必要がある。

以上から、本研究では、①ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう補助犬使用希望者への都道府県の補助犬に関する情報提供、理解促進、普及啓発の実態を明らかにすること、②リハビリテーション専門職（以下、リハ専門職）の補助犬使用希望者の認定や評価の実態および各専門職の役割の具体例を示すことを目的とした。

B. 研究方法

1. 都道府県における情報提供、理解促進、普及啓発の実態調査

都道府県 47 ヶ所を対象に、身体障害者補助犬の情報提供、理解促進、普及啓発に関する実態について質問紙調査を行った。質問紙をメールにて送付した。回収はメールまたは FAX とした。調査実施は、特定非営利活動法人日本補助犬情報センターに委託した。

質問紙の内容は、大きく分けて①補助犬使用希望者への情報提供について、②補助犬使用希望者への理解促進と普及啓発について、③自治体の補助犬に関する業務について、④補助犬の情報提供や理解促進、普及啓発の課題や必要な情報や支援についてであった。調査票を資料 1 として示す。

（倫理面への配慮）

本研究は、個人情報を対象としていないため、倫理面への配慮が必要な研究には該当しない。

2. リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例

リハ専門職が補助犬利用者の社会参加にどのような認識を持つか、関連する周辺

課題と共に聴取することを目的に、指定法人（2 団体）の身体障害者補助犬の認定に長く関わった経験のあるリハ専門職 4 名（理学療法士（PT）/作業療法士（OT）/言語聴覚士（ST））および視覚リハリテーションに長期的に関わった歩行指導員 1 名、ソーシャルワーカー 3 名にインタビュー調査を実施した。対象のうち、リハ専門職（理学療法士/作業療法士/言語聴覚士）の認定への関わり方の具体例、評価視点等についてインタビュー調査から分析した。

なお、本インタビュー調査は、分担研究報告書「身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究」で報告した調査と同じ調査を再掲したものである。分析は本報告書の目的のため新たな分析を行った。

（倫理面への配慮）

補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、補助犬の利用者等からのヒアリング調査（課題番号 2021-104 号）では、筑波大学において研究倫理審査を受け承認された。

C. 研究結果

1. 都道府県における情報提供、理解促進・普及啓発の実態調査

質問紙の回収数は次のとおりである。都道府県 46 ヶ所（回収率 97.9%）であった。結果を資料 2（表 1～41 および図 1～42）に示す。

（1）補助犬使用希望者に対する情報提供 （1）-1. ホームページでの情報提供

ホームページにおける情報提供の実態は以下のとおりであった。「身体障害者補助犬について」の情報提供を行っている都道府県は 42 ヶ所（91.3%）、今後提供予定は 3 ヶ所（6.5%）、今後も提供予定なしは 1 ヶ所（2.2%）であった。「身体障害者補助犬法について」の情報提供を行っている都道府県は 38 ヶ所（82.6%）、今後提供予定は 5 ヶ所（10.9%）、今後も提供予定なしは 3 ヶ所（6.5%）であった。「補助犬使用の対象となる障害や条件について」の情報提供を行っている都道府県は 30 ヶ所（65.2%）、今後提供予定は 5 ヶ所（10.9%）、今後も提供予

定なしは11ヶ所(23.9%)であった。「補助犬使用の目的について」の情報提供を行っている都道府県は39ヶ所(84.8%)、今後提供予定は3ヶ所(6.5%)、今後も提供予定なしは4ヶ所(8.7%)、であった。「補助犬使用を希望する場合の手続き」の情報提供を行っている都道府県は29ヶ所(63.0%)、今後提供予定は6ヶ所(13.0%)、今後も提供予定なしは11ヶ所(23.9%)であった。「補助犬使用希望者の相談窓口」の情報提供を行っている都道府県は41ヶ所(89.1%)、今後提供予定は2ヶ所(4.3%)、今後も提供予定なしは3ヶ所(6.5%)であった。「補助犬の育成事業について」の情報提供を行っている都道府県は21ヶ所(45.7%)、今後提供予定は11ヶ所(23.9%)、今後も提供予定なしは13ヶ所(28.3%)であった。

(1) -2. 情報提供していない理由

ホームページにおける情報提供で、現時点で「情報提供していない」という回答をした場合の情報提供していない理由は以下のとおりであった。「情報提供は必要ではないと考えるため」は、「はい」が4ヶ所(12.5%)であった。「どのような項目を情報提供すべきか不明なため」は、「はい」が7ヶ所(21.9%)であった。「どのような内容を情報提供すべきか不明なため」は、「はい」が9ヶ所(28.1%)であった。「ホームページ掲載の労力、時間が不足しているため」は、「はい」が10ヶ所(31.3%)であった。「その他(具体的な内容)」は、以下のとおりであった。「貸与や育成は訓練事業者や育成団体が行っているため」、「訓練事業者や補助団体が情報発信しているため」、「要件を満たさなければ補助犬を持ってない等の誤解を生まないため(要件等について問合せがあれば個別に回答する)」、「どのような方法が良いか検討が必要なため」であった。

(2) 身体障害者に対する理解促進や普及啓発

(2) -1. 理解促進、普及啓発の活動の実施の有無

「講演会や研修会」を定期的または単発的に実施している都道府県は13ヶ所

(28.3%)、今後実施する予定は8ヶ所(17.4%)、今後も実施予定はないは24ヶ所(52.2%)であった。「補助犬のデモンストレーション」を定期的または単発的に実施している都道府県は14ヶ所(30.4%)、今後実施する予定は7ヶ所(15.2%)、今後も実施予定はないは24ヶ所(52.2%)であった。「補助犬や補助犬法についてのパンフレット配布」を定期的または単発的に実施している都道府県は33ヶ所(71.7%)、今後実施する予定は4ヶ所(8.7%)、今後も実施予定はないは8ヶ所(17.4%)であった。「その他(具体的な内容)」は、「厚生労働省リーフレット等の配布」、「現状想定していない」、「障害者団体による普及啓発」であった。

(2) -2. 理解促進、普及啓発の活動を実施していない理由

理解促進・普及啓発の活動について、現時点で「情報提供していない」という回答をした場合の、実施していない理由は次のとおりであった。「実施は必要ではないと考えるため」は、「はい」が2ヶ所(5.4%)であった。「どのような活動を実施すべきか不明なため」は、「はい」が13ヶ所(35.1%)であった。「実施するための予算が不足しているため」は、「はい」が27ヶ所(73.0%)であった。「実施するための人員が不足しているため」は、「はい」が21ヶ所(56.8%)であった。「その他(具体的な内容)」は、次のとおりであった。「現状想定していない」「別のサポート運動の啓発の中で、他の障害の啓発も行っているため」「ホームページや障害者団体による普及啓発を行っているため」。

(3) 身体障害者補助犬に関する業務

(3) -1. 補助犬使用の申請手順や決定方法についての要綱等の整備状況

「申請や決定に関する要綱」は、「ある」が38ヶ所(82.6%)、「ない」が8ヶ所(17.4%)であった。「自治体独自の申請書の様式」は、「ある」が38ヶ所(82.6%)、「ない」が8ヶ所(17.4%)であった。「要綱以外の申請があった場合の具体的な対応

方法、手順」は、「ある」が2ヶ所(4.3%)、「ない」が41ヶ所(89.1%)であった。

(3)-2. 補助犬使用希望者が最初に相談する際の、相談窓口の担当先

補助犬使用希望者の相談窓口は、「自治体」が28ヶ所(60.9%)、「補助犬の訓練事業者」が10ヶ所(21.7%)、「その他」が8ヶ所(17.4%)であった。「その他」の具体的な担当先は、「居住地の市町村」「委託先(障害者団体)」、「障害者団体」が4件、「補助犬関係団体」2件であった。

(3)-3. 相談窓口が「補助犬の訓練事業者」または「その他」の場合の担当先の実態

「訓練事業者」または「その他」の団体に相談業務を委託している」は、「はい」が8ヶ所(44.4%)、「いいえ」が10ヶ所(55.6%)であった。「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、適性のある補助犬使用者が除外されないよう、自治体へ報告する内容や手順を明確化している」は、「はい」が5ヶ所(27.8%)、「いいえ」が13ヶ所(72.2%)であった。「訓練事業者」または「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、適性のある補助犬使用希望者が除外されないよう、対応の内容や方法を明確に規定している」は、「はい」が6ヶ所(33.3%)、「いいえ」が11ヶ所(61.1%)であった。

(4) 情報提供や理解促進、普及啓発について課題や必要な情報、支援等

(4)-1. 課題

「情報の不足が課題」は、「はい」が30ヶ所(65.2%)であった。「予算の不足が課題」は、「はい」が26ヶ所(56.5%)であった。「人員の不足が課題」は、「はい」が23ヶ所(50.0%)であった。「その他(具体的に)」は、以下のとおりであった。「国による補助金があったとしても自治体の予算に余裕がなく一般財源が確保できず事業の拡充ができない」、「補助犬利用者が少ないため」、「全域をカバーするには負担が大きすぎるため」、

「ユーザー自体が少なく、地域においても体感できる機会が少ないこともあり、なかなか身近なものとして感じにくい」、「潜在的な使用希望者に対する情報提供が自治体としてどこまで必要とされるのか理解不足」、「自治体には、啓発に有効な画像等の素材がない。国パンフやイラストのSNSや啓発動画での利用を認めてもらえると助かる」。

(4)-2. 必要な情報や支援

「情報提供のためのマニュアル」は、「必要」が32ヶ所(69.6%)であった。「情報提供の好事例」は、「必要」が36ヶ所(78.3%)であった。「理解促進・普及啓発のためのマニュアル」は、「必要」が37ヶ所(80.4%)であった。「理解促進・普及啓発の好事例」は、「必要」が39ヶ所(84.8%)であった。

「申請や手続きについてのマニュアル」は、「必要」が28ヶ所(60.9%)であった。「その他(具体的に)」として、行政担当者が参加できる勉強会等の実施という意見が挙げられた。

2. リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例

結果を資料3として示す。

D. 考察・結論

1. 都道府県における情報提供、理解促進・普及啓発の実態調査

(1) 補助犬使用希望者に対する情報提供

(1)-1. ホームページでの情報提供

ホームページにおける情報提供は、「身体障害者補助犬について」、「身体障害者補助犬法について」、「補助犬使用の目的について」、「補助犬使用希望者の相談窓口」に関しては9~8割の都道府県が行っていた。しかし、それらの項目についても1~4ヶ所の都道府県では、今後も提供予定なしと回答していた。しかし、このような基本的内容については、情報提供することが望ましいと考えられるため、情報提供していない理由の解決のための取組を進めることが必要と考える。

一方、「補助犬使用の対象となる障害や条

件について、「補助犬使用を希望する場合の手続き」に関しては行っているのは4～6割程度の都道府県に留まっていた。これらの項目は、実施割合の高かった項目に比べ、提示が複雑、ホームページだけでは正確に情報が伝わらない可能性があることが考えられ、どのような情報をどのように提示すればよいかについて検討や、例示が必要な可能性がある。

(1) - 2. 情報提供していない理由

ホームページで情報提供していない理由として、情報提供は必要ではないと考える都道府県が4カ所あった。この結果は、補助犬事業を行う自治体に事業や情報提供の意義や必要性が十分に理解されていないことが要因として考えられる。したがって、改めて身体障害者補助犬育成促進事業の目的や意義の周知を行い、事業の趣旨の理解を一層進めることが重要と考える。

その他の理由として、「どのような項目を情報提供すべきか不明なため」が7ヶ所、「どのような内容を情報提供すべきか不明なため」が9ヶ所、「ホームページ掲載の労力、時間が不足しているため」が10ヶ所であった。情報提供すべき基本的内容を例示したり、情報提供に活用できる資料を提供したりすることで不明点の解消や、労力や時間の効率化につながり、情報提供が促進される可能性があると考えられる。

(2) 身体障害者に対する理解促進や普及啓発

(2) - 1. 理解促進、普及啓発の活動の実施の有無

理解促進、普及啓発の活動の実態については、「講演会や研修会」、「補助犬のデモンストレーション」を実施している都道府県は約3割、一方、「補助犬や補助犬法についてのパンフレット配布」を実施している都道府県は約7割であった。実施割合で見ると、パンフレット配布は講演会や研修会、デモンストレーションと比べ実施しやすいことが推察できる。そのため、パンフレット配布する自治体を増やすことは広く情報を提供するという点で、取組しやすい方策

として考えられる。その際は、どの自治体でも活用できる基本的内容や必要な情報が掲載された共通のパンフレットを作成することも効果的な可能性がある。さらに、講演会や研修会、デモンストレーションはパンフレット配布と比べコストや労力がかかると考えられるが、補助犬使用希望者への理解促進や普及啓発の効果が高い可能性が考えられ、その効果の検証や実施を増やす方策の検討も重要であると考ええる。また、その他の具体的回答して挙げた「厚生労働省リーフレット等の配布」、「障害者団体による普及啓発」をふまえると、国、自治体、関係団体の役割分担による効率的な取組が効果的な可能性がある。

(2) - 2. 理解促進、普及啓発の活動を実施していない理由

理解促進、普及啓発の活動について実施していない理由は、「実施は必要ではないと考えるため」が2ヶ所、「どのような活動を実施すべきか不明なため」が13ヶ所、「実施するための予算が不足しているため」が27ヶ所、「実施するための人員が不足しているため」が21ヶ所であった。これらのうち、どのような活動を実施すべきかについては、好事例や、活動実施に必要な詳細を示した資料の提供が課題解決に役立つ可能性がある。また、実施の必要性、予算不足、人員不足については、必要な予算や人員の確保に取り組むとともに、自治体として行うのが適切な基本的取組について関係者間の議論により共通認識を作っていくこととともに、現状において大きな負担なく実施できる取組を例示することも役に立つ可能性がある。

(3) 身体障害者補助犬に関する業務

(3) - 1. 補助犬使用の申請手順や決定方法についての要綱等の整備状況

「申請や決定に関する要綱」、「自治体独自の申請書の様式」がある都道府県は約8割であり、多くの自治体で整備されていた。また、「要綱以外の申請があった場合の具体的な対応方法、手順」がある都道府県は2ヶ所のみで、整備は進んでいなかった。自治体として整備することが効果的な要綱等については未整備の都道府県の整備

を促すとともに、必要な要綱やそれ以外の資料についても基本的事項を整理して例示することが、情報提供の均てん化に役立つ可能性がある。

(3) - 2. 補助犬使用希望者の相談窓口とその実態

補助犬使用希望者の相談窓口は、「自治体」が約 6 割、「補助犬の訓練事業者」が約 2 割、「その他」が約 2 割であった。しかし、自治体以外が相談窓口になっている場合の相談業務の委託状況は約 4 割で、委託していない場合が半数以上であった。さらに、自治体以外が相談窓口になっており、相談を受けた際、適性のある補助犬使用者が除外されないよう、自治体へ報告する内容や手順を明確化していない都道府県が約 7 割であった。また、自治体以外が相談を受けた際、適性のある補助犬使用希望者が除外されないよう、対応の内容や方法を明確に規定していない都道府県は約 6 割であった。したがって、現状では、報告や対応の詳細が明確化されておらず、適性のある補助犬使用希望者が除外されている可能性が示唆された。

(4) 情報提供や理解促進、普及啓発について課題や必要な情報、支援等

(4) - 1. 課題

情報提供や理解促進、普及啓発の課題は、情報、予算、人員の不足が約 6~5 割であった。都道府県によっては補助犬の申請者や使用者が少なく予算、人員の確保は早急には対応が難しい可能性がある。一方、情報については必要な情報を整理して提供することで課題解決に役立つ可能性がある。その他の具体的な理由としては、「潜在的な使用希望者に対する情報提供が自治体としてどこまで必要とされるのか理解不足」、「自治体には、啓発に有効な画像等の素材がない。国のパンフレットやイラストの SNS や啓発動画での利用を認められると助かる」という意見が見られた。自治体が行うのが適切な基本的な取組を伝えるとともに、自治体が活用できる情報、画像等を提供することが期待される。

ホームページや SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）の情報発信については、今後、一例として新規の補助犬使用希望者に対しての行政等からのサポートの俯瞰的なフローチャートを作成し、動画コンテンツとして一般に公開することは本研究の課題解決の一助となる可能性がある。また、このような対応によりオンデマンド配信で補助犬使用希望者が必要な情報を知り、行動を起こせる契機となることは障害者福祉への貢献の意義も大きいと考える。

(4) - 2. 必要な情報や支援

情報提供や理解促進、普及啓発のために必要な情報や支援は、「情報提供のためのマニュアル」、「情報提供の好事例」、「理解促進・普及啓発のためのマニュアル」、「理解促進・普及啓発の好事例」が必要と考える都道府県が約 8~7 割であった。また、「申請や手続きについてのマニュアル」が必要と考える都道府県が約 6 割であった。申請や手続きについては自治体によるものがあると考えられるが、前者のものについては、すでにあるものについてはその普及を、ないものについては作成し整備することが情報提供や理解促進、普及啓発の促進に役立つ可能性がある。また、その他として挙げられた、行政担当者が参加できる勉強会等の実施についても効果や実施可能性についての検討が期待される。

2. リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例

インタビュー調査の結果を考察、分析し、各専門職の評価への関わりについて、リハ専門職の補助犬の認定・評価への関わりの具体例、専門職の役割への認識を整理して提示した。補助犬の理解促進、普及啓発、認定や評価にあたってはリハ専門職の役割が大きいのが、現状では、リハ専門職における補助犬への理解はあまり進んでいない。今後のリハ専門職における補助犬への理解促進や関わり方の検討にあたり、本具体例が参考として活用されることが期待される。

3. まとめ

補助犬の運用については、2002年に「身体障害者補助犬法」が施行され、現在は都道府県で「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業(以下、育成事業)」として実施されている(厚生労働省)。しかし、先行研究においていまだ「利用者自らが訓練事業者にお問い合わせをしている」「行政や病院等の担当者の認識が低く、潜在的な利用者への補助犬の紹介等がなされていない」等の制度の入口における課題が指摘されている(みずほ情報総研株式会社, 2019)。

また、先行研究において、補助犬に関する理解促進・普及啓発の実施状況は、理解促進事業の実施は23%、啓発活動は83%であり、理解促進の取組は少なく、また全ての取組の主な対象は障害のない一般市民であり、障害者に対する理解促進・普及啓発はさらにそのなかのごく一部であった(日本補助犬情報センター, 2019)。したがって、前年度の厚生労働科学研究の報告書では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬の使用を検討するための情報が届いていない可能性を指摘した。以上をふまえ、本研究では、都道府県の補助犬使用希望者(障害者)に対する取組の実施状況や、取組が実施できていない場合の要因を把握した。また、補助犬の理解促進、普及啓発の後の、実際の支給にあたる認定、評価に重要なリハ専門職の役割について、情報や理解が不足しているという課題をふまえ、補助犬の認定、評価におけるリハ専門職の役割や視点の具体例を提示した。これらにより、障害者に対する理解促進・普及啓発のあり方について、課題解決に必要な取組が示唆された。また、リハ専門職の補助犬の認定、評価への関わりの実態の具体例を示した。

今後、本研究の結果を活用し、都道府県の「地域生活支援事業」における補助犬使用希望者への補助犬の情報提供や理解促進、普及啓発について共通して活用できる基礎的内容や取組の好事例が作成、整備されることが期待される。

E. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

清野絵・飛松好子・石川浩太郎・菊地尚久・田中雅之・渡邊学. 「身体障害者補助犬の使用を希望する障害者に対する情報提供: 文献調査および都道府県の公式ホームページの調査の結果から」日本身体障害者補助犬学会. 第14回学術大会. 2022年12月17日~2023年1月31日. (オンライン)

F. 知的財産権の出願・取得状況

該当なし

G. 引用文献

1. 厚生労働省. 身体障害者補助犬の概要・利用方法. (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihooken/hojoken/gaiyo.html>, 2022.5.19.)
2. みずほ情報総研株式会社(2019)身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書, みずほ情報総研株式会社. (<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521734.pdf>, 2022.5.19.)
3. 日本補助犬情報センター(2019)2017(平成29)年度身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果, 日本補助犬情報センター.

資料1 調査票

自治体における身体障害者補助犬の

情報提供、理解促進・普及啓発に関する実態調査

1. 身体障害者補助犬の使用希望者に対する情報提供について伺います

(1) 補助犬の使用希望者に対してホームページで次のような情報を提供していますか。
該当するものを選んでください。

〈回答選択肢〉 a.情報提供している b.情報提供していない。今後提供予定。

c.情報提供していない。今後も提供予定なし。

項目	回答
①身体障害者補助犬について	
②身体障害者補助犬法について	
③補助犬使用の対象となる障害や条件について	
④補助犬使用の目的について	
⑤補助犬使用を希望する場合の手続き	
⑥補助犬使用希望者の相談窓口	
⑦補助犬の育成事業について	

(2) (1) の設問で、「情報提供していない (b または c)」の選択肢が 1 つ以上あった方に
伺います。情報提供していない理由を教えてください。

〈回答選択肢〉 a.はい b.いいえ c.わからない

項目	回答
①情報提供は必要ではないと考えるため	
②どのような <u>項目</u> を情報提供すべきか不明なため	
③どのような <u>内容</u> を情報提供すべきか不明なため	
④ホームページ掲載の労力、時間が不足しているため	
⑤その他 (具体的な内容を記載してください)	

2. 身体障害者補助犬の潜在的な使用希望者である身体障害者に対する理解促進や普及啓発について伺います。

(1) 身体障害者補助犬法や補助犬に関して、身体障害者を対象にして理解促進・普及啓発の活動を実施していますか。該当するものを選んでください。

(2022年10月1日時点の実績、調査以降の予定)

***COVID-19の影響による一時的な実施停止等は除外して下さい。**

〈回答選択肢〉 a.定期的に実施している b.単発的に実施している

c.実施していない、今後実施する予定

d.実施していない、今後も実施の予定はない

項目	回答
①講演会や研修会（補助犬の目的、対象等を伝える）	
②補助犬のデモンストレーション	
③補助犬や補助犬法についてのパンフレット配布	
④その他（具体的な内容を記載して下さい）	

(2) (1) の設間で「実施していない（cまたはd）」の選択肢が1つ以上あった方に伺います。実施していない理由を教えてください。

***COVID-19の影響は除外して下さい。**

〈回答選択肢〉 a.はい b.いいえ c.わからない

項目	回答
①実施は必要ではないと考えるため	
②どのような活動を実施すべきか不明なため	
③実施するための 予算 が不足しているため	
④実施するための 人員 が不足しているため	
⑤その他（具体的な内容を記載してください）	

3. 貴都道府県の身体障害者補助犬に関する業務について伺います

(1) 補助犬使用の申請手順や決定方法についての要綱等の整備状況について伺います。

〈回答選択〉 a.ある b.ない

項目	回答
①申請や決定に関する要綱	
②自治体独自の申請書の様式	
③要綱以外の申請があった場合の具体的な対応方法、 手順（マニュアル）	

(2) 補助犬の使用希望者が最初に相談する際の、補助犬相談窓口の担当先について伺います。
該当する担当先はどこですか。

〈回答選択肢〉 a.自治体 b.補助犬の訓練事業者 c.その他（具体的に）

項目	回答
使用希望者の相談窓口の担当先はどこですか	
*その他の場合、具体的な担当先を 記載してください	

(3) (2) の設問で「b.補助犬の訓練事業者」または「c.その他」と回答された方に伺います。
担当先の実態について教えてください。

〈回答選択肢〉 a.はい b.いいえ c.わからない

項目	回答
①「訓練事業者」または「その他」の団体に 相談業務を委託している	
②「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、適 性のある補助犬使用希望者が除外されないよう、自治体へ報告す る内容や手順を明確化している	
③「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、適 性のある補助犬使用希望者が除外されないよう、対応の内容や方 法を明確に規定している。	

4. 身体障害者補助犬の潜在的な使用希望者のための情報提供や理解促進、普及啓発について課題と感じていることや必要な情報や支援があれば教えてください。

①課題について

〈回答選択肢〉 a.はい b.いいえ

項目	回答
①情報の不足を課題と感じている	
②予算の不足を課題と感じている	
③人員の不足を課題と感じている	
④その他のことを課題と感じている	
*課題について具体的な内容があれば 教えてください	

②必要な情報や支援について

〈回答選択肢〉 a.はい b.いいえ

項目	回答
①情報提供のためのマニュアル	
②情報提供の好事例	
③理解促進・普及啓発のためのマニュアル	
④理解促進・普及啓発の好事例	
⑤申請や手続きについてのマニュアル	
⑥その他必要な情報や支援がある	
*必要な情報や支援について具体的な内容があれば 教えてください	

質問は以上となります。お忙しい中のご協力、誠にありがとうございました。

資料2 調査結果

表 1.ホームページでの情報提供：
身体障害者補助犬について

	件	割合
情報提供している	42	91.3%
情報提供していない。 今後提供予定	3	6.5%
情報提供していない。 今後も予定なし	1	2.2%

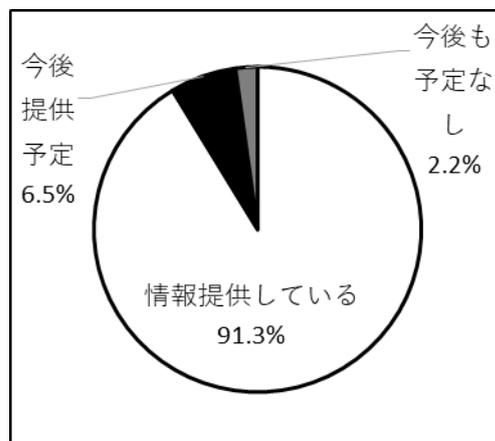


図 1.ホームページでの情報提供：
身体障害者補助犬について

表 2.ホームページでの情報提供：
身体障害者補助犬法について

	件	割合
情報提供している	38	82.6%
情報提供していない。 今後提供予定	5	10.9%
情報提供していない。 今後も予定なし	3	6.5%

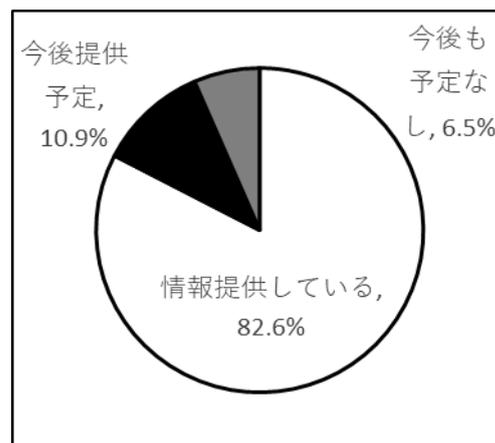


図 2.ホームページでの情報提供：
身体障害者補助犬法について

表 3.ホームページでの情報提供：
補助犬使用の対象となる
障害や条件について

	件	割合
情報提供している	30	65.2%
情報提供していない。 今後提供予定	5	10.9%
情報提供していない。 今後も予定なし	11	23.9%

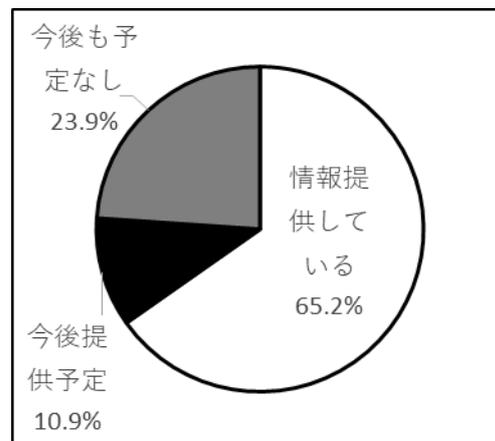


図 3.ホームページでの情報提供：
補助犬使用の対象となる
障害や条件について

表 4.ホームページでの情報提供：
補助犬使用の目的について

	件	割合
情報提供している	39	84.8%
情報提供していない。 今後提供予定	3	6.5%
情報提供していない。 今後も予定なし	4	8.7%

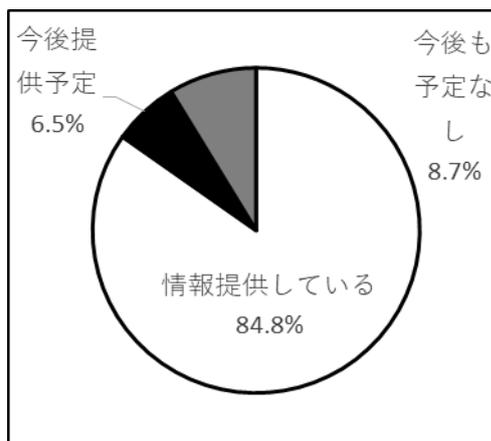


図 4.ホームページでの情報提供：
補助犬使用の目的について

表 5.ホームページでの情報提供：
補助犬使用を希望する場合の手続き

	件	割合
情報提供している	29	63.0%
情報提供していない。 今後提供予定	6	13.0%
情報提供していない。 今後も予定なし	11	23.9%

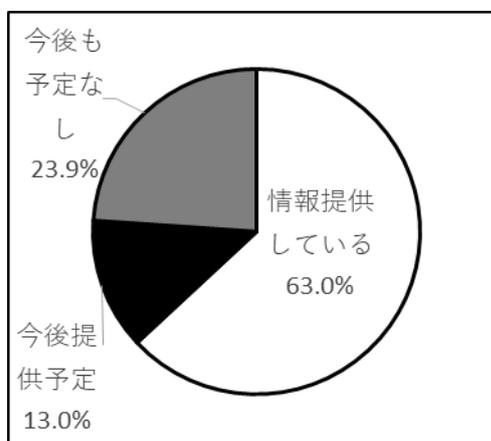


図 5.ホームページでの情報提供：
補助犬使用を希望する場合の手続き

表 6.ホームページでの情報提供：
補助犬使用希望者の相談窓口

	件	割合
情報提供している	41	89.1%
情報提供していない。 今後提供予定	2	4.3%
情報提供していない。 今後も予定なし	3	6.5%

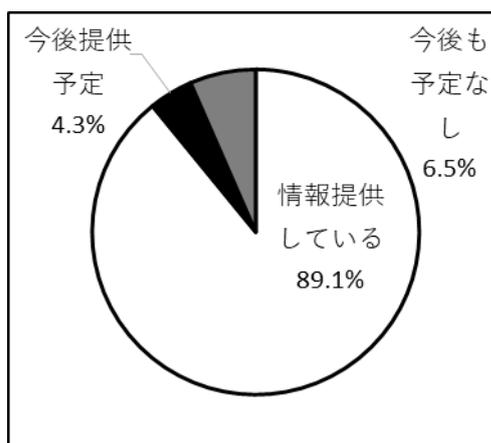


図 6.ホームページでの情報提供：
補助犬使用希望者の相談窓口

表 6.ホームページでの情報提供：
補助犬使用希望者の相談窓口

	件	割合
情報提供している	41	89.1%
情報提供していない。 今後提供予定	2	4.3%
情報提供していない。 今後も予定なし	3	6.5%

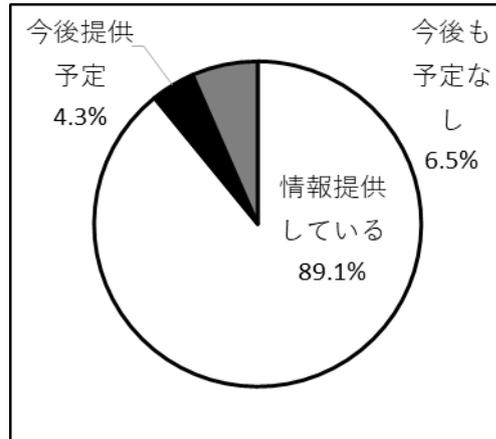


図 6.ホームページでの情報提供：
補助犬使用希望者の相談窓口

表 7.ホームページでの情報提供：
補助犬の育成事業について

	件	割合
情報提供している	21	45.7%
情報提供していない。 今後提供予定	11	23.9%
情報提供していない。 今後も予定なし	13	28.3%
無回答	1	2.2%

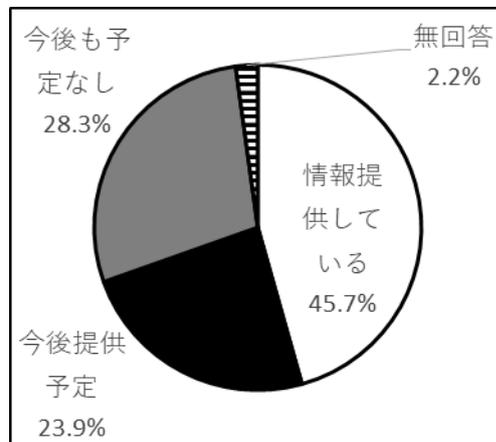


図 7.ホームページでの情報提供：
補助犬の育成事業について

表 8.ホームページでの情報提供（全体）

	①身体障害者補助犬について	②身体障害者補助犬法について	③補助犬使用の対象となる障害や条件について	④補助犬使用の目的について	⑤補助犬使用を希望する場合の手続き	⑥補助犬使用希望者の相談窓口	⑦補助犬の育成事業について
情報提供している	91.3%	82.6%	65.2%	84.8%	63.0%	89.1%	45.7%
情報提供していない。 今後提供予定	6.5%	10.9%	10.9%	6.5%	13.0%	4.3%	23.9%
情報提供していない。 今後も予定なし	2.2%	6.5%	23.9%	8.7%	23.9%	6.5%	28.3%
無回答	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2.2%

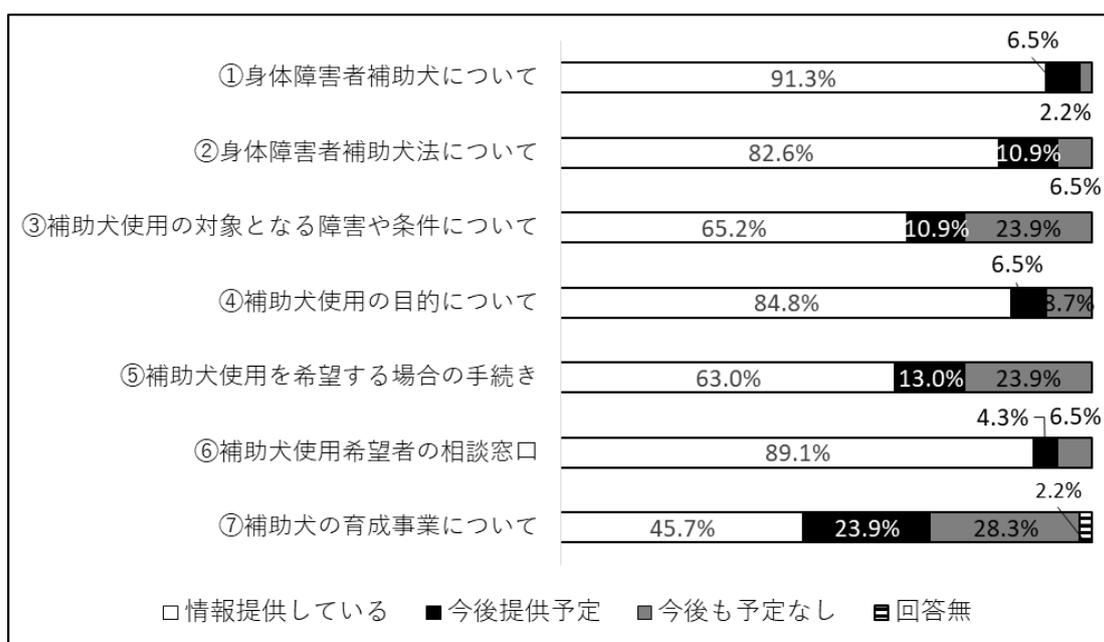


図 8.ホームページでの情報提供（全体）

表 9.情報提供していない理由
 情報提供は必要でないと考えるため

	件	割合
はい	4	12.5%
いいえ	24	75.0%
わからない	1	3.1%
無回答	3	9.4%

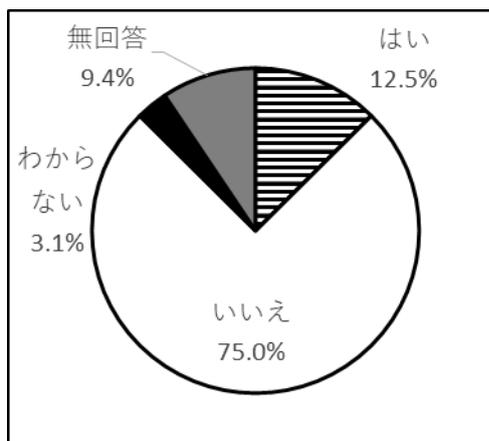


図 9.情報提供していない理由：
 情報提供は必要でないと考えるため

表 10.情報提供していない理由：
 どのような項目を情報提供すべきか
 不明なため

	件	割合
はい	7	21.9%
いいえ	21	65.6%
わからない	0	0.0%
無回答	4	12.5%

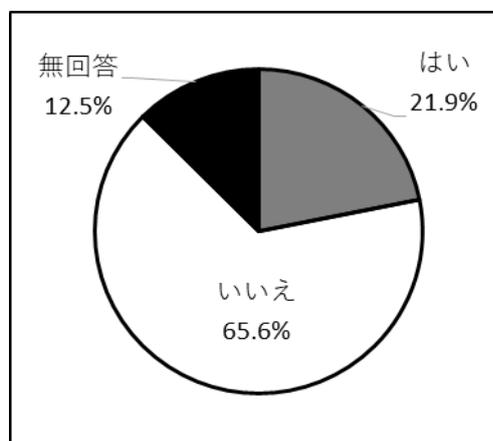


図 10.情報提供していない理由：どのような
 項目を情報提供すべきか不明なため

表 11.情報提供していない理由：
 どのような内容を情報提供すべきか
 不明なため

	件	割合
はい	9	28.1%
いいえ	19	59.4%
わからない	0	0.0%
無回答	4	12.5%

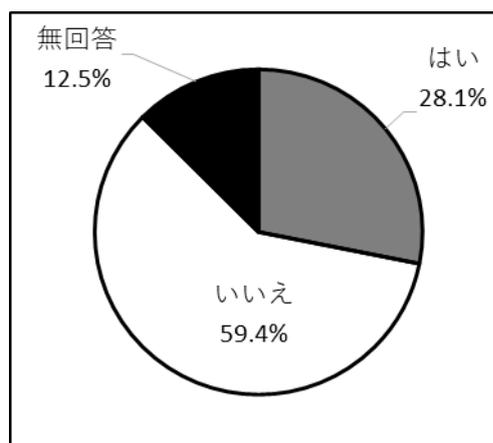


図 11.情報提供していない理由:どのような
 内容を情報提供すべきか不明なため

表 12.情報提供していない理由:
ホームページ掲載の労力、
時間が不足しているため

	件	割合
はい	10	31.3%
いいえ	18	56.3%
わからない	0	0.0%
無回答	4	12.5%

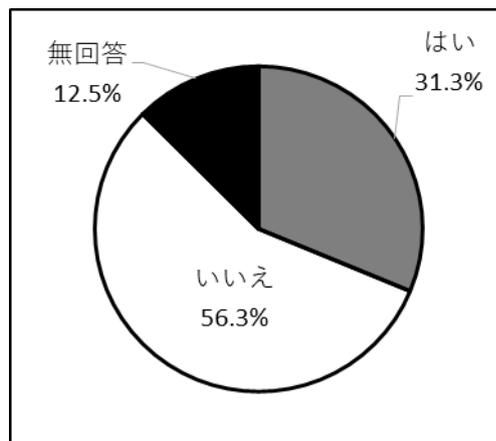


図 12.情報提供していない理由:ホームページ掲
載の労力、時間が不足しているため

表 13.情報提供していない理由（全体）

	①情報提供は必要ではない	②どのような項目を情報提供すべきか不明	③どのような内容を情報提供すべきか不明	④ホームページ掲載の労力、時間が不足
はい	12.5%	21.9%	28.1%	31.3%
いいえ	75.0%	65.6%	59.4%	56.3%
わからない	3.1%	0%	0%	0%
無回答	9.4%	12.5%	12.5%	12.5%

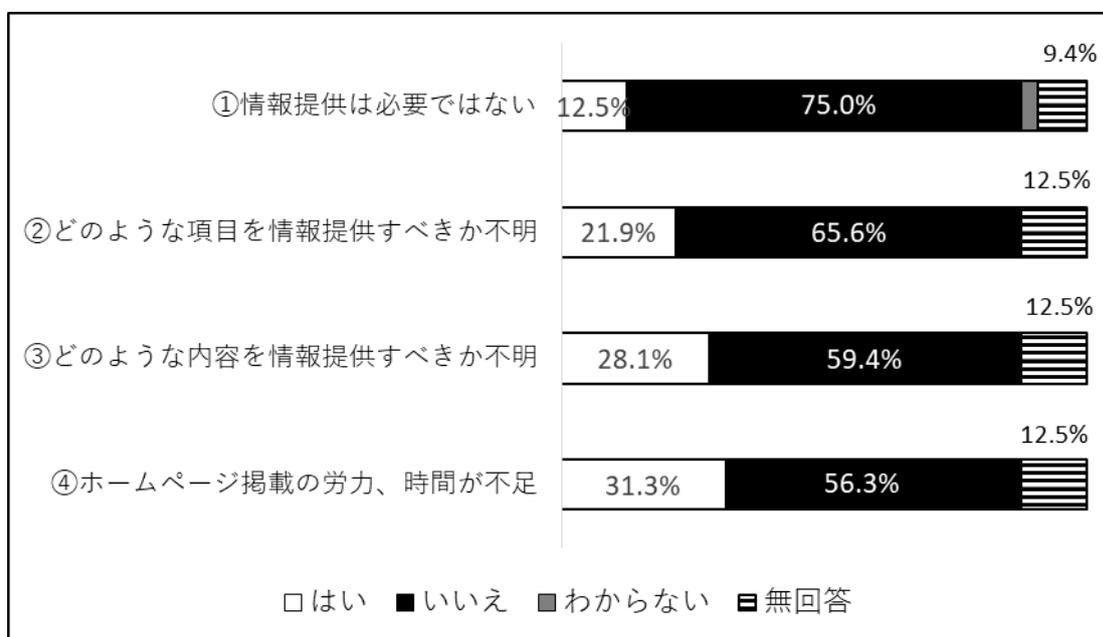


図 13.情報提供していない理由（全体）

表 14.理解促進・普及啓発の活動:
講習会や研修会

	件	割合
定期的実施	4	8.7%
単発的に実施	9	19.6%
実施していない。 今後実施する予定	8	17.4%
実施していない。 今後実施する予定はない	24	52.2%
無回答	1	2.2%

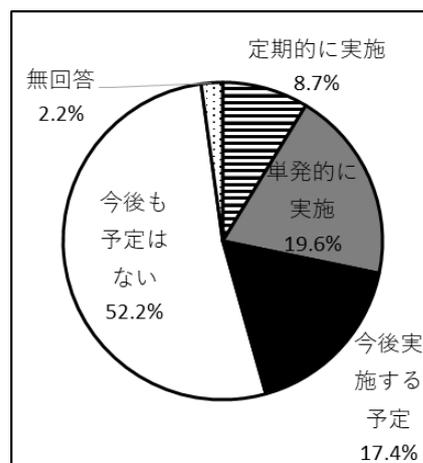


図 14.理解促進・普及啓発の活動:
講習会や研修会

表 15.理解促進・普及啓発の活動:
補助犬のデモンストレーション

	件	割合
定期的実施	7	15.2%
単発的に実施	7	15.2%
実施していない。 今後実施する予定	7	15.2%
実施していない。 今後実施する予定はない	24	52.2%
無回答	1	2.2%

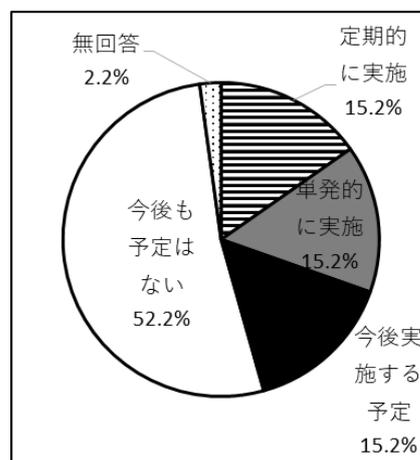


図 15.理解促進・普及啓発の活動:
補助犬のデモンストレーション

表 16.理解促進・普及啓発の活動:補助犬や
補助犬法についてのパンフレット配布

	件	割合
定期的実施	15	32.6%
単発的に実施	18	39.1%
実施していない。 今後実施する予定	4	8.7%
実施していない。 今後実施する予定はない	8	17.4%
無回答	1	2.2%

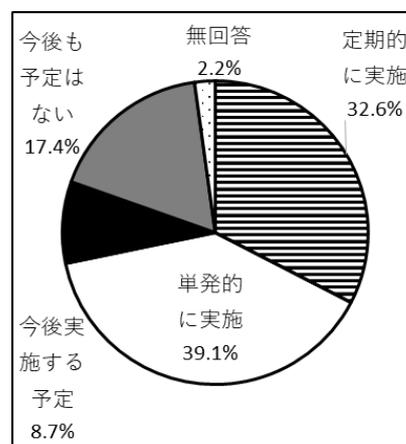


図 16.理解促進・普及啓発の活動:補助犬や
補助犬法についてのパンフレット配布

表 17.理解促進・普及啓発の活動（全体）

	①講演会や 研修会	②補助犬の デモンスト レーション	③補助犬や 補助犬法に ついての パンフレット 配布
定期的を実施	8.7%	15.2%	32.6%
単発的に実施	19.6%	15.2%	39.1%
実施していない。今後実施する予定	17.4%	15.2%	8.7%
実施していない。今後も予定はない	52.2%	52.2%	17.4%
無回答	2.2%	2.2%	2.2%

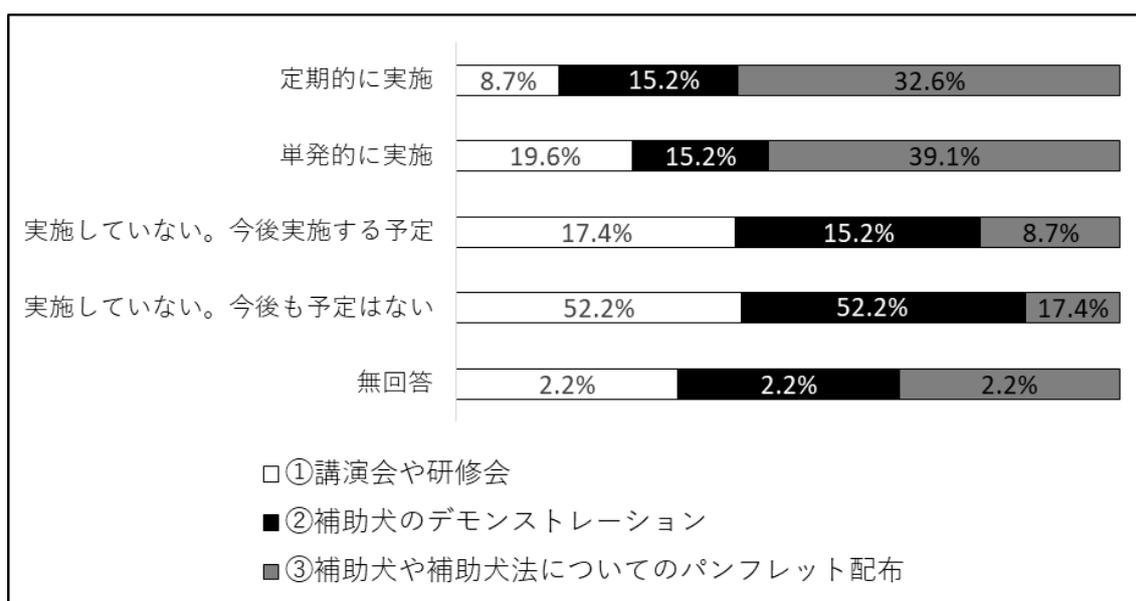


図 17.理解促進・普及啓発の活動（全体）

表 18.実施していない理由:
実施は必要ではないと考えるため

	件	割合
はい	2	5.4%
いいえ	27	73.0%
わからない	3	8.1%
無回答	5	13.5%

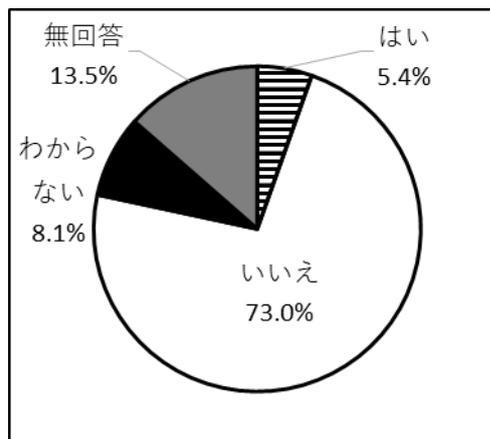


図 18.実施していない理由:
実施は必要ではないと考えるため

表 19.実施していない理由:どのような
活動を実施すべきか不明なため

	件	割合
はい	13	35.1%
いいえ	19	51.4%
わからない	1	2.7%
無回答	4	10.8%

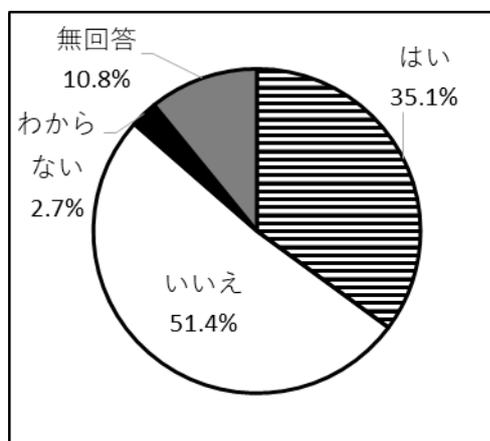


図 19.実施していない理由:どのような
活動を実施すべきか不明なため

表 20.実施していない理由:
実施するための予算が不足しているため

	件	割合
はい	27	73.0%
いいえ	2	5.4%
わからない	4	10.8%
無回答	4	10.8%

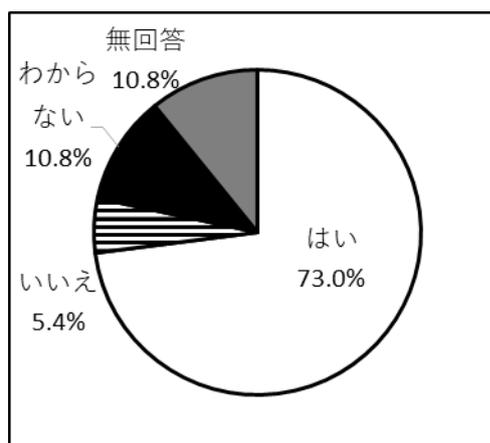


図 20.実施していない理由:
実施するための予算が不足しているため

表 21.実施していない理由:
実施するための人員が不足しているため

	件	割合
はい	21	56.8%
いいえ	8	21.6%
わからない	3	8.1%
無回答	5	13.5%

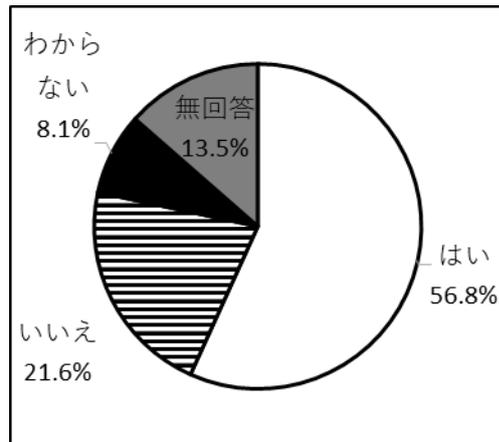


図 21.実施していない理由:
実施するための人員が不足しているため

表 22.実施していない理由（全体）

	①実施は必要ではないと考えるため	②どのような活動を実施すべきか不明なため	③実施するための予算が不足しているため	④実施するための人員が不足しているため
はい	5.4%	35.1%	73.0%	56.8%
いいえ	73.0%	51.4%	5.4%	21.6%
わからない	8.1%	2.7%	10.8%	8.1%
無回答	13.5%	10.8%	10.8%	13.5%

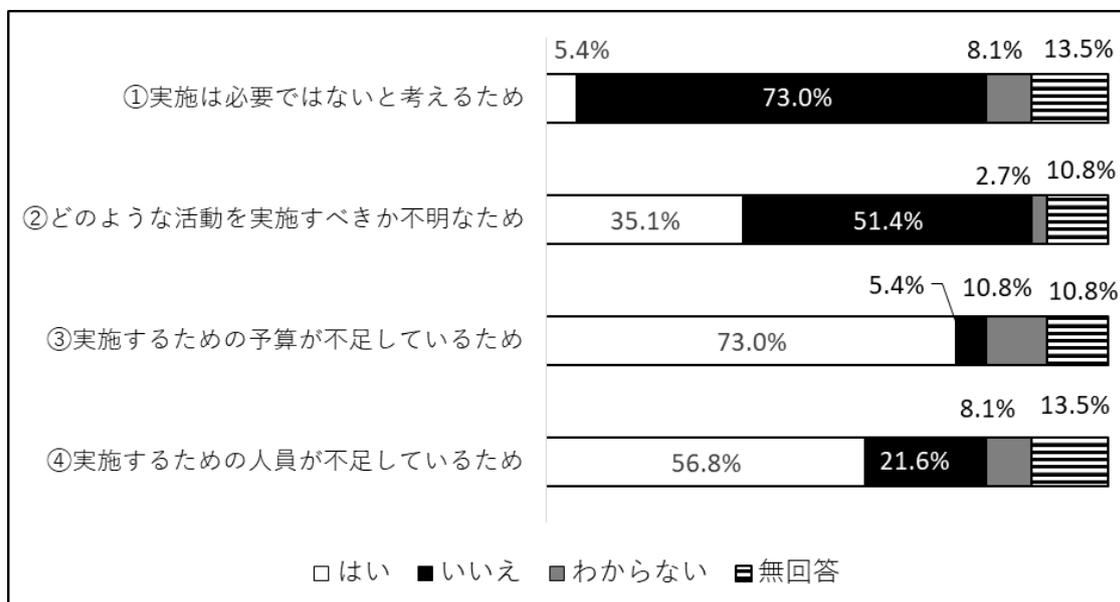


図 22.実施していない理由（全体）

表 23.要綱等の整備状況:
申請や決定に関する要綱

	件	割合
ある	38	82.6%
ない	8	17.4%

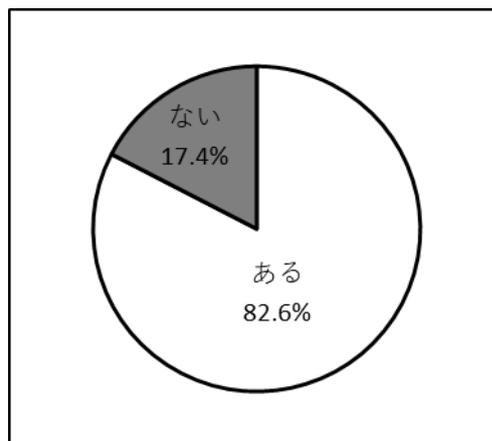


図 23.要綱等の整備状況:
申請や決定に関する要綱

表 24.要綱等の整備状況:
自治体独自の申請書の様式

	件	割合
ある	38	82.6%
ない	8	17.4%

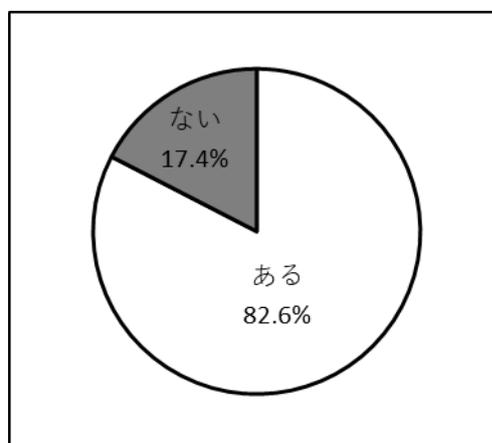


図 24.要綱等の整備状況:
自治体独自の申請書の様式

表 25.要綱等の整備状況:要綱以外の申請が
あった場合の具体的な対応方法、手順

	件	割合
ある	2	4.3%
ない	41	89.1%
無回答	3	6.5%

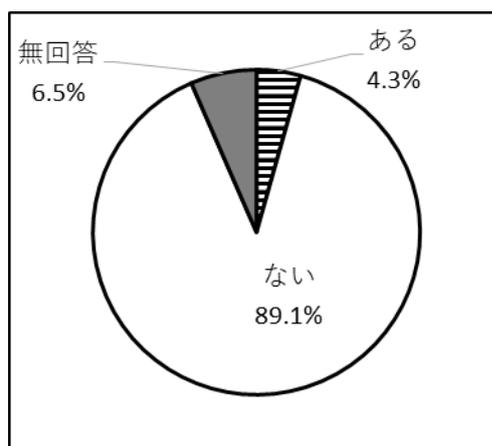


図 25.要綱等の整備状況:要綱以外の申請が
あった場合の具体的な対応方法、手順

表 26.要綱等の整備状況（全体）

	①申請や決定に関する要綱	②自治体独自の申請書の様式	③要綱以外の申請があった場合の具体的な対応方法、手順
ある	82.6%	82.6%	4.3%
ない	17.4%	17.4%	89.1%
無回答	0%	0%	6.5%

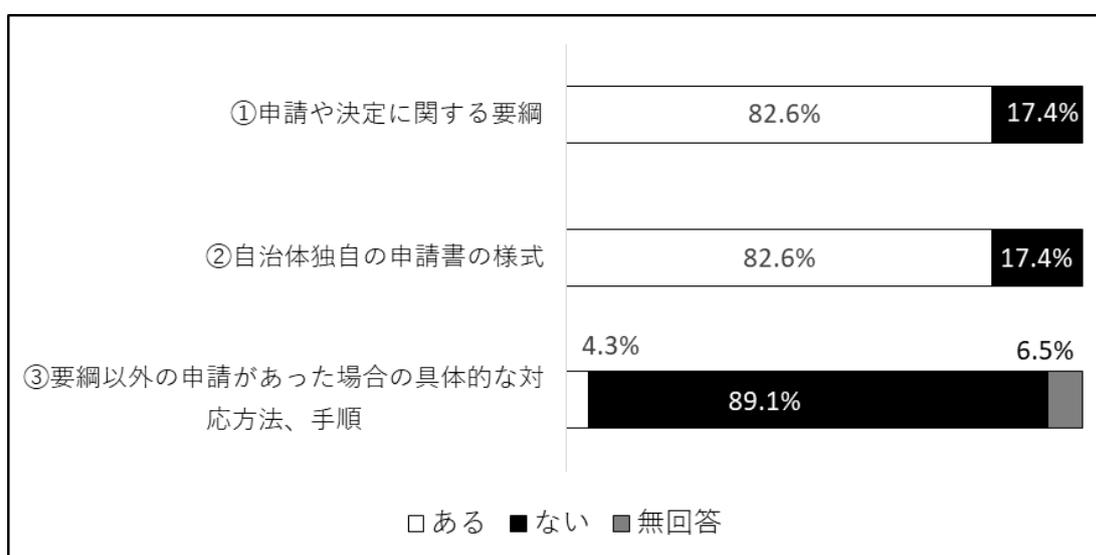


図 26.要綱等の整備状況（全体）

表 27.補助犬相談窓口の担当先について

	件	割合
自治体	28	60.9%
補助犬の訓練事業者	10	21.7%
その他	8	17.4%

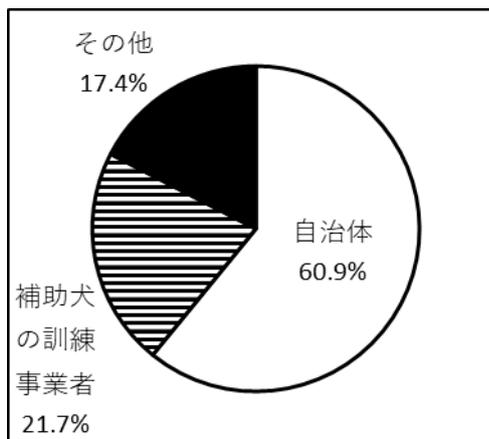


図 27.補助犬相談窓口の担当先について

表 28.「補助犬の訓練事業者」「その他」の場合、「訓練事業者」または「その他」の団体に相談業務を委託している

	件	割合
はい	8	44.4%
いいえ	10	55.6%
わからない	0	0.0%

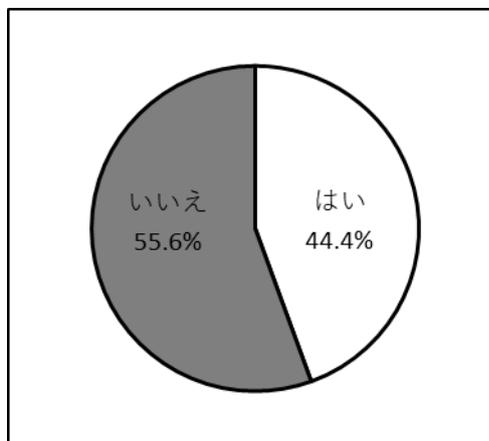


図 28.「補助犬の訓練事業者」「その他」の場合、「訓練事業者」または「その他」の団体に相談業務を委託している

表 29.「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、自治体へ報告する内容や手順を明確化している

	件	割合
はい	5	27.8%
いいえ	13	72.2%
わからない	0	0.0%

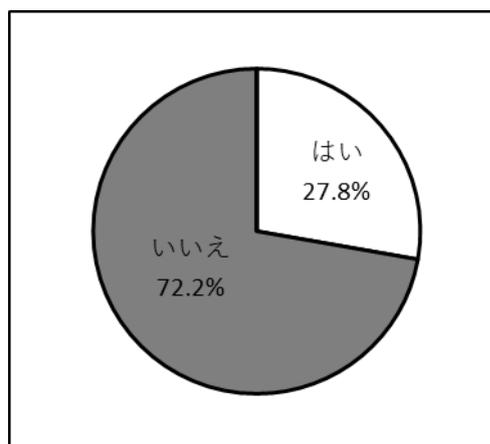


図 29.「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、自治体へ報告する内容や手順を明確化している

表 30. 「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、対応の内容や方法を明確に規定している

	件	割合
はい	6	33.3%
いいえ	11	61.1%
わからない	1	5.6%

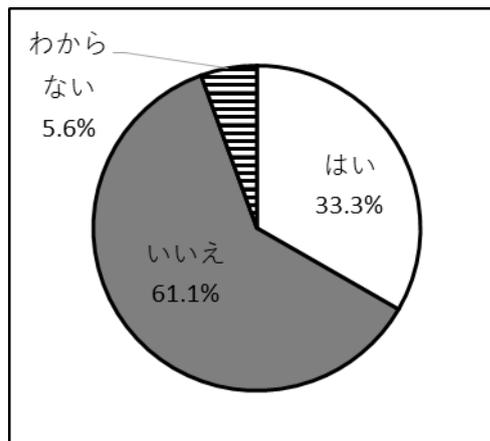


図 30. 「訓練事業者」また「その他」の団体が相談を受けた際、対応の内容や方法を明確に規定している

表 31. 補助犬相談窓口の担当先が「訓練事業者」または「その他」の場合の実態

	①「訓練事業者」または「その他」の団体に相談業務を委託している	②「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、適性のある補助犬使用者が除外されないよう、自治体へ報告する内容や手順を明確化している	③「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、適性のある補助犬使用希望者が除外されないよう、対応の内容や方法を明確に規定している
はい	44.4%	27.8%	33.3%
いいえ	55.6%	72.2%	61.1%
わからない	0%	0%	5.6%

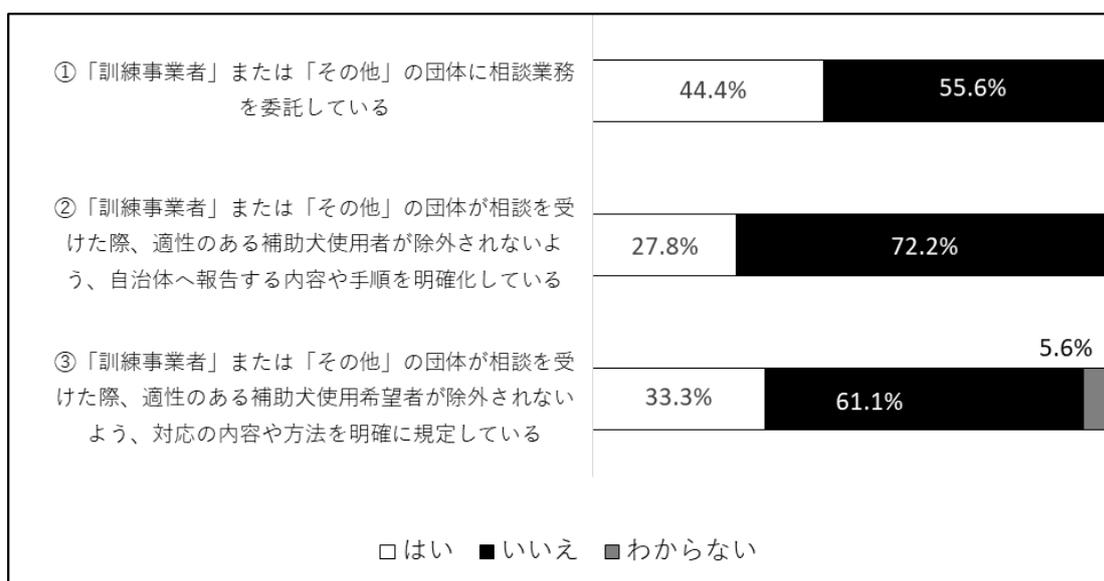


図 31. 補助犬相談窓口の担当先が「訓練事業者」または「その他」の場合の実態

表 32.課題：情報の不足が課題

	件	割合
はい	30	65.2%
いいえ	13	28.3%
無回答	3	6.5%

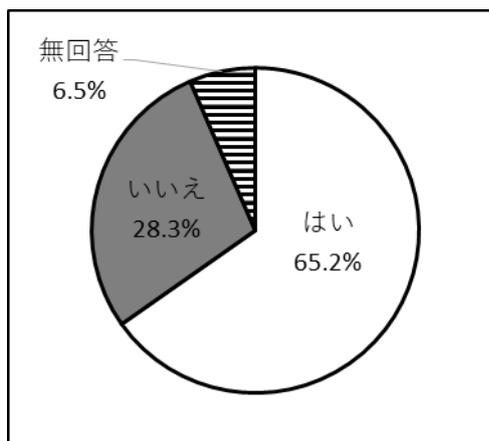


図 32.課題：情報の不足が課題

表 33.課題：予算の不足が課題

	件	割合
はい	26	56.5%
いいえ	17	37.0%
無回答	3	6.5%

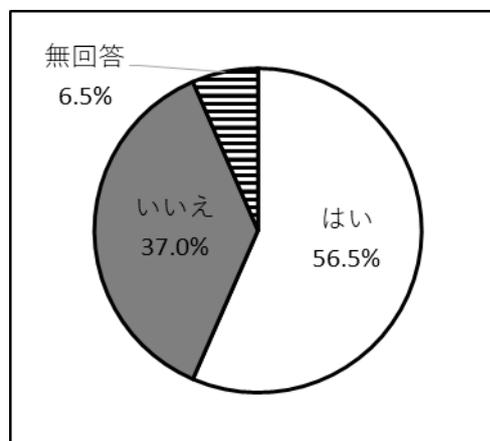


図 33.課題：予算の不足が課題

表 34.課題：人員の不足が課題

	件	割合
はい	23	50.0%
いいえ	20	43.5%
無回答	3	6.5%

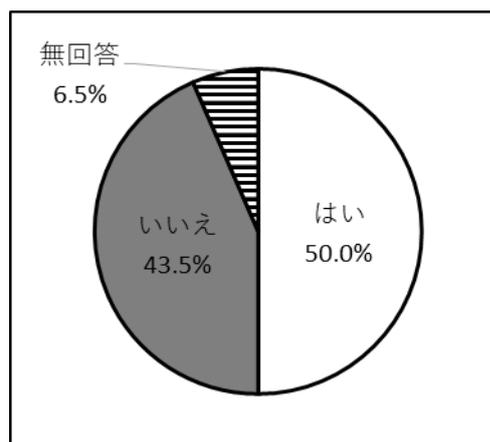


図 34.課題：人員の不足が課題

表 35.課題

	①情報の不足が課題	②予算の不足が課題	③人員の不足が課題
はい	65.2%	56.5%	50.0%
いいえ	28.3%	37.0%	43.5%
無回答	6.5%	6.5%	6.5%

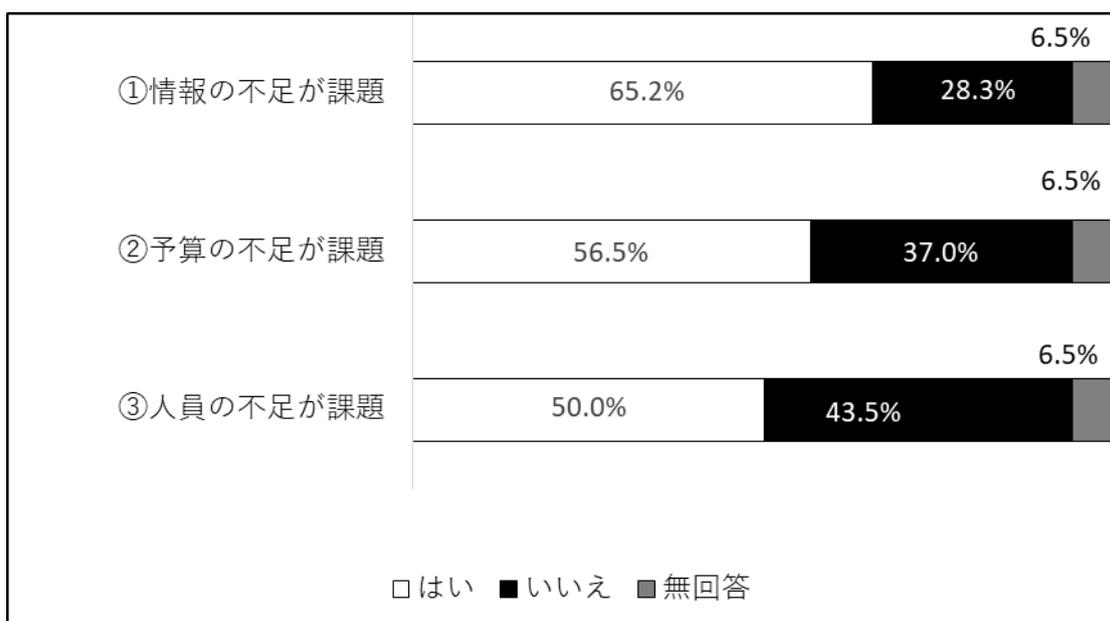


図 35.課題

表 36.必要な情報や支援：
情報提供のためのマニュアル

	件	割合
必要	32	69.6%
必要とは感じない	11	23.9%
無回答	3	6.5%

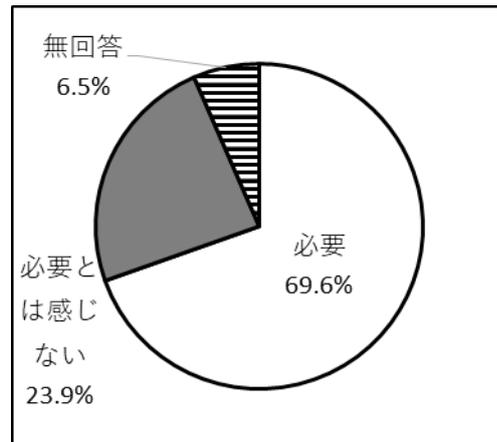


図 36.必要な情報や支援：
情報提供のためのマニュアル

表 37.必要な情報や支援：
情報提供の好事例

	件	割合
必要	36	78.3%
必要とは感じない	7	15.2%
無回答	3	6.5%

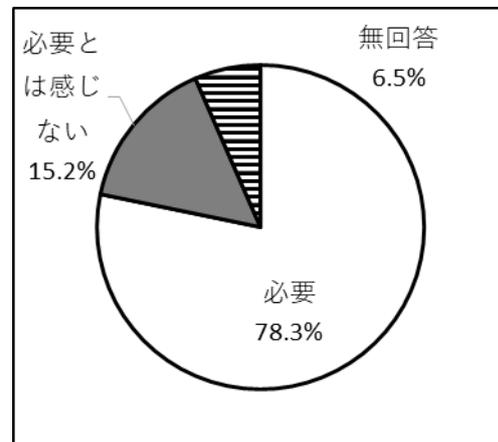


図 37.必要な情報や支援：
情報提供の好事例

表 38.必要な情報や支援：
理解促進・普及啓発のためのマニュアル

	件	割合
必要	37	80.4%
必要とは感じない	6	13.0%
無回答	3	6.5%

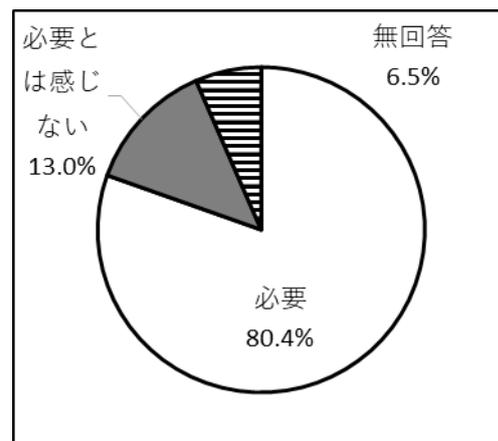


図 38.必要な情報や支援：
理解促進・普及啓発のためのマニュアル

表 39.必要な情報や支援：
理解促進・普及啓発の好事例

	件	割合
必要	39	84.8%
必要とは感じない	4	8.7%
無回答	3	6.5%

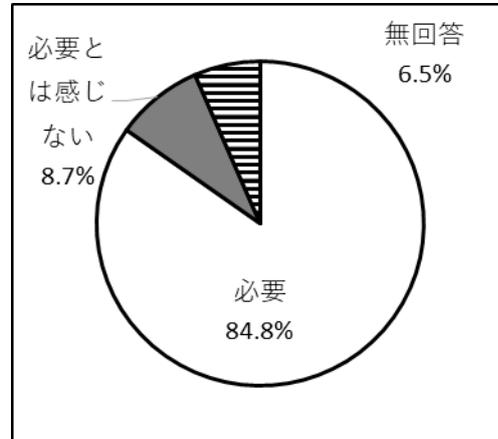


図 39.必要な情報や支援：
理解促進・普及啓発の好事例

表 40.必要な情報や支援：
申請や手続きについてのマニュアル

	件	割合
必要	28	60.9%
必要とは感じない	15	32.6%
無回答	3	6.5%

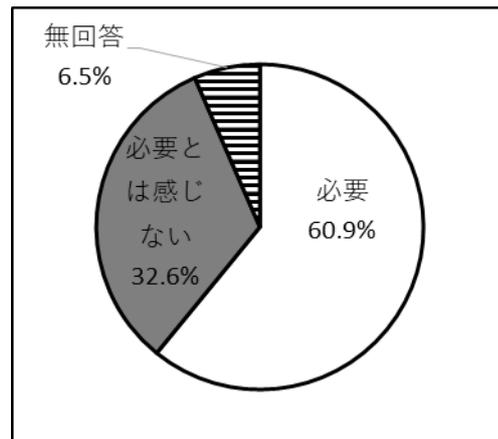


図 40.必要な情報や支援：
申請や手続きについてのマニュアル

表 41.必要な情報や支援

	① 情報提供のためのマニュアル	② 情報提供の好事例	③ 理解促進・普及啓発のためのマニュアル	④ 理解促進・普及啓発の好事例	⑤ 申請や手続きについてのマニュアル
必要	69.6%	78.3%	80.4%	84.8%	60.9%
必要とは感じない	23.9%	15.2%	13.0%	8.7%	32.6%
無回答	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%

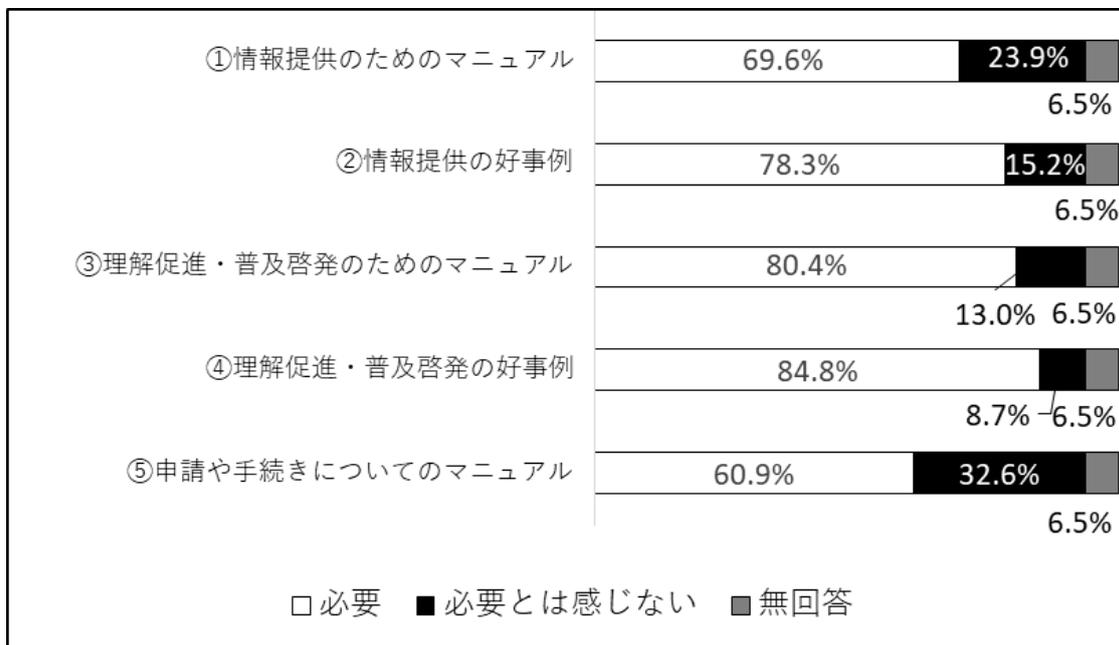


図 41.必要な情報や支援

表 42.自由記述回答

<p>1. 希望者に対する情報提供</p> <p>(2) 情報提供していない理由</p> <p>⑤その他 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 補助犬の貸与は訓練事業者が行っているため問合せへの対応としている・ 県の要件を満たさなければ補助犬を持ってない等の誤解を生まないため(要件等について問合せがあれば個別に回答する)・ どのような方法が良いか検討が必要なため (育成団体のサイトとリンクさせる等)・ 補助犬の種類毎の訓練事業者の窓口連絡先を掲載しているため・ 実際の育成は育成団体が行っているため・ 訓練事業者が WEB 周知しているため・ 相談窓口で相談があった場合に、個別に対応を行うため・ 補助団体において情報発信を行っているため <p>2. 身体障害者に対する理解促進や普及啓発について</p> <p>(1) 身体障害者補助犬法や補助犬に関して、身体障害者を対象にして理解促進・普及啓発の活動を実施しているか</p> <p>④その他 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 厚生労働省リーフレット等の配布・ 現状県として想定していない・ 障害者団体による普及啓発 <p>(2) 実施していない理由</p> <p>⑤その他 (具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現状県として想定していない・ ○○サポート運動の啓発の中で、他の障害の啓発も行っているため、来年度補助犬の関係を実施する予定で考えている・ 県としてどのような周知を図ることができるか現在検討中・ 県ホームページや障害者団体による普及啓発を行っているため <p>3. 都道府県の身体障害者補助犬に関する業務について</p> <p>(2) 補助犬の使用希望者が最初に相談する際の、補助犬相談窓口の担当先について</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 居住地の市町村
--

- ・ NPO 法人〇〇補助犬支援センター
- ・ 委託先（〇〇県障害者団体連合会）
- ・ 〇〇県、〇〇県ライトハウス点字図書館
- ・ ライトハウス〇〇
- ・ 〇〇ハーネスの会
- ・ 〇〇県視覚障害者団体連合会"
- ・ 〇〇県身体障害者連合会
- ・ 〇〇盲導犬協会、〇〇補助犬協会

4. 身体障害者補助犬の潜在的な使用希望者のための情報提供や理解促進、普及啓発について課題と感じていることや必要な情報、支援について

【課題について】

④その他（具体的に）

- ・ 国による補助金があったとしても自治体の予算に余裕がなく一般財源が確保できず事業の拡充ができない
- ・ 補助犬利用者が少ないため
- ・ 全県をカバーするには負担が大きすぎるため
- ・ ユーザー自体が少なく、地域においても体感できる機会が少ないこともあり、なかなか身近なものとして感じにくい状況はある
- ・ 潜在的な使用希望者に対する情報提供が自治体としてどこまで必要とされるのか理解不足
- ・ 自治体には、啓発に有効な画像等の素材がない。国パンフやイラストの SNS や啓発動画での利用を認めてもらえると大変助かる。

【必要な情報や支援について】

⑥その他（具体的に）

- ・ 行政担当者が参加できる勉強会等の実施

資料3

リハビリテーション専門職へのインタビュー調査の考察

研究協力者 中澤 若菜 神奈川リハビリテーション病院 ソーシャルワーカー

研究協力者 大塚 栄子 植草学園大学 保健医療学部 講師

リハ専門職が補助犬利用者の社会参加にどのような認識を持つか、関連する周辺課題と共に聴取することを目的に、指定法人（2団体）の身体障害者補助犬の認定に長く関わった経験のあるリハ専門職4名（理学療法士（PT）/作業療法士（OT）/言語聴覚士（ST））および視覚リハビリテーションに長期的に関わった歩行指導員1名、ソーシャルワーカー3名にインタビュー調査を実施した。インタビュー調査の概要を添付資料に示した。

対象のうち、リハ専門職（PT/OT/ST）の認定への関わりの具体例、評価視点等についてインタビュー調査から分析した結果を示す。

1. 各専門職の評価への関わりについて（専門職の役割、視点含む）

総合リハビリテーションの機能をもつ指定法人の認定までの流れは、相談、訓練、認定の3段階で構成されている。

A 法人では、最初の一般相談では、電話が主流であり「補助犬をもちたいがどうしたらよいか？」といった簡単な相談からスタートする場合もあり、ここで概要を説明する。その後、「専門相談」にてセンターへ来所となり、実際に面談し生活状況等のアセスメントを実施する。次の「適正評価」では、適正評価の中に【身体機能評価】があり、セラピスト（PT、OT、ST※STは聴導犬の場合のみ）が評価を行う。医療的な面についても、センターの補助犬担当の医師の診察を受け、病気の状況なども一緒に医学的な面で確認をした上で、身体的な評価を行い、各専門職が報告書を作成し、補助犬が必要なのか見解を確認する。訓練事業所と連携を取り、補助犬を選定や希望者への訓練を行い、訓練事業者が中心となり補助犬の認定に向けて進めていく。

「認定審査」はリハセンター内で実施する。認定審査の前に、審査に進められるか、訓練の仕上がり具合を総合評価（中間評価）にて、希望者、訓練事業所と合同で、介助動作、聴導動作、基本動作を確認した上で、最終の認定審査へ進める。訓練までのところは訓練事業者が中心に取り組むが、訓練の仕上がり具合を確認する総合評価では、リハセンターのリハ専門職と一緒に評価する。さらに認定審査の時には専門職と、外部の獣医師、訓練士も入り審査を行っている。

専門相談の要となるニーズの把握では、あくまでも社会参加に必要な補助犬という形になるので、希望者が「どういった形で社会参加を考えているのか」「外出できないけれども、介助犬を持てば1人で外出できる時間が増える」「電車に乗って1人で友達のところへ会い

に行ける」等のニーズを把握する。この把握した希望者の目的について、関わる専門職も共有し、さらに共有した目的に対して専門職が評価し、「そういうことであれば期待できそう」「このあたりは注意したほうがよい」等といった課題を整理する。

訓練事業所での訓練の中で、専門相談で課題となった点は、訓練事業者が訓練を実施する経過において、「こういう訓練をしたら、もう少し介助犬にこういうことをお願いすれば、もっといろいろなことができそう」等と可能な動作が増えるケースもある。

中間評価では、訓練内容等を事業者と連携しながら、訓練の状況を確認する。専門職から、場合によっては福祉用具の提案等も行う。目標に向けた審査を行う上で、新たな介助動作のニーズに対する評価依頼が増える方もいる。

各専門職の役割としては、PT は、主に身体的な特徴を捉え機能面や車椅子操作評価、介助犬を使用することで生活の質の向上が期待されるか等を中心に評価している。

OT は、上肢機能を中心に ADL 面の評価や、飼育の管理動作、犬を飼育する評価項目が自身で可能か、不可の場合は家族に頼むのか、例として犬の爪切りは定期的にペットショップへ依頼するのか等、何が自身で可能で何を他者へ依頼するのかをフォーマットに即して評価する。ST は、聴力評価、補聴器の使用の有無等の確認及び、聴力のみではなくコミュニケーション面も含めた評価を行っている。

B 法人においても、SW によるアセスメントから始まり、SW が社会的な適正や適応を評価、医学的評価はリハ科医 PT・OT で身体機能の評価を行う。B リハセンターの場合は候補犬が同席していることが多いため、希望者の身体機能評価と併せて、希望の介助動作が候補犬でできるかというような評価を実施する。聴導犬の場合は、ST が聴覚評価を行う。

身体機能評価は一般的にセラピストが実施する評価項目を使用している。希望者の生活動作、介助動作、生活環境等の聞き取りと評価を元に、目標とする介助動作を提示する。あわせて、補助犬の条件の提示（大きい音で驚いたり、周囲を落ち着きなく見渡す等は適正がない、犬の体形等）や介助犬の予測される使用効果についてもセラピスト間で検討しそれらを報告書にまとめる。その後、医師、セラピスト、SW によるカンファレンスを実施する。訓練期間中においても、状況に応じて家屋調査も実施 現地で介助動作の工夫を検討するなど、訓練に同行する また、リハエンジニアによる、犬と介助動作をつなげるための福祉機器、用具の開発的な介入も行う場合がある。

認定審査では、介助動作の完成度、使用者の社会的責任・飼育管理に関する事項、候補犬と使用者のマッチング等を評価視点としている。

聴導犬の場合は、ST による導入時の適正評価として、聴力検査（補聴をしていない状況と補聴器または人工内耳の装着時の聴力検査）、希望する聴導動作、障害状況、障害者手帳、治療経過、教育歴、ADL 状況、生活状況、住環境、社会参加状況などについて、SW も聞き取りはしているが ST の立場でコミュニケーションモードも含め面談の場で確認する。

2. リハ専門職の補助犬の認定・評価への関わりの具体例

例1.

実際にセラピストが評価をする中で、「補助犬よりも自助具、トランスファーボードなどを使ったほうが安定するというような話があって、そこを介助動作として薦めるのか、ご本人がやったことがない動作、自助具を使うなり何なり、それを練習してもらうか、というような話は実際に議論として上がった」こともある。セラピストとして「安全な動作がどれが良いか、色々と評価をしていく中で生活上こういうところも、本当はご本人の能力からするとできるのではないか」といった視点は当然含まれるが、最終的にそれを取り入れるかはご本人に委ねられる部分である。

例2.

希望者が求める介助犬への介助動作と専門職が評価する介助動作との相違が生じるケースもある。具体的には、外出時に車椅子トイレを利用する際に便器への移乗動作に補助犬を支えにしたいという希望者がいた。しかし、PTの評価では、補助犬よりも福祉用具の移乗用ボード等を使用したほうが安定するという評価であった。そこを介助動作として薦めるのか、当事者がやったことがない動作、福祉用具を使う、或いは福祉用具を安全に利用できるまで練習してもらうのか、という点が議論となった。

認定機関としては、希望者本人との接点は認定を行う以外ないため、当事者の「これまでの生活で培ってきたものを大きく変える」ような、例えば移乗方法について助言は可能であっても、新たな方法を定着させるまでには介入できない現実があり、最終的には当事者の「希望する介助動作のほうが通りやすい」といった一面もある。

例3.

リウマチの疾患があるケースで、介助犬による介助動作を受けられるメリットだけではなく、「反対に飼育管理動作が身体の負荷となる場合がある」ため、そのメリットとのバランスが取れていること、「飼育管理動作もご本人の介助犬とのコミュニケーション上、非常に重要」であり、「ご本人の身体に負担をかけずに安全にできる動作はどれなのか」という選択、動作時の姿勢調整の工夫の過程で再度自助具を検討したり、介助犬の洋服の工夫をしたりといった部分が、経験の中でOTとしての役割として重要なポイントだと感じている。

例4.

聴導犬は、比較的小型犬が多く、しつけの部分でも介助犬と比べるとやや緩い部分もあり、介助犬を訓練している職種からの助言は参考になるとの意見があった。また、聴導犬の場合、犬よりも利用者の社会性、コミュニケーション能力の評価が大事。犬を飼うに当たり、人との交渉や折衝が必要であり、公共の場に犬を連れて行くことに対して周囲に対する配慮ができるか、人に迷惑をかけないように周囲に気を配って配慮できるか、利用者

の社会性やコミュニケーションの能力というのは非常に大切だとしている。

また、経験上、聴導動作における犬との間のコミュニケーションについて、普段から声を使ってコミュニケーションをとっている場合は問題ないが、音声を使っていない利用者の場合、犬に対して音声+サインで指示することが、しっかり犬に伝わるように伝えていないと思うケースもある。音声を使い犬に指示を出すことは、非常に困難さを抱えていることは想像できるが、そういう音声を使いしっかりと指示を犬に伝えるということが、聞こえない状況の中で学んでいただくことは難しいことである。声を使って伝えようとする、または身振り手振り、サイン等を使って伝えようとする部分が、気持ちの上で薄いと感じる場面はよくあるので、STとして「もう少し声をしっかり出してください」ということは、自身の発した音声を認識することは難しいため、こちらが伝えていく必要がある。

具体例のまとめ

審査で行う評価の側面には、補助犬ありきではない、生活上での補助犬以外の動作の工夫点や他の方法を提案する部分も含まれている。

専門職からみた点で、本来はこうしたほうがよいという観点は、実際は医療リハの段階ではないためどこまで望まれているのか、またあくまで認定機関としての専門職の限界の部分を認識していた。

客観的に希望者の身体機能面において福祉用具等の利用だけではない効果の部分、例えば床に落ちた物を無理な姿勢で拾う動作を継続することもよりも、介助犬であれば様々な場面における身体的な負担軽減への安心感、自助具など使用と比較すると介助犬は様々な介助のバリエーションを増やせる点、さらに保障の対象となる社会参加レベル以上の生活の質の向上や外での活動の機会が広がるといった効果への期待等があることをふまえつつ、「希望者の介助犬を持ちたいという思い」を大事にしつつ、最終的には「その方がどういった形で安全に生活、家の中と外での生活を楽しんで長く続けられるか」といった視点をもっていた。

また、評価については、最初に関わる身体機能評価の際に、その可能性の有無を評価することは少し難しいと思っているが、希望者のニーズを抽出し何かしらの効果が見込まれると判断して認定の流れに乗せており、その部分を「一緒に言語化」できればと考えているとの回答もあり、評価が進む中で希望者に必要な介助動作を明らかにするプロセスがあることが示された。

3. 専門職の役割への認識

補助犬は、「身体障害者の方に対する数あるアプローチの中の一つ」であり、「この方には補助犬のユーザーになってほしいという判断は、他の様々なアプローチを理解していないと難しく、総合リハビリテーションの役割としてその部分は重要」と認識していた。

さらに、現在、総合リハセンターに所属していても、「スタートの時期で相当迷いがあつたり、やっけていく中で葛藤やドクターとの闘い」があり、その経過をふまえ、現在は「社会参加に向けて何か一歩でも踏み出せる」手段の一つが補助犬であると思えるようになったと意見もあった。その意味で、「補助犬の効果を理解するのは通常このような仕事をしていてもなかなか難しい」ので、総合リハセンターが認定等の役割を担う意味は大きいと感じていた。一方で、補助犬の認定に関する経験者は理解できるが、「担当者以外の人にとっては恐らく“ん？”と疑問符や悩みを抱えながら評価することにはなる」と経験の有無により補助犬への理解の認識の差があるとの指摘もなされた。

介助犬の介助動作について、「肢体不自由の方の動作の援助」を中心に評価しているが、実際にこの仕事に携わっていた時に感じたこととして、介助犬との生活における精神的・心理的評価について、動作的な評価と合わせて非常に重要な要素であることが挙げられた。今後の普及においてもその効果について評価していくことが必要であるとの意見があり、別の専門職も精神的・心理的評価についての課題をあげていた。介助犬の導入により、「本当に社会参加を生き生きとされているユーザーさん」や、介助犬が代替わりの際に再会した際に「最初導入していった時の緊張感や不安な様子がすごく変わっている」ことを強く感じており、このプロセスへの関与や、その変化の経過についての情報が入る仕組みの構築により、導入時の認定に広がりを持たせられるとの意見も聞かれた。

聴導犬については、「聴力が軽い方でも日常的な生活の困難さというのはみんな感じるところ」であり、「聴導犬の存在によってより聞くことにそれほどすごくエネルギーを使わずに生活できる」という面を周囲が理解し、普及や支給の対象が広まることの必要性を専門職の立場から伝えることの重要性を認識していた。

以上のことから、「介助犬および聴導犬を用いて社会生活をする」という社会リハビリテーションの概念に基づき、身体機能面の評価を基にした機能訓練・代償的なアプローチ・地域の社会資源の利用までを含んだ各専門職種による段階的、かつ多面的なアプローチが可能な総合リハビリテーションセンターがその役割を担うべきとの共通認識が示された。聴導犬の場合、「犬よりも利用者の社会性、コミュニケーション能力の評価が大事である。」との認識が示された。

一方で、長年実績のある総合リハセンターにおいても、事例として蓄積するには認定頭数が決して多いわけではなく、リハ専門職として補助犬に関わるための人材育成、ノウハウの継承に課題があることも推察された。

4. 結果

評価については、最初に関わる身体機能評価の際に、その可能性の有無を評価することは少し難しいと思っているが、希望者のニーズを抽出し何かしらの効果が見込まれると判断して認定の流れに乗せており、その部分を「一緒に言語化」できればと考えているとの

回答もあり、相互の役割を理解し信頼の上で関係性が成り立っていることが示された。

症例を蓄積し、認定に至るプロセスを体系化し、後進へ残していく、さらに方法をバージョンアップすることが必要であるとの指摘もあった。

フォローアップに関する課題については、導入当初の評価した動作だけではなく、その後の進化していくことを踏まえた介助動作、或いは利用者自身の身体機能の変化に伴う動作介助の評価等、セラピストが介入したフォローアップの継続も必要であることが示唆された。

5. 結論

補助犬という手段を用いることの有効性について、補助犬ありきではなく、個々に合わせた社会参加の目標を設定し、専門分野の評価基準に基づき、必要とされる介助動作、聴導動作を検討し、総合リハビリテーションの専門職としての役割を担っていた。

補助犬利用者の利用者の障害および生活から生じるニーズアセスメントをモニタリングするには、生活に密着した形すなわち地域で利用者の生活全体を捉える必要があるが、一方で補助犬の育成から利用に至るまでの相談、評価、認定の枠組みには高度な専門技術を要する側面があると考えられる。広域的な技術と知識をもち、リハビリテーション専門医やリハビリ専門職のいる総合リハビリテーションセンターが、指定法人の中核として果たす役割を継承できる次世代の人材育成も必要である。

添付資料

PT1 インタビュー概要

PTとしての経験が長く、身体障害の方の身体評価等について実践を積んでいても、補助犬の評価に関わり始めた当初は、「彼らユーザーの方々が介助犬等と一緒に何ができるようになるのかというのは、当時は全く分かりなかった」。介助犬の訓練経過を理解する中で、介助犬の動作に新鮮な驚き（「このようなことも介助犬たちがやってくれるのかということのほうが私にとっては大変驚きで、新鮮な体験でした」）であり、ユーザーがこれまで苦労していた動作が介助犬によって非常に簡単にできるようになったことへの、介助犬の能力に率直な驚きが生じた。

また、補助犬はよく「動く補装具」等と言われているが、一つの動作で1対1しかできない自助具と比べて、補助犬はバリエーションの幅があり、その点も驚きであった。さらにそれが単なる介助動作ではなく、「要はいわゆる身体的な補助ばかりではなく」、「精神的な、心理的なサポートも大きな部分を占めている」と思った。介助犬の介助動作について、「肢体不自由の方の動作の援助」を中心に評価しているが、実際にこの仕事に携わっていた時に感じたことは、「介助犬と一緒に過ごすことによる精神的なサポート・心理的なサポート」も非常に大きいと感じる認定審査をしたユーザーの半分以上の方、あるいは全てのユーザーが、身体的な介助以外の精神的、心理的サポートも介助犬を選択する際に重きをおいているのではないかと、ゆえに単なる道具とは違う役割も担っている部分について、専門職や医師が考慮すべきことではないかと思う。

自らの職域の課題として、PTやその他の専門職も含め、特に医療関係者の補助犬に対する理解が非常に低く、PTとしての一つのアプローチ、手段としてもっと知っておく必要性があるのではないかと思う。日本に10万人以上の数が存在するPTが、補助犬について理解をすれば補助犬の普及にもつながるのではないかと。

補助犬は、身体障害者の方に対する「数あるアプローチの中の一つ」であり、「この方には補助犬のユーザーになってほしいという判断」は、他の様々なアプローチを理解していないと難しく、総合リハビリテーションの役割としてその部分は重要だと考えている。

PT2 インタビュー概要

治療的な関わりというよりも「生活全体を見て、どのような目標に向かって、どのような道具・支援をして生活を展開していくか、あるいは社会参加に向けて支援していくかを基本的な姿勢」をもっていることを自負している。

当初は、「介助犬って何をしてくれるの？」とその効果については、本当にスタートの時期からの関わりでありわからない部分ではあった、また「介助犬でなければ駄目なのか」というジレンマは当初は抱えていた。セラピストとしての動作の工夫、通常の業務の中で培った福祉用具の知識もたくさんある中で、それらで対応できることはいくらかでもあると感じていた。また、「介助犬1頭を飼うことの負担」、介助犬がいることによる「負荷され

る動作]、「ギリギリのところでは生活している人にまた負荷することの疑問」もあった。認定に係る他の職種と介助犬に対する認識のギャップを感じ、セラピストとしての意見を尊重されていないのではないかと捉えていた。

一方で介助犬を導入する以上は、「どのように犬を活用するのか」については否定的な観点ではなく捉えることができていた。動作については、利用者側からの希望は基本動作がほとんどであるため、「何かこの人に特徴的な動作はないのか」「この人だからこれを必要としている、だから犬なのだ、というものはないのか」と常に考え取り組む姿勢は、一貫していた。

そのような経過の中で、社会参加につながればいいと言われていたことについて、自身が「それはすごくそうだなと思うように」なった点が大きく変わった。利用者にとどのような変化をもたらせたのか具体的にはわからなくても、『この子は私がいないと生きていけないから』とか『世話をしないといけないんだ』という、誰かに何かをする、犬に何かをするということによって生活リズムが整ったり外へ出る機会が増えたりということ、何となく生きていようなところから、このような役割を持って生きているという本人の考え方の変化はすごく感じる」といった利用者の話を聞くと、「最初（導入初期）は、基本動作のコインを拾うだけでもよいか」との捉え方に变化した。つまり、その後の利用者の変容も含めた、先の展望が見通せるようになっていた。

OT インタビュー概要

介助犬の何たるかを関わりの中で知っていくことで、自身の考え方に変化が生まれた。精神的な効果のような部分は、確かに本当に変わるので驚いたが、最初の身体機能評価でその部分を見極める力は自分にはまだないが、合同訓練等を経て、利用者が自信がついていく中で、「介助犬をコントロールできる自信」のようなものによって、変化するものであり、精神・心理的な効果とは、こういったプロセスの中で見えてくるものと感じている。

OT として評価の中で重視しているところは、「希望介助動作そのものが安全に行えるかどうか」や、「自助具や環境整備でも解決できる」ところがあるので、介助犬がよいのか、他の方法がよいのか、または組み合わせたほうがよいのかという点である。この部分を考えて整理しなければ、「介助犬の希望動作を提示する」ことはできないと考えている。

ST インタビュー概要

利用希望者の多くは、手帳の等級は 2 級であり、補聴器ないし人工内耳を付けないとほぼ音が入らない状況。最大限に補聴がうまくいっても聞こえの本質の半分ぐらいしか入らないので、補聴器を両耳付けても多分日常的に人と会話でコミュニケーションするのは難しく、かなり聴き取りは制限され、補聴をしても生活上の困難さというのは、どの方も感じている。また、聴力障害が重くなると、補聴器や人工内耳での補聴は、健常者が普段の音を楽に聞けるのとは全く異なる状況である。相当な努力をし周囲の音にアンテナ

を張って聞かなければならず、聞くことに対してエネルギーを必要としているため、自宅外で一生懸命聞いている分、帰宅後は補聴器なり、人工内耳は外したいという方がとても多く、聴力が重くなれば重くなるほどその割合は高い。

以上のことから、補聴をしても、聴導犬の存在で楽に音を感知できるということと、補聴器や人工内耳を自宅で外した場合、全く音が入らなくなるため、室内での聴導犬へのニーズにはこういった背景もある。室内では、チャイムの音、お湯が沸いた音、携帯電話の着信音、携帯電話の着信音、目覚まし時計の音、タイマーの音、電子レンジの音など、生活音を教えてほしいというニーズが比較的多くあがる。

外出時については、クラクションを鳴らされる音、非常ベルのような音、病院の窓口で名前を呼ばれる声、また車を運転される方は、背後から救急車が近づいてきた時にそういった音を教えてほしいというといったニーズが多い。

聴導犬のフォローアップの際には、これまでは SW が中心であったが、身体の変化などをリハ職が確認できたほうがよい。2頭目へ代替えの際に、前回よりも特に年配の方は動作がしんどくなっている場合もある。少し前までは、自分がなんとか頑張り周囲にアンテナを張ってできたことが、加齢によりしんどくなり、「より聴導犬に頼る部分が増えた」という方もいた。そういった状況おフォローアップは必要ではないか。聴導犬の場合は、小型犬が多く、加齢により飼うのが困難になるというケースはあまり聞かない状況である。

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
（分担研究報告書）
身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

研究分担者 小澤 温 筑波大学 人間系 教授
研究協力者 大塚 栄子 植草学園大学 保健医療学部 講師
佐々木 貴代 日本赤十字社医療センター 副看護師長
千葉 俊之 (株)オプトヘルスコミュニケーションズ 代表
中澤 若菜 神奈川リハビリテーション病院 ソーシャルワーカー
永田 夏代 (株)湘南ユニテック 看護師

研究要旨

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保するために、他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を考えることを目的とした。

研究方法は、補装具費支給制度との比較では、制度の情報提供や相談支援に対する課題とサービス支給後のフォローアップとし、その点から先行研究の文献を中心に分析した。補助犬利用者の社会参加の現状と課題、身体障害者補助犬法と関連する制度的な諸問題等についての把握では、介助犬、聴導犬、盲導犬の各利用者に対する面接調査を行いデータの質的な分析を行った。あわせて、リハビリテーション専門職による補助犬利用者のニーズアセスメントの現状と課題の解明では、介助犬養成施設の指定を受けているリハビリテーションセンターの社会福祉士、理学療法士、作業療法士等に面接を行いデータの質的な分析を行った。

その結果、補装具費支給制度との比較では、補助犬利用者の障害特性、疾患の進行や全身状態等も含め総合的にアセスメントし、補助犬利用に関する適正と利用を継続することの妥当性を評価することが必要であることが明らかになった。補装具費支給制度の適正に支給されるための仕組み、医療とリハビリテーションの専門職による適正な判断、医療及び福祉の専門職、補装具業者、行政などの連携を前提とした適合判定のシステムの枠組み、統一的判断基準を参考しながら制度化を図ることの重要性が示された。

補助犬利用者の社会参加に関しては、現状は外出や就労、就学など自宅外での活動を社会参加として想定し、主体的に補助犬を活用することで各々必要な介助を受けている。個々に社会参加ニーズは異なる為、必要な動作を当初検討すると共に、目的が明確でない場合はソーシャルワーカーとの具体的なニーズの検討や他の手段も含めて身体的リハビリテーションを実施した上での補助犬導入が行われることが必要である。社会参加の指標および評価に関しては、補助犬のユーザビリティの評価尺度としていくつかの尺度が抽出された。それぞれの尺度に応じて社会参加の状況を評価することが必要であることが示された。

A. 研究目的

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保するために、他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を考えることを目的とした。

B. 研究方法

研究方法は、補装具費支給制度との比較では、

制度の情報提供や相談支援に対する課題とサービス支給後のフォローアップとし、その点から先行研究の文献を中心に分析した。

補助犬利用者の社会参加の現状と課題、身体障害者補助犬法と関連する制度的な諸問題等についての把握では、介助犬、聴導犬、盲導犬の各利用者に対する面接調査を行いデータの質的な分析を行った。あわせて、リハビリテーション専門職による補助犬利用者のニーズアセスメントの現状と

課題の解明では、介助犬養成施設の指定を受けているリハビリテーションセンターの社会福祉士、理学療法士、作業療法士等に面接を行いデータの質的な分析を行った。

(倫理面への配慮)

補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、補助犬の利用者等からのヒアリング調査(課題番号2021-104号)では、筑波大学において研究倫理審査を受け承認された。

C. 研究結果

(1) 身体障害者補助犬法と補装具費支給制度との比較

補装具費支給制度は、障害者総合支援法で規定され、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ることを目的としており、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具や生活環境を整える用具を支給する制度である。「一 障害等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労もしくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用することが必要とされるものであること。(障害者総合支援法施行規則第六条の二十)」と明確な規定が定められている。

補装具は、障害者の生活そのものに密接し、必要な移動等の確保、つまり社会参加に必要な手段として活用するものである。障害者の生活そのものに密接し、自立と社会参加を促進することに欠かせない道具であり、「自立と社会参加」を促進するという制度の根幹が、補助犬における「身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する」と一致すると考え、身体障害者の身体機能を補完、代替する部分を担う補装具と補助犬における制度の課題等について、現状の法制度の概要と先行研究の文献による比較検証を行なった。

先行研究の文献から、制度利用についての相談支援や情報提供に対する課題が類似していることが明らかになった。

「令和元年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度における多職種・多機関連携に関する調査研究報告書」では、支給決定に関わる他機関連携について報告されており、身体障害者更生相談所の判定により市町村が支給決定を行う過程では、更生相談所と市町村、補装具作製業者との3者との連携度が高い結果となり、一方で利用者の生活全般を把握している相談支援事業所との連携度が低い結果となっていた。

「令和元年度障害者総合福祉推進事業 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究」の報告では、相談支援専門員の9割近くが補助犬利用者の認識はあったが、対象者への補助犬の利用に関する相談は経験しておらず、対象者の生活ニーズから補助犬を支援の手段としては認識していないことが示されている。また、相談支援専門員が補助犬に対する深い知識を持つ機会がないとの実態が明らかになり、今後は相談支援専門員の後方支援機関である基幹相談支援センター等の相談機関へ、補助犬使用者の生活や社会参加に関する助言ができるアドバイザーの配置などの提言をしている。

これらのことから、補装具や補助犬を利用する当事者のニーズや利用後の生活の質や社会参加の状況等のモニタリング体制が不十分であると推察される。補装具では支給決定に関わる他機関連携における相談窓口を担う役割の不在、補助犬においては、相談支援体制との連動した枠組みが課題である。

「令和2年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討報告書」では、補装具費の支給対象者の中に、インターネットや自治体等の担当者から適切な情報を収集し制度を利用する人がいる一方で、適切な情報提供(視覚障害者や聴覚障害に対する情報保証)がされておらず制度の情報が得られていない利用者の存在が浮き彫りになった。つまり、利用実態にはあらわれていない「情報にたどり着けない、相談ができる人がいない者」、つまり情報提供を強化すべき対象群の存在が明らかになった。また、市町村の窓口では、手帳申請時に冊子等で補装具費支給制度も含めた情報提供を実施しているが、膨大な冊子の情報に埋もれ、情報がわかりにくいといった課題が明らかになり、補装具費支給制度の周知に努めることを目的にハンドブック等を作成し、制度情報を強化した。一方、補助犬に関連したものでは、「身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究報告書 令和2年3月」⁴⁾において、補助犬使用の普及活動や一般市民及び受入事業者に対する啓発活動のあり方を検討し、自治体や関係各者が補助犬使用の普及・啓発活動を行うための指針となるガイドブックを作成している。背景には、身体障害者補助犬法の制定により、各施設等への受け入れが義務付けられたものの、未だに国などが管理する施設や公共交通機関等の利用以外で、補助犬同伴による施設利用等に対する理解が浸透されず、受入拒否等の実態があることが考えられた。また、補助犬の実働数が増加せず2022年10月1日現在で959頭と、制定から20年を経過しても十分とは言えない数であることから、当事者側への補助犬のもたらす効果が認知されていない実態があるとの報告もあった。

次にフォローアップに関する課題について、「平成30年度障害者総合福祉推進事業 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書」では、相談窓口や指定法人、訓練事業者のフォローアップに関する課題が明らかになっている。相談窓口については、「病院や障害福祉の担当者、行政職員等における補助犬の認知度が低く、潜在的な利用者に対する身補助犬の紹介や訓練事業者等へ橋渡しがなされていない」との指摘があり、指定法人については、ユーザー側の環境のニーズ変化、犬の品質管理、再訓練、追加訓練などについての確認は実施されているが、社会参加の状況を確認することは相対的に低い結果となっていた。訓練事業者の場合も、犬の健康状態、作業状況や補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズへのフォローアップは高い実施率であったが、本来、補助犬を利用する利用者の最大の目的である「社会参加」やユーザビリティに関連する「環境の変化」へのフォローアップが低い結果であった。また、訓練やフォローアップの実情に沿った人員確保や要請を課題としてあげる意見や、認定に関して第三者等による客観的な認定の必要性、認定基準の明確化などを指摘する意見もあった。一方、フォローアップの内容として、犬の状態や追加訓練などのニーズへの評価は多いが、ユーザーの社会参加の状況に関する評価は必ずしも実施している状況ではなく、社会参加や自立の促進のために寄与するという本来の補助犬の目的に対するモニタリングが不明瞭であった。つまり、品質管理に対する意識は高いが、利用者の「社会参加」については個別性が高く、何をもち「社会参加」とするのか、指標が曖昧であり評価のしづらさが影響していると推察された。

補装具においては、補装具費支給制度に基づき支給された補装具は、支給後の劣化や故障、不適合への修理や再作製は補償の対象となっているが、支給後のフォローアップは義務化されていない。「令和4年度障害者政策総合研究事業 補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究」によると、ユーザーが不適切な補装具や破損したものを使用し続ける、相談先がわからない、さらに支給後の補装具の適性な利用の確認やメンテナンスは、支給した医療機関や補装具作製業者、介護者やユーザーにその判断が一任されていることへの課題が指摘されている。また、補装具の支給に関連する身体障害者更生相談所、医療機関、補装具作製業者のいずれも補装具のフォローアップの必要性と重要性を認識していたが、システムとして体制が十分に整っていないことが課題であるとし、地域の社会資源の実情に応じた連携とフォローアップのシステム構築が必要であるとしている。

リハビリテーション専門職等への面接調査では、

補助犬と対象者をセットにしたニーズの汲み上げを行っており、どこにフォーカスを当てているのか、共通した着眼点を整理した。

訓練事業者側も利用の適性があるか、面接や合同訓練の中でアセスメントを実施していると考えられるが、全国一律のフレームワークに沿って網羅的にアセスメントが進められているわけではない点が課題であった。施設側だけの問題とせず、相談に対する専門職が担う必要性が示唆された。

また、補助犬は動物ではあるが、総合支援法における補装具や日常生活用具と同じように明確な基準でその必要性が判定され、支給されることに関しての検討が望まれ、犬が中心ではなく利用者中心の基準に変えていく必要性が指摘された。

さらに生活上の困りごとや補助犬を希望する理由、生活背景などを聞き取り、補装具の利用と同じように自立と社会参加のための選択肢の一つとして、補助犬の利用について当事者と共に相談し総合的にアセスメントを行う福祉専門職の介入の必要性があげられた。

指定法人においては、利用者が補助犬を利用してどんな人生を送るのか、そのために補助犬の必要性を示す具体的なプランについて、利用者と一緒に検討する重要な役割をソーシャルワーカーが担っていることが示された。

補助犬法における自立と社会参加の条件としては、あくまで外出を伴うことの必要性を基準とするのか、認定事業者でも見解や解釈の相違があり、曖昧さが課題であるとしている。補助犬を希望する際の具体的な目的、使用条件等の解釈が曖昧にならないよう、より具体的に国が示すことで、訓練や認定基準の均一化が図れるのではないかと意見も示された。

(2) 身体障害者補助犬法と社会参加に関する検討

関係者への面接調査をもとに社会参加について検討した。身体障害者補助犬法は身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律であり、セラピスト（介助犬：理学療法士・作業療法士、聴導犬：言語聴覚士、盲導犬：視覚リハビリテーション職）が専門職として補助犬使用者の身体機能や応用動作能力等を評価し合同訓練で対象者に関わる。

先駆的なリハビリテーション施設では、各専門職種が一枚のシートに評価を記載しているが、現状の評価表における社会参加の項目は、現在は補助犬と当事者が迷惑をかけないかに焦点が置かれているとの語りが得られた。積極的な社会参加の為の記載は現状不十分であり、「社会参加」の観点を十分共有できるような共通認識が

図られること必要である。また、使用者により社会参加のスタイルが異なる為、意見書形式での記載が望ましいと考えられる。評価表は各施設により形式は様々であり、今後は共通形式による評価表作成の必要性がある。また、補助犬自体の頭数が少なく知見が積み重なりにくい為、施設を超えたデータベース化の検討も望まれる。

希望時に対象者からどのような社会参加を望むか、ソーシャルワーカーによる面談で聴取される。一方、実際の社会参加の可能性についてはその場で判断がつきにくい為、実際はセラピストが犬との合同訓練の中でどのような社会参加が可能になるかを評価している。その際、飼うことにより発生する身体機能上の負荷も含めて評価し、社会参加を拡大するにあたり使用者の全人的な評価が行われることが重要である。適切な身体機能の評価と共に、介助犬使用に限らず他の手段も含めた総合リハビリテーション的な評価を行うことで、結果的に使用者の身体機能にあった犬および介助動作の導入が見込まれる。

(3) 補助犬利用者の社会参加に関わるリハビリテーション専門職への面接調査

A 法人では、最初の一般相談では、電話が主流であり「補助犬をもちたいがどうしたらよいか?」といった簡単な相談からスタートする場合もあり、ここで概要を説明する。その後、「専門相談」にてセンターへ来所となり、実際に面談し生活状況等のアセスメントを実施する。次の「適正評価」では、適正評価の中に【身体機能評価】があり、セラピスト(PT、OT、ST※STは聴導犬の場合のみ)が評価を行う。医療的な面についても、センターの補助犬担当の医師の診察を受け、病気の状況なども一緒に医学的な面で確認をした上で、身体的な評価を行い、各専門職が報告書を作成し、補助犬が必要なのか見解を確認する。訓練事業所と連携を取り、補助犬を選定や希望者への訓練を行い、訓練事業者が中心となり補助犬の認定に向けて進めていく。

「認定審査」はリハセンター内で実施する。認定審査の前に、審査に進められるか、訓練の仕上がり具合を総合評価(中間評価)にて、希望者、訓練事業所と合同で、介助動作、聴導動作、基本動作を確認した上で、最終の認定審査へ進める。訓練までのところは訓練事業者が中心に取り組むが、訓練の仕上がり具合を確認する総合評価では、リハセンターのリハ専門職と一緒に評価する。さらに認定審査の時には専門職と、外部の獣医師、訓練士も入り審査を行っている。

専門相談の要となるニーズの把握では、あくまでも社会参加に必要な補助犬という形になるので、

希望者が「どういった形で社会参加を考えているのか」「外出できないけれども、介助犬を持てば1人で外出できる時間が増える」「電車に乗って1人で友達のところに会いに行ける」等のニーズを把握する。この把握した希望者の目的について、関わる専門職も共有し、さらに共有した目的に対して専門職が評価し、「そういうことであれば期待できそう」「このあたりは注意したほうがよい」等といった課題を整理する。

訓練事業所での訓練の中で、専門相談で課題となった点は、訓練事業者が訓練を実施する経過において、「こういう訓練をしたら、もう少し介助犬にこういうことをお願いすれば、もっといろいろなことができそう」等と可能な動作が増えるケースもある。

中間評価では、訓練内容等を事業者と連携しながら、訓練の状況を確認する。専門職から、場合によっては福祉用具の提案等も行う。目標に向けた審査を行う上で、新たな介助動作のニーズに対する評価依頼が増える方もいる。

各専門職の役割としては、PTは、主に身体的な特徴を捉え機能面や車椅子操作評価、介助犬を使用することで生活の質の向上が期待されるか等を中心に評価している。

OTは、上肢機能を中心にADL面の評価や、飼育の管理動作、犬を飼育する評価項目が自身で可能か、不可の場合は家族に頼むのか、例として犬の爪切りは定期的にペットショップへ依頼するか等、何が自身で可能で何を他者へ依頼するかをフォーマットに即して評価する。STは、聴力評価、補聴器の使用の有無等の確認及び、聴力のみではなくコミュニケーション面も含めた評価を行っている。

B 法人においても、SWによるアセスメントから始まり、SWが社会的な適正や適応を評価、医学的評価はリハ科医 PT・OTで身体機能の評価を行う。B リハセンターの場合は候補犬が同席していることが多いため、希望者の身体機能評価と併せて、希望の介助動作が候補犬でできるかというような評価を実施する。聴導犬の場合は、STが聴覚評価を行う。

身体機能評価は一般的にセラピストが実施する評価項目を使用している。希望者の生活動作、介助動作、生活環境等の聞き取りと評価を元に、目標とする介助動作を提示する。あわせて、補助犬の条件の提示(大きい音で驚いたり、周囲を落ち着きなく見渡す等は適正がない、犬の体形等)や介助犬の予測される使用効果についてもセラピスト間で検討しそれらを報告書にまとめる。その後、医師、セラピスト、SWによるカンファレンスを実施する。訓練期間中においても、状況に応じて家屋調査も実施 現地で介助動作の工夫を検討するなど、訓練に同行する また、リハエンジニアに

よる、犬と介助動作をつなげるための福祉機器、用具の開発的な介入も行う場合がある。

認定審査では、介助動作の完成度、使用者の社会的責任・飼育管理に関する事項、候補犬と使用者のマッチング等を評価視点としている。

聴導犬の場合は、STによる導入時の適正評価として、聴力検査（補聴をしていない状況と補聴器または人工内耳の装着時の聴力検査）、希望する聴導動作、障害状況、障害者手帳、治療経過、教育歴、ADL状況、生活状況、住環境、社会参加状況などについて、SWも聞き取りはしているがSTの立場でコミュニケーションモードも含め面談の場で確認する。

(4) 補助犬のユーザビリティの評価についての検討

アウトカムとしてのSF36では、海外の先行研究について、量的な研究では、手動車椅子を使用している脊髄損傷患者11名に対してサービスドッグを使用する前後での移動範囲、肩の痛み、社会参加、生活の質について測定した研究がある。犬の使用によって移動範囲は広がり、肩の痛みは著しく減った。社会参加は増えて、生活の質は上昇傾向を示した(Hubertほか、2013)。24名の脊髄損傷患者11名に対して行ったカナダの研究では肩の痛みと疲労感の減少(SF36のスコアの上昇)、急な坂道や不整な路面での移動が楽になる、社会参加の向上、心理的なスコアの有意な向上が示された。評価尺度は Wheelchair User's Shoulder Pain Index (WUSPI), Rate of Perceived Exertion (RPE), vitality scale from the SF-36, grip strength, Wheelchair Skills Test (WST), Canadian Occupational Performance Measure (COPM), Reintegration to Normal Living Index (RNLI), Life Space Assessment, Psychosocial Impact of Assistive Devices Scale (PIADS) and Quebec User Evaluation of Satisfaction with assistive Technology (QUEST 2.0) を使用している。SF36は、米国で開発された尺度で設問は36項目である。8つの尺度（身体機能、日常役割機能（身体）、痛み、全体的健康感、心の健康、日常役割機能（精神）、社会生活機能、活力）から成っている。

海外の質的研究では、補助犬ユーザー64名と補助犬の支給を待っている27名に対してオープンエンドの質問を行ったところ、身体的、心理的な有益な点について101のコードが生成された。補助犬ユーザーの98%が犬による介助と犬とのつながりに対して心理的にプラスの効果を感じていると答えた。また、支給を待機している回答者は、現に犬を所有している回答者が感じている短所（交通機関の利用の困難さ、犬へのしつけ）について、それ程感じていないと答えた。補助犬を所有する際の欠点としては、犬のケア、交通機関の利用、生活環境の調整、

犬への教育やしつけが抽出された。これらの知見については、犬の支給を待つ患者と接する機会のあるリハビリテーション専門職に共有したとしている(Kerri Eほか、2019)。

国内の先行研究について、SF36を使って介助犬使用者の生活の質と心の健康に関する研究(石川ほか)があるが、介入研究ではないため、補助犬を導入したことがQOL向上の原因かどうかは不明である。

国内の質的研究では、補助犬が使用者の心理に与える効果を半構造化面接による聞き取り調査により調査したものがあある(日本補助犬科学研究 Vol. 9 No. 1)

アウトカムとしての社会的生活自立度評価(Social Independent Measure; SIM)では、SIMは、障害者総合支援法における自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者の社会生活の自立度を測るために、千葉県千葉リハビリテーションセンターで試作されたものであり、それ以外での活用は想定されていないとしている。同リハビリテーションセンターの厚生労働科学研究費補助金研究報告書をもとにSIMについて概要をまとめ、SF36との比較を行った。

(5) 身体障害者補助犬法と制度的諸問題

1) 補助犬利用の重度障害者の65歳問題

A氏(78歳女性、頸髄損傷、50歳で受傷、電動車椅子使用、食事は自助具を使用、全介助)に面接調査を実施した。

受傷から介助犬導入まで：おしゃれをして何かできるようなことがおきることなど考えられる状態ではなかった。退院してから一年半ほどは、テレビを見てぼーっとして、まるで、ろう人形のようなだった。

介助犬導入のきっかけ：一人暮らしで世話をするのが難しいため諦めかけていたところ、介助犬トレーナーの知人から「何とかなるから大丈夫ですよ」と言われ導入した。

障害者自立支援法が施行後：犬の餌や水やり、排泄後のケアなど介助ヘルパーが担っていた。介護保険になったら、犬の水入れの水を替えるなどの犬に関わることは一切できませんと言われてしまった。

介護保険のサービス内容：「あれをやってはいけない」「これをやってはいけない」など制約がとても多い。そのため介護保険のサービス利用をすべて夜中に充てて対応している。夜中は尿漏れパッドの交換や排泄の介助などに対応してもらっている。

介助犬の存在：犬はご飯の支度や洋服の着替えを手伝ってくれるわけではないが、自動車の車内のすき間にスマートフォンを落としてしまったときに拾ってくれたり、風呂で転倒して起き上がることができないときに力を貸してくれたりする。

いわゆる「すき間の介助をしてくれる存在」だ。

受傷したタイミングでは、65歳よりも前に受傷したことで、障害福祉サービスの時間に介護保険の時間が加わったことで時間の上では余裕ができた（重度訪問介護の時間数は当初440時間/月だったが65歳を機に428時間/月に減少）。「皮肉な言い方にはなるが、65歳になる前に受傷したのはラッキーだった」という。

2頭目の導入を断念した理由では、1頭目の介助犬は65歳を迎える直前に死亡して自分が高齢になり、一人暮らしでは犬の世話が困難だというのが大きな理由。もうひとつは、一頭目が亡くなったことがとても辛かった。また、介護保険によるサービス内容も画一的に決まるのではなく、この障害はこういうことができないからこういうことをしてあげようとか、ああいう人ならできるからやらなくてもいいというような（柔軟な運用を）してほしい。

2) 医療へのアクセスと危機発生時対応等の問題

飲食店のみならず、医療施設でも盲導犬ユーザーの受診拒否が報道され問題になった（京都新聞2021年11月22日）。当該自治体の障害福祉・医療衛生双方の行政担当者から医療施設側に説明がなされたが改善はなく、盲導犬の受け入れは拒否されている。報道によれば「犬アレルギー患者への対応が不可能」と医療施設側は主張している。

昨今の新型コロナウイルスワクチン接種においても、事業者が行った職域接種以降はワクチン接種が受けられない経験をしていた。大規模接種会場への入場について明確な理由の提示がなく拒否を受けた案件では、補助犬ユーザーの受け入れに関してマニュアル等の記載がないため、接種会場担当者が受け入れ可否の判断ができないことが入場拒否の理由だった。しかし、自治体によっては大規模接種会場で予防接種を受ける際、補助犬の同伴が問題にならなかったケースもあり、自治体により対応の差があることが明らかになった。このユーザーは普段から特別な問題を生じることなく医療機関への補助犬を伴っており、同伴できなかったところは多床室やICUなどの特殊部署のみだった。

また、補助犬ユーザーは事前に補助犬同伴で受診可能な医療機関を探し、その時の状態に応じて医療機関を使い分けていた。例えば、事前に受診可能な医療施設の候補を複数交渉しておき、その中から症状に合わせて選択して受診していた。一見健常者とあまり変わらない行動ではあるが、医療施設側との交渉時には補助犬育成施設の関係者と一緒にお願いで出向き、施設の責任者にまで説明するなどの事前調整が必要だった。複数の医療施設の了解をえるまで複数年を有していた。この

ユーザーは以前在籍していた企業で、15年間1回も年1回の定期検診を受けたことがなかった。企業側で指定した検診施設で受け入れが困難とされた理由は「検診施設が狭い」ということだった。

このような自治体や医療機関における対応の差を是正するすべがないことに対し、「犬が嫌いな人の権利が守られて、補助犬を連れた方の権利は守られない」という補助犬ユーザーである「人」を拒否していることに思いが及ばない対応や、国民の生命と健康を守ることが使命である医療機関に罰則もなく社会的制裁も軽微がある現状に対し強い憤りを感じていた。医療機関からは補助犬を置いてくれば診療可能との回答があったとのことだが、それに応じることは補助犬ユーザーとして納得できない、身体障害者補助犬法の制定により補助犬とともに障害者の社会参加が拡大されるはずが、逆に補助犬を同伴することで社会参加を狭めしてしまうリスクがあるという思いが語られた。

補助犬ユーザーが暮らす市区町村における個別の避難計画の進捗状況は「何も決めていない」「自治体担当者から電話があり、災害避難計画を立てるにあたり必要な援助は何かといった問い合わせがあった」というもので、自治体から災害避難計画の立案に関する連絡を受けたユーザーには、その後の進捗状況を後日確認したところ、郵送による災害時の支援に関する希望と状況確認があったのみで具体的な対策に関して、例えば避難経路の確認や発災時の補助犬の取り扱いについて具体的に決まっていなかったということだった。本聞き取り調査がきっかけとなり、個人的に災害対策の危機感を感じとったとのことで最寄り警察に災害時に気にしてもらおうよう申し入れをしたという。

その他、災害発生時にサポートが期待できる自治体以外のネットワークとして補助犬育成団体やボランティアとのつながりをもっていた。例えば、東日本大震災時の対応についても訓練施設の訓練士とパピーウォーカーや引退犬ボランティアの活躍、訓練士が被災地や避難所を巡回してドッグフードを運搬したこと、盲導犬との合同訓練施設にある入浴施設の開放などの情報は把握しており、自らもそのようなコネクションを使うことを考慮していた。

3) 新型コロナウイルス感染拡大が補助犬制度に与えた影響

補助犬利用のきっかけとして訓練事業所のイベントをあげる補助犬ユーザーがいる。実際に訓練士等から話を聞き、補助犬に触れることは補助犬ユーザーを希望する大きな動機付けの機会になっていた。新型コロナウイルス感染拡大時期における各訓練事業所の報告書やホームページには見学会やイベントの中止や人数制限等による縮小が記

載されている。そのため、新規の補助犬希望者が減少という事業所報告がある。以前より、補助犬貸与にかかる費用は募金に頼っており、各地のイベントで補助犬の理解活動や募金活動が行われていた。行動制限によるイベントの中止から募金活動が出来ず収入の減少があった。代わりに Zoom、YouTube 等を活用しての見学会・説明会が始まり、Twitter 等 SNS による情報提供を実施する事業所もあった。収入減はクラウドファンディングやふるさと納税、持続化給付金の受給による対策が取られていた。認定試験では移動制限により延期となることがあった。また新規施設の開設が新型コロナにより 2 年遅れている事業所があった。訓練士育成の講習会を中止していた。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う制限は新規ユーザーとなる機会や訓練事業所の人材育成や運営にも大きな影響を与えた。一部の訓練事業所は SNS やクラウドファンディングの活用で新たな手段を得ており、感染症法上の位置づけが変わる 2023 年 5 月以降は通常の活動に戻っていくことになる。

盲導犬ユーザーは感染した場合の隔離への不安や点字表示に触れるのが怖い、コロナでマスクをすると顔で感じる風の流れや曲がり角、障害物がわかりにくいことによる疲れを感じる一方、コロナ渦でも声をかけてくれる人がいたという。

日本盲導犬協会は毎年の盲導犬ユーザー調査に加えて、2020 年に起きたコロナ渦での外出時の不安、困りごとについて調査し報告している。ソーシャルディスタンスが分かりづらい、周囲に手引きなどのサポートを頼みづらいなどがあった。また、コロナを理由に盲導犬受け入れやサポートを断られることがあり、いつも利用している宿泊施設やスーパーでの利用や介助などができないと回答した。受け入れ拒否があるという回答はコロナの感染拡大以前は 60% 前後から 2020 年以降は約 4 割と大幅に減っている。これは調査対象者である盲導犬ユーザーのうち、2020 年における新型コロナ感染拡大以降は外出頻度や歩行時間共に減少したことによるものだ。こうした調査を基に、日本盲導犬協会では「新型コロナウイルス感染予防と盲導犬」について理解を促すパンフレット作成や商業施設・宿泊施設・医療機関等を対象にオンラインでのセミナーを開催した。

D. 考察

(1) 身体障害者補助犬法と補装具費支給制度との比較

補助犬では社会参加の基準が示されていないため、「社会参加」に対して関わる専門職、訓練事業者、利用者の概念が一致していないという課題が示唆された。

また、補助犬、補装具の類似している課題とし

て、それぞれユーザーへ渡った後の品質をいかに保証し評価するか、モニタリングの方法が不明瞭であることが明らかになった。

双方の比較における指標は、補助犬や補装具の使用により利用者の自立度と社会参加の頻度が上がるかという点であり、補装具費支給制度の課題の部分「多くの人に周知が行き渡らない」「制度の使い方がわからない」は、補助犬制度の課題と類似していた。次に、品質をいかに保証し評価するかという課題も類似しており、利用者の効果的な社会参加と活動が推進されるために公正かつ適切な判定のもと支給されるべきという共通点が明らかになった。

自立生活を営むためになぜ補助犬を利用するのか、社会参加の具現化などに向けて、障害者の尊厳を守りながら自らが主体性をもち生活設計が考えられるよう問題を整理し、必要時には多職種と連携し支援する体制を構築する調整役の存在の必要性が示された。また、訓練事業者の質のばらつきについての指摘もあり、利用者への適切なアセスメントや社会参加に対する貸与後のモニタリング体制が十分に整っていないことが推察された。

利用者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者や補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が望まれる。

また、補装具費支給制度における判定では、医師が作製する補装具費支給意見書が補装具を判定する根拠となるが、医学的観点から必要性和期待される効果、その補装具を選択、処方した理由として身体構造や機能だけではなく使用する場所、頻度、環境等の社会生活要件の明記することが必要とされている。つまり意見書を作成するためには、日常生活のアセスメントが必要であり、対象者に関わっている医療従事者や支援者からの評価を含めた情報等の共有、連携が必要となる。

補助犬利用者の障害特性、疾患の進行や全身状態等も含め総合的にアセスメントし、補助犬利用に関する適正と利用を継続することの妥当性を評価するためには、補装具費支給制度の適正に支給されるための仕組み、医療とリハビリテーションの専門職による適正な判断、医療及び福祉の専門職、補装具業者、行政などの連携を前提とした適合判定のシステムの枠組み、統一的判断基準を一部参考とすることも有益ではないかと考える。

本来は、補助犬利用者の利用者の障害および生活から生じるニーズアセスメントをモニタリングするには、生活に密着した形すなわち地域で利用者の生活全体を捉える必要がある。一方で補助犬の育成から利用に至るまでの相談、評価、認定のスキームには高度な専門技術を要する側面があるため、広域的に専門的なノウハウをもち、リハビリテーション専門医や PT や OT、ST 等のリハビリ

専門職のいるリハビリテーションセンターが指定法人の中核を担い、後方支援機関としての役割を担うことが引き続き重要である。

*参考文献

- 1) 令和元年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度における多職種・多機関連携に関する調査研究報告書
- 2) 令和元年度障害者総合福祉推進事業 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究
- 3) 令和2年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討報告書
- 4) 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究報告書 令和2年3月
- 5) 平成30年度障害者総合福祉推進事業 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書
- 6) 令和4年度障害者政策総合研究事業 補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究
- 7) 田中 宏太桂、日本における筋電電動義手の公的支給制度の現状、日本義肢装具学会誌 Vol. 30 No. 4 : 219-222, 2014
- 8) 秋山 仁、補装具費支給制度の概要と適切な活用、日本義肢装具学会誌 Vol. 34 No4 : 163-168, 2018
- 9) 井村 保、補装具費支給制度における借受け費の対応についての概要とその解釈、日本義肢装具学会誌 Vol. 34 No4 : 318-325, 2018

(2) 身体障害者補助犬法と社会参加に関する検討

生活拡大の手段は様々に存在するが、補助犬に依頼すれば「自分のタイミングで主体的に動ける」という存在意義がある。これはヘルパーへの依頼とは大きく異なり、使用者が引け目を感じにくい。また、セラピストは補助犬と過ごすことによる使用者への精神的な効果を感じており、明らかに精神面へのよい影響があり、結果的に社会参加が拡大するという語りが聞かれた。今後は、補助犬を持つ前と持った後でどのように精神面が異なるか、知見が明らかにされる必要がある。動物介在療法的な意義については、現行の補助犬法とは目的が異なるが、パートナードッグのような役割について、分担等をどのように考えることが望ましいか今後検討される必要がある。

身体障害者補助犬法により、補助犬には使用

者の社会参加と自立を助ける存在意義が定められている。総合リハビリテーションとして各職種が協働し共通の目的の元、評価や合同訓練、判定を実施している。その為、現在総合リハビリテーション施設では職種による社会参加の理解には違いはみられなかった。しかし、導入当初に補助犬による動作と使用者が自力で行う代償手段との優先度のすり合わせに難渋したという語りが聞かれ、社会参加を拡大する為の総合リハビリテーション的な観点で話し合いを重ねることで観点が徐々に一致してきた経過が語られた。また、現状は補助犬使用が始まった場合は積極的な関わりをセラピストは持たないが、使用開始後の関わりは身体的負担軽減にもつながり、適切な動作の確認の実施により社会参加拡大に貢献するとの認識が聞かれている。使用の経過の中で、加齢や疾患の影響による身体機能上の変化に関連し、犬を飼うことによる負荷が発生する可能性も考えられる為、今後継続した評価が必要であるとの声が聴かれた。

(3) 補助犬利用者の社会参加に関わるリハビリテーション専門職への面接調査

審査で行う評価の側面には、補助犬ありきではない、生活上での補助犬以外の動作の工夫点や他の方法等を提案する部分も含まれている。専門職からみた点で、本来はこうしたほうがよいという観点は、実際は医療リハの段階ではないためどこまで望まれているのか、またあくまで認定機関としての専門職の限界の部分認識していた。客観的に希望者の身体機能面において福祉用具等の利用だけではない効果の部分、例えば床に落ちた物を無理な姿勢で拾う動作を継続することもよりも、介助犬であれば様々な場面における身体的な負担軽減への安心感、自助具など使用と比較すると介助犬は様々な介助のバリエーションを増やせる点、さらに保障の対象となる社会参加レベル以上の生活の質の向上や外での活動の機会が広がるといった効果への期待等があることをふまえて、「希望者の介助犬を持ちたいという思い」を大事にしつつ、最終的には「その方がどういった形で安全に生活、家の中と外での生活を楽しく長く続けられるか」といった視点をもっていた。

また、評価については、最初に関わる身体機能評価の際に、その可能性の有無を評価することは少し難しいと思っているが、希望者のニーズを抽出し何かしらの効果が見込まれると判断して認定の流れに乗せており、その部分を「一緒に言語化」できればと考えているとの回答もあり、評価が進む中で希望者に必要な介助動作を明らかにするプロセスがあることが示された。

評価については、最初に関わる身体機能評価の

際に、その可能性の有無を評価することは少し難しいと思っているが、希望者のニーズを抽出し何かしらの効果が見込まれると判断して認定の流れに乗せており、その部分を「一緒に言語化」できればと考えているとの回答もあり、相互の役割を理解し信頼の上で関係性が成り立っていることが示された。

症例を蓄積し、認定に至るプロセスを体系化し、後進へ残していく、さらに方法をバージョンアップすることが必要であるとの指摘もあった。

フォローアップに関する課題については、導入当初の評価した動作だけではなく、その後の進化していくことを踏まえた介助動作、或いは利用者自身の身体機能の変化に伴う動作介助の評価等、セラピストが介入したフォローアップの継続も必要であることが示唆された。

(4) 補助犬のユーザビリティの評価についての検討

SIM は、身体的な自立の度合いを測定するための尺度である。そのため、測定する項目は基本的な生活動作となり、SF-36 では日常役割機能(身体)、日常役割機能(精神)に近い。回答選択肢を比べると、SF-36 は、「すこし」「わずかに」など、抽象的な表現による選択肢となっているため、どちらを選ぶか迷うケースがあると考えられる。仮に回答中に調査員に質問したとしても、調査員は選択肢をそのまま読み上げることは許されておらず、自分の解釈を述べることは許されていない。一方SIMの選択肢は7、6を《自立》、5～3を《部分的支援が必要》²1を《全面的支援が必要》としている。さらに7を安定性が高い「継続的」自立として、6を評価の時点で自立しているものの、店員や窓口担当に問い合わせる等、通常ある人的資源の活用を要するとしている。5を見守りレベルとして、4～1を介助や援助が必要なレベルとしている。4を75%以上自分で行う、3を50%以上75%未満自分で行う、2を25%以上50%未満自分で行う、1を25%未満自分で行うとしている。さらに「自分で行う」の解釈について、自分の意思で選択、利用、指示、調整して介助サービス等を利用する場合を含むとしているため、利用者の意思決定による行為について明確に判断できるのが特徴である。社会参加の度合いの評価尺度については、補助犬ユーザーが属している「社会」が犬をどう捉えているか、犬を道具として使うことについての考え方の相違がある可能性があるため、尺度の採用にあたっては設問の妥当性の検討が必要と考える。

*参考文献

1) 池上直己ほか、臨床のための QOL 評価ハンドブック、医学書院

2) 竹上未紗, 福原俊一, 誰も教えてくれなかった QOL 活用法, 認定 NPO 法人 健康医療評価研究機構
3) 菊池尚久ほか, 障害者に対する社会リハビリテーション支援プログラム及びその評価手法開発に関する研究

(5) 身体障害者補助犬法と制度的諸問題

1) 補助犬利用の重度障害者の 65 歳問題

介護保険の「自立」は「自分でできる事は自分でやる」事を前提にしており、リハビリテーションの充実によって要介護・要支援状態を改善することを目指している(介護保険法第5条3項)。

一方で障害者福祉における「自立」は「自己決定権の行使」を指しつつ、意思決定の主体であることを強調している。元補助犬ユーザーへの聞き取りからは、支援法の介助者の方が支援の融通が効いていたことが伺え、本人のしたい生活を実現しやすくと考えられる。

この両者の違いが制度の運用に影響を及ぼしていることが示唆された。

2) 医療へのアクセスと危機発生時対応等の問題

世界的な COVID-19 のパンデミック以降も医療機関での補助犬受け入れ拒否は根強くあり、中でも医療機関における拒否は全体の 35%と最多であった。有効な治療法や治療・予防薬が確立されていなかったこと、感染状況に関する連日の報道から、国民の不安感が増大し、一部の医療従事者に対する偏見や差別も起きた。現在 COVID-19 感染症による重症化率・致死率は低下し、2023 年 3 月よりマスク着用の自由化、2023 年 5 月より感染症法上の位置づけも季節性インフルエンザと同等の 5 類に移行することが決定した。

COVID-19 の起源はコウモリがウイルスを媒体した人畜共通感染症である。補助犬における COVID-19 感染については過度に恐れる必要はないとする報告もある一方で、感染者からイヌ・ネコなどの伴侶動物、飼育員からライオン、トラ、ゴリラなどの動物園動物、オジロジカなどの野生動物、ミンクの繁殖施設、ハムスターなどの小動物に感染や感染した動物の体内でのコロナウイルスの変異が報告されている。補助犬はこれまでも定期的なワクチン接種と定期検査を受けることが義務付けられており、犬は公衆衛生学的に人畜共通感染症対策が確立している。米国 CDC ガイドラインでもペットがコロナウイルスをヒトに感染させる可能性は低く、また動物用ワクチンの研究も進められている。最新の研究結果を待ちながら、推奨されている感染症対策に準じた対応を行うことが必要である。

医療機関では平時より感染症予防及び感染症の

患者に対する医療体制の整備が義務付けられており、このような対策の中で補助犬を同伴させることは決して不可能ではない。ただ、医療施設には、がん化学療法や血液疾患、自己免疫疾患など、感染に対する強い不安の中で療養している患者も一定数おり、補助犬を同伴したユーザーの医療施設利用に対し理解を得ることが困難な場合もありうることを前提にすれば、合理的配慮の一つの方法としてどちらかが医療施設内を別ルートで移動する、受診する時間帯や曜日をずらす等の合理的配慮を医療施設側が提案することは補助犬ユーザーにとってもそれ以外の利用者によっても心理的負担感は少ないと考える。イヌアレルギーは犬の体毛や唾液と直接接触しなければ影響がないことは明らかにされており、そのような個人が無自覚に犬に近づいてしかも犬に触れるなど考えられないのだが、いまだに医療施設の受け入れ拒否の理由にされていることが残念である。動物介在療法に関する報告が増え、ファシリテードッグを導入している医療施設がある一方で、補助犬という特別な訓練を受けた犬への理解、補助犬ユーザーの人権や障害に対する理解が圧倒的に不足している。全国で1000頭余りしかいない補助犬とそのユーザーと出会う機会が少ないことが理解促進につながる理由とするなら、他の数的マイノリティーへの差別問題と構造上変わりはない。もし、補助犬法改定を検討するなら障害者差別解消法に紐づいた法制度の見直しを検討すべきと考える。

COVID-19感染拡大以前は、2016年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行を受け献血会場への補助犬の同伴は衛生管理区域含む献血会場すべてのエリアで可能となり、全国の献血センターでの対応も変更されている。それ以前にもベッドサイドまで盲導犬を受け入れている透析施設も少数ながらある¹⁴⁾ことから、受け入れ態勢の整備が進めば、医療機関へのアクセスや一部の衛生管理区域にも補助犬同伴が可能になることが明らかになっている。このような医療施設では育成団体の実地検証やロールプレイによる職員の介助体験を通して障害者への理解促進につながる取り組みがなされており、こうした試みが全国的に行われていくことが障害者差別解消と社会参加促進につながると考える。

2021年5月 障害者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける、障害者差別解消法の改正法が成立した。第8条第2項において「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない

い」と明文化されたことは、これまで補助犬法の中で「国等が管理する施設」「公共交通機関」の他は「不特定かつ多数の者が利用する施設」と曖昧な表現でしかなかった民間事業者においても合理的配慮の提供義務が生じるようになったことは補助犬受け入れの拡大に大きく前進したといえる。

しかしながら、同法では、障害者から「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」に合理的配慮をする必要があること、明確な罰則規定はなく合理的配慮の範囲においても「努力義務」としており、同法の改正がすなわち全事業者における補助犬受け入れ準備の完了とはならない点を補助犬ユーザーにもご理解いただく必要がある。初めて利用する施設等においては事前に調整の機会を持つなど、これまで通り双方の対話による解決を図るほかない。

補助犬ユーザーから“マニュアルがないので受け入れられない”といった対応をされた聞き取りから、補助犬の社会的認知がこれまで以上に進むには補助犬ユーザーを受け入れている施設や関連学会等で作成したマニュアルを先行して公開するなどの周知活動が必要である。

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）は同年5月に施行された²¹⁾。今回の法改正では、避難行動要支援者への対応は名簿作成にとどまらず、一人ひとりの状況の把握と個別避難計画の作成に踏み込んだ取り組みが求められることになった。補助犬ユーザーに関連する事項としては、障害者や高齢者といった避難行動要支援者に対し福祉関係者、行政などが連携を深め市町村レベルの避難計画を立案することが定められている。ユーザーの聞き取りから、自治体はおそらく災害避難行動要支援者名簿の作成あるいは改訂と平時のフォーマル資源調査のために郵送による調査を実施したと思われるが、補助犬ユーザーの防災リテラシー（災害に遭遇したとき、目の前の状況に対して適切に行動し、想定外の事態から自分自身を救う能力）を高め、現状と課題を共有し避難計画を策定するには至っていなかった。避難指示発令に伴う避難行動についてもマンション上階への垂直避難や上層階であれば必ずしも立ち退き指示をしないという選択肢²²⁾²³⁾もあるので、まずは自治体から早期に情報提供を行い、補助犬ユーザーの「自助」意識を高める働きかけを行うことが期待される。

介助犬ユーザーの一部は福祉避難所、それ以外の補助犬ユーザーは一般避難所に避難することが想定される²²⁾が、その際の補助犬の取り扱いについても市町村との事前取り決めが望まれる。東日本大震災において発災時に自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが野犬化したり、自然繁殖して生態系に影響を及ぼしたり、避難所でも様々な人と共同生活を送るため、一緒に避難したペッ

トの取扱いに苦慮した経験を教訓に、環境省では2013年「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、熊本地震を経て2018年に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定した。本ガイドラインを元に作成されたガイドブックには飼い主、自治体、都道府県、獣医師会、民間団体等の役割を明記し、平時からの備えと災害時の対応を整理している。しかし、基本的な動物としての取り扱いはこのガイドラインに準じるとしても、補助犬はユーザーの日常生活を支える存在であり、ペットではない。これまでペットが避難できないことを理由に飼い主が避難しない、同行避難を断られた飼い主が自宅に戻ったなどの報告もあり、前記ガイドラインやこれまでの災害時のペット対策に関する報告を参考にしながら、大規模災害等、危機発生時の補助犬とユーザーの避難生活について、避難生活が長期化した場合も含め地域事情に合わせた検討を行うべきである。また、補助犬だけでなく、ユーザー自身の避難対策も周知が不十分である。関連学会や団体が個別に災害対策に関するガイドブックを作成しているので、市町村も既存の成果物を参考にしながら個別の避難計画立案に役立てることを推奨する。また関連学会にも現状に即した情報に適宜差し替えるなど定期的なガイドブックの更新を働きかける。このような大規模災害時の障害者、高齢者に対する合理的配慮事項はインクルーシブ防災対策として自治体のBCP（事業継続計画）等にも明記しておくことが求められる。

*参考文献

- 1) 盲導犬受け入れ全国調査報告. 日本盲導犬協会ホームページ 20210517163641.pdf (moudouken.net)
- 2) 盲導犬ユーザーの受け入れ拒否対応事例. 日本盲導犬協会ホームページ 20220523141438.pdf (moudouken.net)
- 3) 朝日新聞デジタル
<https://www.asahi.com/articles/ASP235V9DP23UTFL00Q.html>
- 4) NHK ウェブ
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210207/k10012853741000.html>
- 5) 読売新聞オンライン コロナ診療に根強い差別…窓ガラス割られた医院、買い物先で「何しに来たの」と言われた医療従事者：読売新聞オンライン (yomiuri.co.jp)
- 6) 水越 美奈 補助犬における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の現状と課題. 日本補助犬科学研究(①881-8978) vol.15(1) 3-9. 2021
- 7) 前田 健 新型コロナウイルスはヒト以外の動物にも感染するか. インフルエンザ 23(3) 218-218. 2022
- 8) 厚生労働省ホームページ. 動物を飼育する方向けQ&A | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)
- 9) Peter J. Halfmann. et al. Transmission of SARS-CoV-2 in Domestic Cats. The New England Journal of Medicine. 383;6 nejm.org August 6, 2020
- 10) 高柳 友子 補助犬の受け入れ状況 現状と課題～医療機関の役割～. Jpn J Rehabil Med 53 878-879 2016
- 11) Dogs Healthy Pets, Healthy People CDC - Centers for Disease Control and Prevention <https://www.cdc.gov/healthypets/pets/dogs.html>
ウェブ 2022年3月8日・Dogs can have many positive effects on the lives of their owners. They influence social, emotional, and cognitive development in children, promote an active lifestyle, provide companionship, and have even been able to detect oncoming epileptic …
- 12) 厚生労働省ホームページ. 院内感染対策について (mhlw.go.jp)
- 13) 山内 美江 他 献血会場における身体障害者補助犬の受け入れに係る取り組み. 血液事業(0917-7833) vol.43(2) 283-288. 2020
- 14) 三浦 靖史 他 透析施設における補助犬使用者の受け入れ状況. 日本補助犬科学研究(1881-8978) vol.7(1)26-33. 2013
- 15) 病院機能評価データブック 2020年度. 公益社団法人 日本医療機能評価機構.
20211201-1_datebook_2020_honshi.pdf (jcqhc.or.jp)
- 16) 認定病院検索 公益社団法人 日本医療機能評価機構. 病院機能評価結果の情報提供-JCQHC-
- 17) 佐々木 洸太, 大谷 啓介 他 総合診療科外来における予約診療導入の試み. 地域医学(0914-4277) vol. 30(12) 1046-1054. 2016
- 18) 北岡 謙一, 小松 誠 他 iPadを用いた整形外科外来の取り組み. 中部日本整形災害外科学会雑誌.(0008-9443) vol. 57(5) 1073-1074. 2014
- 19) 上下部内視鏡検査を含んだ日帰り人間ドックにおける現状の問題点. 人間ドック(1880-1021) vol.26(3) 515-522. 2012
- 20) 防災情報のページ - 内閣府 (bousai.go.jp)
- 21) 災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号) : 防災情報のページ - 内閣府 (bousai.go.jp)
- 22) 宮地 隆史. 難病医療従事者も知っておくべき災害対策基本法の一部改正. 難病と在宅ケア vol. 28(4) 10-13 2022
- 23) 新井 利民. 障害のある人々に対する避難支援政策の展望と課題. 障害者問題研究(0388-4155) vol. 50(3) 178-185. 2022

- 24) 人とペットの防災ガイドライン. 環境省ホームページ. 0-full.pdf (env.go.jp)
- 25) 平井潤子. 災害時におけるペットの救護対策の現状 地方自治体の取り組みと課題. 公衆衛生 (0368-5187) vol. 86 (3) 259-266 2022
- 26) 災害対策情報 | 日本ロービジョン学会 (jslrr.org)
- 27) 災害時の視覚障害者支援マニュアル. 厚生労働省委託(平成23年度手話通訳者等派遣支援事業)
- 28) 避難所等での障害者への支援について. 厚生労働省ホームページ. 避難所等での障害者への支援について (mhlw.go.jp)
- 29) 村野 淳子. 別府市インクルーシブ防災 誰一人取り残さない防災. 難病と在宅ケア. Vol28(4) 2022

3) 新型コロナウイルス感染拡大が補助犬制度に与えた影響

新型コロナウイルス感染拡大前に行われた訓練事業者調査⁵⁾では、補助犬ユーザーに対するフォローアップを介助犬・聴導犬は7割、盲導犬は9割が実施していた。コロナ渦でのフォローアップの詳細は不明だが、緊急事態宣言のあるコロナ渦では訪問は出来ない可能性が高い。今後は社会参加の状況についてフォローアップを適切に行う必要がある。新型コロナウイルス感染拡大により、生活が大きく変わり見学会やイベントの開催が困難であったが一部の訓練事業所では新たに SNS やクラウドファンディングなどが活用された。リアルな見学会や募金活動以外に地域や時間を選ばないで参加できるソーシャルメディアを活用するきっかけとなっていた。訓練事業所は限られた地域にあり、以前は遠隔地に住む人には見学会等に利用しにくかった。身体障害者補助犬の理解を深めるためリアルとオンラインとのハイブリッドを検討していく必要がある。

コロナウイルス感染拡大前に行われた盲導犬育成8団体調査では盲導犬受け入れ拒否を52%が経験していた。コロナ渦で宿泊業や飲食店では閉店や休業が続き従業員も変わっている可能性が高い。外出自粛が続き、補助犬に触れ合う機会が減っている中、理解が深まるような対策が必要である。補助犬ユーザーと訓練事業所に対して、コロナによる影響と社会参加の変化については明らかになっていない。一訓練事業所による盲導犬ユーザー調査のみ報告がある。聴導犬・介助犬・盲導犬ユーザーに対する調査と訓練事業所調査と検討が必要である。

*参考文献

- 1) 認定 NPO 法人 全国盲導犬施設連合会 2020年3月25日「盲導犬受け入れ全国調査」報告

E. 結論

障害特性と生活の中で生じるニーズ把握や、疾患の進行状況や全身状態などを総合的にアセスメントし補助犬の利用の適正判断などを図り、貸与後の品質管理やフォローアップ体制の充実化を図るためには、医療・福祉の専門職、訓練事業者、公的機関が連携する仕組みにも課題が示唆されたため、補装具費支給制度の枠組みを一部運用するなど、現行の法制度の見直しに向けた議論の整理が必要である。

使用者の身体機能に合わせた補助犬による介助は、長期的な補助犬利用と使用者の社会参加の機会の拡大につながる。従って、今後も総合リハビリテーションの一貫として補助犬利用を捉え、使用者の社会参加拡大に関わりを持つ必要がある。また、関わりの中で潜在的な社会参加能力をセラピストが見出す可能性や機能低下による無理な動作の予防の可能性もあり、継続的な評価が必要である。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

1. 論文発表

特になし。

2. 学会発表

中澤若菜, 小澤温: わが国の補装具制度と補助犬制度との比較(ミニレクチャー)、日本身体障害者補助犬学会第14回大会、2022年12月10日

中澤若菜, 小澤温: 身体障害者補助犬法と他法との比較検討ー補装具支給費制度との比較検討、日本リハビリテーション連携科学学会第24回大会、2023年3月12日

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

特になし。

2. 実用新案登録

特になし。

3. その他

特になし。

令和4年度

厚生労働行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

補助犬使用者の共同訓練、認定、フォローアップの基準のあり方について

研究分担者 山本 真理子 帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 講師
研究協力者 高柳 友子 一般社団法人日本身体障害者補助犬学会 理事
渡邊 学 東京大学新領域創成科学研究科盲導犬歩行学分野 特任教授

研究要旨

＜目的＞本分担研究は、補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練および認定の基準、ならびにフォローアップのあり方を検討することを目的とした。また、前調査事業で作成した補助犬使用者受け入れガイドブックや本調査事業で得られた知見についての普及も目的とした。

＜方法＞合同（共同）訓練、認定、フォローアップの一連の過程に関する文献調査、訓練事業者と補助犬使用者へのアンケートおよびヒアリング調査を実施した。また、身体障害者補助犬法における「社会参加」に対する捉え方について、訓練事業者および指定法人を対象に調査した。なお、本調査では身体障害者補助犬法が身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とすることから、自立と社会参加の観点から一連のサービスがどのように提供されているかについて調査を進めた。

＜結果と考察＞調査の結果、補助犬使用者の2～3割程度は一連のサービスが自立と社会参加を意識したものであるかについて、「十分ではない」と感じていることが示された。一例としてフォローアップを受けたことがない、補助犬貸与後に補助作業にニーズの変化があったものの訓練事業者からの介入はなかったというものがあった。また、補助犬事業において身体障害者補助犬法における「社会参加」は多様なとらえ方がなされており、訓練事業者と指定法人はそれぞれの考えのもとで補助犬使用者（希望者）と補助犬（候補犬）を訓練・認定していることが明らかとなった。これらの結果を受けて、補助犬使用者の社会参加の姿を限定的に明示することは適切ではないものの、少なくとも社会参加を含む補助犬使用（希望）者のニーズが達成しうる状態にあるかについて、合同（共同）訓練および認定の段階で適切に評価されていること、さらに、貸与（譲渡）後もそれらのニーズが達成され続けていることを確認する必要性が改めて確認された。つまり、フォローアップが適切に行われていることが重要であり、フォローアップの徹底を改めて周知すべきであるといえる。これらを受けて補助犬事業のサービスの質を保障するために周知資料を作成した。

A. 研究目的

補助犬使用（希望）者への合同（共同）訓練、認定、フォローアップの過程において、明確な基準がないことにより、補助犬の質にばらつきが生じる恐れが指摘されている。補助犬と暮らす障害者の自立と社会参加を実現するためには、訓練事業者や認定を行う指定法人によるサービスの質の担保は不可欠である。

本分担班では、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練および認定の基準、フォローアップのあり方について検討することを目的とする。また、前調査事業で作成した補助犬使用者受け入れガイドブックや本調査事業で得られた知見についての普及も目的とする。

なお、本調査では、身体障害者補助犬法が身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを

目的とすることから、自立と社会参加の観点から一連のサービスがどのように提供されているかについて調査を進め、あり方を検討することとした。

B. 研究方法

1. 文献調査

検索エンジン (CiNii Articles、NDL サーチ、J-STAGE、Google Scholar、メディカルオンライン、医中誌) にて、検索ワード (「補助犬/盲導犬/介助犬/聴導犬」+「訓練/認定/フォローアップ」+「評価」) を用いて検索した。合わせてハンドサーチにより関連する報告書等を検索し、抽出された文献をもとに使用 (希望) 者と補助犬の合同 (共同) 訓練および認定の内容と評価基準、さらにフォローアップの時期や頻度、内容等の現状を調べた。

2. 補助犬使用者への調査

補助犬使用者を対象に、補助犬との合同 (共同) 訓練の内容、認定の実際、フォローアップの時期・頻度・内容と満足度を把握するために実施した。特に「自立と社会参加」を見据えて一連のサービスが提供されていたかに着目した。調査はアンケート調査、ならびにヒアリング調査にて実施した。なお、調査協力は補助犬使用者の会、ならびに研究分担者の知人を通して募った。本調査は帝京科学大学人を対象とする研究倫理審査の承認を得て実施した。

3. 訓練事業者への聞き取り

みずほ総研による「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書」(2019) をもとに、補助犬と生活する障害者の自立と社会参加に向けて適正に訓練事業を行っていると考えられる団体のうち 3 団体 (盲導犬、介助犬、聴導犬事業者、各 1 団体) を抽出し、現在行っている手続きについて聞き取りを行った。加えて、補助犬事業のサービスの質の担保のための一連の手続きのあり方について意見を聞いた。

4. 補助犬法における社会参加のとらえ方

訓練事業者/指定法人が身体障害者補助犬法における補助犬使用 (希望) 者の「社会参加」をどのようにとらえ、補助犬使用 (希望) 者の社会参加に関する使用者のニーズが満たされていることをどのように評価しているのかについて、実態を

把握するためにアンケート調査を実施した。過去 5 年間に育成実績のある訓練事業者 (介助犬・聴導犬 10 団体、盲導犬 11 団体: 重複あり計 20 団体)、ならびに指定法人 (7 団体) を対象とした (表 1)。調査項目は表 2,3 に記載の通りである。

5. 周知資料の作成

1~4 の結果を受けて、周知資料を作成した。

6. ガイドブックの普及

2019-2020 年度に実施した厚生労働行政推進調査事業「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」にて作成した多業種向けの補助犬ユーザー受け入れガイドブックの普及に向けて準備を進めた。

C. 研究結果および考察

1. 文献調査

19 件の文献が抽出された。補助犬使用 (希望) 者と補助犬の合同 (共同) 訓練、認定、フォローアップの現状に関する調査は限られていた。抽出された文献は主に介助犬と肢体不自由者を対象とするものであり (17 件、2 件は盲導犬使用者対象)、介助犬において希望者への相談の段階から医療

(福祉) 専門職の関わりが、介助犬による介助動作の広まりや使用者のさらなる社会参加につながることが示されている。また、自立と社会参加については、介助犬の導入による使用者への影響を調査した文献の中で既存の尺度を用いて評価されていた。使用されていた尺度は functional independence measure (FIM)、Barthel Index (BI)、instrumental activities of daily living (IADL)、MOS 36 ITEM Short Form Health Survey version 2 (SF-36v2)、SIP (Sickness Impact Profile) などである。ただし、これらはいくまで介助犬との生活による影響を把握するための調査研究として使用された尺度であり、介助犬育成事業の中で補助犬使用 (希望) 者の自立と社会参加を評価するために活用されている尺度は得られなかった。

介助犬に関する報告が大半を占めていたのは補助犬の中で最もリハビリテーションという位置づけで介助犬を捉える機会が多いためと考える。た

だし、個別ケースに関する実践報告や限られた著者による概説が多く、補助犬事業全体の現状を示しているとは言い難い。また、聴導犬の育成における専門職との関わりを述べた文献は抽出されなかった。聴導犬の育成において専門職がどのように関わるかについては引き続き議論が必要である。また、2019年のみずほ総研の報告では、現状の手続きに複数の課題が指摘されている。一部の訓練事業者や指定法人において（1）適性評価における障害評価が不十分、（2）合同（共同）訓練の評価基準の不明確さ、（3）認定基準の不透明さ、（4）適切なフォローアップの未実施などである。

2. 補助犬使用者への調査

53名の補助犬使用者（盲導犬使用者43名、介助犬使用者4名、聴導犬使用者6名）から回答を得た。さらに協力の得られた30名へのヒアリング調査を実施した。自立と社会参加について概ね意識して一連のサービスが提供されているが、使用者の2～3割程度は十分ではないと感じていることが示された。一部の使用者からは、共同（合同）訓練の手順や到達目標（習得すべき事項）について十分な説明がなかった、認定の過程が不明瞭であった、犬の補助動作の訓練や確認は十分行われたが補助犬との生活面についての指導や確認が不十分であった、フォローアップを受けたことがない、補助犬貸与後に補助作業にニーズの変化があったものの訓練事業者からの介入はなかったとの報告があった。さらに補助犬の貸与後に自立度や社会参加の度合いが減少したと答えた使用者は5名いた。うち4名はこのことに対して訓練事業者の介入はなかったと答えた。これらは補助犬との自立や社会参加を十分に果たせない要因となりうる事柄であり、改めて合同（共同）訓練、認定、フォローアップにおける基準の明確化の必要性を感じる結果となった。なお、フォローアップの頻度としては、「年1回」、「使用者が問い合わせたとき」がそれぞれ12名（22.6%）、「その他」35名（66.0%）であった（複数回答可）。その他の意見としては、貸与後すぐは数か月ごと、貸与後1年以降は年1

回という回答が多く見られた。

<回答（一部抜粋）>

一連のサービスが自立と社会参加を見据えて実施されていたと感じたか

合同（共同）訓練・・・はい66%、どちらでもない15%、いいえ19%

認定審査・・・はい77%、どちらでもない13%、いいえ10%

フォローアップ・・・はい70%、いいえ13%、わからない8%（※フォローアップを受けていない9%）

3. 訓練事業者への聞き取り

いずれの団体も自宅訪問を含めた複数回のやり取りを通して、補助犬希望者の適性評価を丁寧に実施していた。また、団体内外（指定法人の専門職を含む）の医療・福祉専門職や使用者のサポートを専門とする者が介入して補助犬の適応を評価することはもちろん、補助犬との生活以前に補助犬を使用するための基本的な生活や環境を整えるためのリハビリテーションの重要性も指摘していた。つまり、「補助犬を貸与すること」が目標ではなく「補助犬の貸与の先にある使用者の自立と社会参加」を見据えていることが明確であり、場合によっては補助犬の貸与が適切ではないという判断もありうるというものである。そのため、貸与後のフォローアップも特に貸与直後は頻繁（数か月に1回、貸与後1年以降は年1回）に実施しつつ、定期フォローアップ以外でも対応できるように使用者と密にコミュニケーションを図ることのできる体制や関係性を構築していた。一方で使用者一人ひとりへの手厚いサポートが訓練事業者への負担になりかねないという懸念も示された。フォローアップの頻度や方法のあり方を示す上で、使用者の満足度と訓練事業者の負担を十分考慮する必要性が示唆された。

介助犬と聴導犬の合同訓練から認定における評価に関しては、認定審査前に行われる合同訓練総合評価において細かく確認されていることから、

令和3年度障害者総合福祉推進事業「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方に関する調査研究報告書」(社会システム株式会社)でまとめられた介助犬/聴導犬申請様式指定法人統一フォーマット

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963442.pdf>, p.55~114)を活用することで、補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)の状態を正しく評価できるという意見であった。

4. 補助犬法における社会参加のとりえ方

回収結果は、訓練事業者19件(95.0%)、指定法人7件(100.0%)であった。以下に主な結果の概要を記載する。なお、集計結果の詳細は報告書末尾に記載の通りである。

(1) 補助犬のとりえ方

補助犬を表す記載として妥当であると考えたものを複数回答可で尋ねたところ、「自宅(自宅周辺)で補助作業を行うだけでなく、週に1回以上公共の場や不特定多数の人が利用する施設等にも使用者に同伴し必要に応じて補助作業する犬を補助犬と考える」と答えた訓練事業者が17件(89.5%)、指定法人が6件(85.7%)と最も多かった。また、「自宅(自宅周辺)だけで補助作業を行い、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等には使用者に同伴することの全くない犬を補助犬と考える」を選択した訓練事業者が9件(47.4%)、指定法人が2件(28.6%)あった。また、「その他」の回答をみると、補助作業の場所や外出の頻度ではなく、使用(希望)者のニーズによって判断するという意見が複数見られた。一方で、「あくまでも『補助犬を伴って外出する際に、補助犬を必要としているか』を重要視」という考えもあった。

(2) 補助犬法における「社会参加」のとりえ方

身体障害者補助犬法における「社会参加」をどのようにとらえているかを複数回答可で尋ねたところ、「補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが週に1回以上

あれば、『補助犬法における社会参加』といえる」と答えた訓練事業者が17件(89.5%)、指定法人が5件(71.4%)と最も多かった。また、「補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全くなくても、自宅(自宅周辺)で補助犬を使用していれば『補助犬法における社会参加』といえる」と答えた訓練事業者が14件(73.7%)、指定法人が3件(42.9%)であった。「補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全くないのであれば、『補助犬法における社会参加』とはいえない」と答えた訓練事業者は6件(31.6%)、指定法人3件(42.9%)であった。なお、訓練事業者のうち3件は希望者のケースによって公共の場等に出ていくことが全くなくても社会参加といえる場合があると考えていた。つまり、どのような場合でも公共の場等に出ていくことがなければ「補助犬法における社会参加」とはいえないと考えている訓練事業者は3件のみであった。このような考えを持つ訓練事業者は盲導犬訓練事業者にはおらず、介助犬、もしくは聴導犬(またはその両方)の訓練事業者であった。「その他」として、「外出の頻度や訪問先を基にして“社会参加の程度”を計ることは違和感を覚える」、「社会参加が外に出ることというのは福祉の世界では30年前の考え方」という意見がある一方、「補助犬法による認定に関する社会参加はアクセス権の保障であることを統一すべき」という意見がみられたように、補助犬法における「社会参加」の捉え方は訓練事業者や指定法人によって多様であることが示された。

また、「社会参加」をそのようにとらえる理由を尋ねたところ、「自宅(自宅周辺)での補助犬の使用だけでも使用者が希望する社会参加のニーズを満たす場合もあると考える」と答えた訓練事業者が14件(73.7%)と最も多かった。このように回答した指定法人は3件で、残り4件(57.1%)は「補助犬法は公共の場や不特定多数の人が利用する施設等への補助犬の同伴を認めるものであり、補助犬とともに外に出ていくことを前提としていると考える」を選択した。「その他」の回答としては、

「どのような形であれ社会参加している」、「盲導犬の場合、家を出て自宅周辺を歩行すること自体も社会参加の一つの考える」という考えの他、希望者のケースによって回答が異なるという意見も見られた。

なお、公共の場等に補助犬を同伴することはなく、自宅（自宅周辺）で補助犬を使用するだけでも使用者が希望する社会参加のニーズを満たす場合として、想定される例を自由回答で求めたところ、健康維持のための近所の散歩や近隣住民との交流、近所のお店の利用、さらなる社会参加の一歩としてなどが例示された。

（3） 使用希望者の補助犬の適応について

使用希望者の補助犬の適応について尋ねたところ、「使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されなかったとしても、自宅（自宅周辺）で補助犬を使用する意義があれば補助犬の適応があると判断する」と回答した訓練事業者が 14 件（73.7%）と最も多かった。一方、指定法人はこのように回答した 4 件と「使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されないのであれば、その人に補助犬の適応はないと判断する」と回答した 4 件（57.1%）に二分された。なお、複数回答可の設問であったため、どちらの選択肢も選んだ団体が 1 件みられた。これについては、「その他」に『『自宅の中だけで良い』』と言い切る人の場合は適応はないと判断する」と記載があった。このことから、状況により判断が分かれることが示された。

（4） 公共の場等での合同（共同）訓練に対する考え

訓練事業者の過半数が自宅（自宅周辺）での補助犬の使用だけでも使用希望者の社会参加のニーズを満たすと回答したが、15 件（78.9%）は公共の場等の利用がなかったとしても、そのような場で

の合同（共同）訓練は必須であると答えた。「その他」への記述には、ニーズに関わらず公共の場や施設等での訓練は実施するという意見が 3 件あった。これらを合わせると 18 件（94.7%）は公共の場等での合同（共同）訓練が必要であると認識していることが分かる。

指定法人に対して、認定審査において公共の場や不特定多数の人が利用する施設等での実地検証に対する考えを尋ねたところ、4 件（57.1%）はそのような場に出ていくことがない場合は、そのような人の補助犬を認定しないと回答した。また、「その他」の記述も含めると、公共の場等に出ていくことがなかったとしてもそのような場での実地検証は必須であるという考えも 4 件（57.1%）であった。1 件は（3）の記載と同様にケースによって判断が異なるために、2 つの回答をどちらも選択していた。つまり、全ての指定法人が公共の場等での実地検証は必須であるという考えを持っていた。

（5） これまで認定した補助犬使用者が希望した「社会参加」のニーズ

これまで貸与もしくは認定した補助犬について、使用者が希望した「社会参加」のニーズを尋ねたところ、通勤、買い物、通院、旅行など、目的の場所に出ていく例が多く示された。これは補助犬の種類に関わらず同様であった。また、健康のための歩行（散歩）など、歩くこと自体を目的とした理由は盲導犬使用者に特徴的なニーズであった。一方、介助犬と聴導犬の使用者では、家族が外出中の家事、家族に安心して外出してもらいたい（一人の留守番）、引き戸の開閉、家で過ごす、家の中の音を教えてほしいなど、自宅でのニーズも示された。

（6） 補助犬（候補犬）により社会参加のニーズが達成されたか（見込み）を評価する段階

認定審査（盲導犬の場合はそれに準ずるもの）に向けて使用希望者の社会参加に対するニーズが候補犬により達成される見込みがあるかどの段階

で評価するかについて、訓練事業者に尋ねたところ、合同（共同）訓練の途中で評価するが11件（57.9%）で最も多かった。また、「社会参加について評価することはない」という回答も1件（5.3%）あった。さらに、「その他」の回答として、「合同訓練の前」という回答が3件（15.8%）あり、合同訓練を経た使用希望者と候補犬が社会参加できる状態に達しているか（その見込みがあるか）に関しての評価に重きが置かれていない場合があることが示唆された。

また、認定後に補助犬使用者の社会参加に対するニーズが補助犬により達成されているかどの段階で評価するかについて、訓練事業者に尋ねたところ、「フォローアップ」が14件（73.7%）と最も多かったが、「社会参加について評価することはない」という回答も1件（5.3%）あった。「その他」の回答を合わせると、「フォローアップ」15件（78.9%）、「社会参加について評価することはない／卒業後に改めて社会参加の評価を事業者がすることはいかがなものか」2件（10.5%）であった。

なお、指定法人では「社会参加について評価することはない」という回答は0件であった。

（7）社会参加の評価方法

社会参加について評価する場合、どのような方法で評価しているかを尋ねたところ、使用者からの聞き取りや社会参加の場面を実際に確認する方法が訓練事業者と指定法人ともに最も用いられる評価方法であった。

社会参加について評価するための指標を用いている場合、どのような評価指標を使用しているかを尋ねたところ、（介助犬・聴導犬）訓練事業者・指定法人ともに認定審査で使用されている書類を使用していることが示された。

（8）フォローアップにおいて社会参加の状態を評価するための確認事項

訓練事業者・指定法人ともに、補助犬の行動、補助作業、健康状態、そして、使用者の環境、身体上の変化、補助犬の管理状況の確認について、1

件を除くすべての団体で確認されていた。なお、訓練事業者で1件が「社会参加について評価することはない」、指定法人で1件が「フォローアップを行っていない」と答えた。

なお、フォローアップの方法について尋ねたところ、すべての訓練事業者が対面を選択した（19件、100.0%）。一方、指定法人は「その他」が5件（71.4%）と最も多く選択された。「その他」として、アンケートや書面があげられた。

（9）身体障害者補助犬法における「社会参加」に対する考えや意見

最後に、身体障害者補助犬法における「社会参加」について、その他の考えや意見を自由記述で記載してもらった。盲導犬訓練事業者からは「歩行そのものが社会参加の第一歩」であるという回答があり、盲導犬の使用に関して公共の場等に出ていくことが重視されていないことが示唆された。また、介助犬・聴導犬訓練事業者においても『社会参加＝外出の頻度』とは結び付きにくくなっている、「補助犬が担う社会参加とは『自発性リハビリ』に当てはまると思う。その為、補助犬の申込時や合同訓練前半では社会参加の意志が薄くても、時を重ねることで『一緒に出掛けたい』と心境が変わる場合がおおくある」という回答からも、必ずしも公共の場等に出ていくことが「社会参加」として重要視されていない側面や、「社会参加」の多様性を認める意見が複数見られた。その一方で、「（社会参加について）各々の育成事業者がそれぞれのサービスを行っている状況では解釈次第となりサービスを受ける方に差が生まれてしまう（選択しているのなら良いですが）のは避けたほうが良い」というように、多様な解釈によって使用者が受けるサービスに差が生じることへの懸念も示された。また、指定法人からは、介助犬の存在により生じた心理的变化が社会参加をもたらすケースもあるため、「社会参加（公共の場に出る事）が義務のように定義されるのは間違っている」という意見や、「訓練事業者にいろんなカラーがある。いろんな考えが合って良い。医療従事者の考える

社会参加以外を否定しようとするアンケートであれば好ましくない。」というように、社会参加の多様性の維持を訴える意見も見られた。その一方で、「(補助犬法における)社会参加については『不特定かつ多数の者が利用する場所への補助犬を同伴したアクセス権を保障』していることから狭義な意味での社会参加に限定すべき」という意見も見られた。

(10) まとめ

本調査より、補助犬事業において身体障害者補助犬法における「社会参加」は多様なとらえ方がなされており、それぞれの考えのもとで補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)が訓練・認定されていることが明らかとなった。そのような中、訓練事業者1件をのぞくすべての訓練事業者と指定法人が公共の場等での合同(共同)訓練や実地検証は必要であると答えており、補助犬使用者(希望者)の社会参加に対するニーズが個々に異なっても、補助犬を同伴してどこに行っても問題がないように訓練および認定されていることが示された。また、補助犬使用者の社会参加に対するニーズが補助犬により達成されているかについては、ほぼすべての訓練事業者と指定法人がフォローアップで評価していたが、一部の訓練事業者は、フォローアップを実施していない、もしくは、フォローアップはしているが社会参加について評価をしていないという回答であった。これらのことから、合同(共同)訓練および認定の段階で、社会参加を含む補助犬使用者のニーズが達成しうる状態にあることを評価基準に据えること、また、貸与(譲渡)後もそのニーズが達成され続けていることを確認する必要がある。すなわち、補助犬使用者と補助犬の生活が最適な状態で維持されるために訓練事業者による定期的なフォローアップの実施は不可欠であると考え、使用者からの定期的な報告と再訓練等の実施は、補助犬法施行規則において訓練事業者に求められている事項であり、フォローアップの徹底を改めて周知すべきといえるだろう。

5. 周知資料の作成

合同(共同)訓練および認定、フォローアップの段階で使用者の社会参加を含むニーズが達成されている(達成され得る)ことに関する評価を促すために、周知資料を作成した。資料は、訓練事業者、指定法人、自治体、使用者向けの4種類である。また、団体内の情報共有や継続フォローのためにもフォローアップの記録を取ることを推奨し、そのような記録票のない団体向けに、記録票の参考フォーマットも作成した。

6. ガイドブックの普及

ガイドブックを厚生労働省、および日本身体障害者補助犬学会のホームページにて公開した。またガイドブックの印刷・配布を行った。また、新たに「職場編」のガイドブックを作成した。さらに、ガイドブックの利用促進を目指して、ガイドブックの存在を一般に広く伝えるための動画を4種類作成した。また、2023年2月19日に大阪府大東市で行われたイベント「ほじょ犬のひろば」(主催:介助犬のひろば実行委員会)において、ガイドブックの周知を行った。

D. 結論と展望

本分担研究では、補助犬使用(希望)者への合同(共同)訓練および認定の基準、ならびにフォローアップのあり方を検討した。補助犬使用者の2~3割は一連のサービスが自立と社会参加を意識したものであったかについて、十分ではないと感じていた。また、身体障害者補助犬法における「社会参加」について、訓練事業者と指定法人は多様なとらえ方をしており、多様な考えのもとで補助犬使用(希望)者と補助犬(候補犬)の訓練および認定がなされていることが明らかとなった。これらの結果を受けて、補助犬使用者の社会参加の姿を限定的に明示することは適切ではないものの、少なくとも社会参加を含む補助犬使用(希望)者のニーズが達成しうる状態にあるかについて、合同(共同)訓練および認定の段階で適切に評価されていること、さらに、貸与(譲渡)後もそれら

のニーズが達成され続けていることを確認する必要性が改めて確認された。このために、合同（共同）訓練と認定の評価については、介助犬／聴導犬申請様式指定法人統一フォーマットの活用を提案する。使用者調査において犬の補助動作の訓練や確認は十分行われたが補助犬との生活面についての指導や確認が不十分であったという指摘があるように、補助動作はもちろんのこと補助犬と生活すること全般を含めて、社会参加と自立に関する使用（希望）者のニーズが達成されうるかという視点での評価が必要となるだろう。フォローアップについては、使用者調査および訓練事業者のヒアリング調査結果から、年1回程度の実施およびフォローアップの記録を提案する。なお、訓練事業者の限られた資源において補助犬訓練事業の質を担保するためには、フォローアップの方法を必ずしも対面に限定することはせず、補助犬と使用者の状況に合わせてメールや電話など他の手段も含めた適切な方法を選択することを提案する。

これらを受けて補助犬事業のサービスの質を保障するために周知資料を作成した。補助犬訓練事業に直接かかわる訓練事業者、指定法人はもちろんのこと、自治体、使用者も含めて、それぞれが補助犬事業のサービスの質の担保に影響を与える主体であることを認識して補助犬事業に関わっていくことが期待される。

最後に展望として、補助犬法における「社会参加」について引き続き検討する必要があるだろう。インターネットの普及やそれに伴う社会の変化により、在宅での就労、他者との交流、社会サービス等の利用がより自由に行えるようになった。このような中、訓練事業者や指定法人のみならず、補助犬使用者（希望者）が希望する「社会参加」の姿も多様になっていることは想像に難くない。例えば補助犬との生活を通して在宅就労を目指す者がいたとする。このとき、補助作業を行うための訓練を受けたペット犬でも役割を果たしうが、仮にペット不可住宅であった場合、補助犬でなければ同伴（使用）は認められない。補助犬法の目的には「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用

する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する」とあり、施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第四章）には、住宅における身体障害者補助犬の使用（第十一条）も含まれている。つまり、住宅を含めた多様な場面での補助犬を同伴した「社会参加」が法律上でも認められており、このことが社会の変化と合わせて、補助犬法における「社会参加」の多様なとらえ方につながっているのだろう。そのような中、障害による外出の困難は解決されるべき課題である。補助犬の存在が外出の困難さという解決されるべき課題の解決に向かう契機となり、外出の頻度や範囲の拡大につながっていることは多くの使用者から報告されている。そのため、「社会参加」に多様なとらえ方があるものの、支援の立場である訓練事業者としては、積極的に課題解決に向かって地域や職場での理解を促していくとともに、補助犬を通したさらなる自立や社会参加の可能性を希望者に示していくことも大切な役割といえるだろう。また、補助犬は障害を補う役割を果たすだけではない。補助犬使用者もまた命ある補助犬への義務と責任を負うことになり、そのことが補助犬使用者の自立や社会参加を間接的に後押しする。このような副次的な効果は他の自助具では得られない補助犬の特徴である。補助犬法における「社会参加」を考える上で、以上のことをふまえて補助犬との生活がもたらすさらなる自立と社会参加の姿を引き続き議論していくことが求められるだろう。

E. 研究発表

1. 論文発表

山本真理子、佐藤亜樹、高柳友子. (2021) 賃貸住宅における補助犬使用者の受け入れについて. 日本補助犬科学研究, 15(1): 10-17.

山本真理子, 高柳友子, 渡邊学. (2022) 補助犬使用者（希望者）と補助犬（候補犬）の合同訓練、認定、フォローアップ～自立と社会参加からみた

現状～. 日本補助犬科学研究, 16(1): 53-59.

2. 口頭発表

山本真理子, 高柳友子, 渡邊学. 合同 (共同) 訓練からフォローアップの使用者の経験に関する調査～自立と社会参加について～. 日本身体障害者補助犬学会第 14 回学術大会. オンライン. 2022.12.

F. 知的財産権の出願・登録状況

なし

訓練事業者・指定法人に対するアンケート調査（参考資料）

表 1. 調査対象

訓練事業者（20件）	指定法人（7件）
公益社団法人日本聴導犬推進協会 社会福祉法人日本介助犬福祉協会 社会福祉法人日本聴導犬協会 特定非営利活動法人ウェルフェアポート湘南 社会福祉法人日本介助犬協会 特定非営利活動法人日本サポートドッグ協会 特定非営利活動法人兵庫介助犬協会 公益財団法人日本補助犬協会 社会福祉法人アジアワーキングドッグサポート協会 一般社団法人ドッグフォーライフジャパン 公益財団法人北海道盲導犬協会 公益財団法人東日本盲導犬協会 公益財団法人日本盲導犬協会 公益財団法人アイメイト協会 社会福祉法人中部盲導犬協会 社会福祉法人日本ライトハウス盲導犬訓練所 公益財団法人関西盲導犬協会 社会福祉法人兵庫盲導犬協会 公益財団法人九州盲導犬協会 一般財団法人いばらき盲導犬協会	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 社会福祉法人日本聴導犬協会 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 社会福祉法人日本介助犬福祉協会 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団 公益財団法人日本補助犬協会

表 2. 訓練事業者向け調査（参考資料 1）

<ul style="list-style-type: none"> ・組織名称 ・回答者の組織での役割、資格、組織にいる有資格者 ・補助犬を表す記載として妥当であるとするもの ・補助犬法における「社会参加」をどのようにとらえているか、その理由 ・自宅（自宅周辺）で補助犬の使用により社会参加のニーズを満たす例 ・使用希望者の補助犬の適応について ・合同（共同）訓練に対する考え、合同（共同）訓練の役割 ・社会参加のニーズの確認（時期、確認する者）、これまでにあった「社会参加」に対するニーズ ・認定審査に向けて社会参加のニーズの達成見込みをいつ評価するか ・認定後に社会参加のニーズの達成状況をいつ評価するか ・社会参加の評価方法、評価指標 ・フォローアップにおける社会参加を評価するための確認事項、フォローアップの方法 ・身体障害者補助犬法における「社会参加」への考え・意見
--

表 3. 指定法人向け調査（参考資料 2）

<ul style="list-style-type: none"> ・組織名称 ・回答者の資格 ・補助犬を表す記載として妥当であるとするもの ・補助犬法における「社会参加」をどのようにとらえているか、その理由 ・自宅（自宅周辺）で補助犬の使用により社会参加のニーズを満たす例 ・使用希望者の補助犬の適応について ・実地検証に対する考え、認定の手続きの役割 ・社会参加のニーズの確認（時期、確認する者）、これまでにあった「社会参加」に対するニーズ ・社会参加のニーズの達成見込みをいつ評価するか ・社会参加の評価方法、評価指標 ・フォローアップにおける社会参加を評価するための確認事項、フォローアップの方法 ・身体障害者補助犬法における「社会参加」への考え・意見

問3 回答者の役割（訓練事業者）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 介護福祉士	5	26.3
B. 社会福祉士	7	36.8
C. 作業療法士	3	15.8
D. 理学療法士	2	10.5
E. その他	15	78.9

問4/Q2 回答者の資格（訓練事業者/指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 介護福祉士	0/1	0.0/14.3
B. 社会福祉士	1/1	5.3/14.3
C. 作業療法士	0/0	0.0/0.0
D. 理学療法士	0/1	0.0/14.3
E. その他	18/5	94.7/71.4

問5/Q3 補助犬を表す記載（訓練事業者/指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 自宅（自宅周辺）だけで補助作業を行い、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等には使用者に同伴することの全くない犬を補助犬と考える。	9/2	47.4/28.6
B. 主に自宅（自宅周辺）で補助作業を行うが、年に数回ほど公共の場や不特定多数の人が利用する施設等にも使用者に同伴し必要に応じて補助作業する犬を補助犬と考える。	14/4	73.7/57.1
C. 主に自宅（自宅周辺）で補助作業を行うが、月に1回以上公共の場や不特定多数の人が利用する施設等にも使用者に同伴し必要に応じて補助作業する犬を補助犬と考える。	14/4	73.7/57.1
D. 自宅（自宅周辺）で補助作業を行うだけでなく、週に1回以上公共の場や不特定多数の人が利用する施設等にも使用者に同伴し必要に応じて補助作業する犬を補助犬と考える。	17/6	89.5/85.7
E. その他	9/3	47.4/42.9

問6/Q4 身体障害者補助犬法における「社会参加」とは何か（訓練事業者/指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが全くないのであれば、「補助犬法における社会参加」とはいえない。	6/3	31.6/42.9
B. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが全くなくても、自宅（自宅周辺）で補助犬を使用していれば「補助犬法における社会参加」といえる。	14/3	73.7/42.9
C. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが年に数回ほどあれば、「補助犬法における社会参加」といえる。	15/4	78.9/57.1
D. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが月に1回以上あれば、「補助犬法における社会参加」といえる。	15/4	78.9/57.1
E. 補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ることが週に1回以上あれば、「補助犬法における社会参加」といえる。	17/5	89.5/71.4
F. その他	9/4	47.4/57.1

問7/Q5 「社会参加」を（5）のようにとらえる理由（訓練事業者／指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 自宅（自宅周辺）での補助犬の使用だけでも使用者が希望する社会参加のニーズを満たす場合もあると考えるため。	14/3	73.7/42.9
B. 補助犬法は公共の場や不特定多数の人が利用する施設等への補助犬の同伴を認めるものであり、補助犬とともに外に出ていくことを前提としていると考えるため。	11/4	57.9/57.1
C. 補助犬法は公共の場や不特定多数の人を利用する施設等への補助犬の同伴を認めるものであり、自宅（自宅周辺）での補助犬の使用だけでは補助犬としての認定を受ける必要がないと考えられるため。	5/2	26.3/28.6
D. その他	4/0	21.1/0.0

問8/Q6 集計資料4に記載する。

問9/Q7 補助犬の適応について（訓練事業者／指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されないのであれば、その人に補助犬の適応はないと判断する。	5/4	26.3/57.1
B. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されなかったとしても、自宅（自宅周辺）で補助犬を使用する意義があれば補助犬の適応があると判断する。	14/4	73.7/57.1
C. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されなかったとしても、補助犬との生活を開始してから新たな目標が見つかる可能性もあるため、補助犬の適応があると判断する。	12/2	63.2/28.6
D. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、補助犬を伴って公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが全く想定されなかったとしても、家族からの自立につながるのであれば、補助犬の適応があると判断する。	10/2	52.6/28.6
E. その他	8/4	42.1/57.1

問10 公共の場等での合同（共同）訓練に対する考え（訓練事業者）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まないのであれば、そのような場所や施設での合同（共同）訓練は必要ない。	1	5.3
B. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まなかったとしても、そのような場所や施設等での合同（共同）訓練は必須である。	15	78.9
C. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まないのであれば、そのような人に補助犬を貸与することはない（合同（共同）訓練を実施することはない）。	7	36.8
その他	5	26.3

Q8 公共の場等での実地検証に対する考え（指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まないのであれば、そのような場所や施設での実地検証は必要ない。	1	14.3
B. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まなかったとしても、そのような場所や施設等での実地検証は必須である。	2	28.6
C. 使用希望者の社会参加のニーズを達成する上で、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことを含まないのであれば、そのような人の補助犬を認定することはない（実地検証を実施することはない）。	4	57.1
その他	3	42.9

Q9 認定手続きの役割（指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者の補助犬に対する適応を確認するもの	7	100.0
B. 補助犬（候補犬）が行う補助動作や補助犬（候補犬）を世話することによる使用希望者の身体への影響を確認するもの	6	85.7
C. 候補犬が使用希望者のニーズに応じた補助動作ができるか確認するもの	6	85.7
D. 候補犬の健康および補助動作による影響を確認するもの	6	85.7
E. 使用希望者が補助犬（候補犬）を伴って公共の場所や不特定多数の人が利用する施設等で他人に迷惑を及ぼさないことを確認するもの	7	100.0
F. 補助犬により使用希望者の自立度が上がることを確認するためのもの	7	100.0
G. 補助犬により使用希望者の社会参加（外出の頻度や範囲）が改善することを確認するもの	7	100.0
H. 使用希望者のより良い生活の可能性を見出し、それを実現するためのもの	6	85.7
I. その他	0	0

Q10 社会参加に対するニーズの確認（指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 訓練事業者が使用希望者の補助犬に対する適応を確認するとき	4	57.1
B. 訓練事業者が訓練計画を作成するとき	2	28.6
C. 総合評価のとき	2	28.6
D. 認定審査のとき	3	42.9
E. 社会参加に対するニーズを確認することはない	0	0.0
F. その他	3	42.9

問 1 1 合同訓練の役割（訓練事業者）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者が候補犬の扱いを習得するもの	19	100.0
B. 候補犬が使用希望者に慣れるためのもの	19	100.0
C. 使用希望者が候補犬を伴って公共の場所や不特定多数の人が利用する施設等を使用する上で必要な知識・技術を習得するためのもの	19	100.0
D. 目標とする自立や社会参加を達成するために使用希望者が必要な知識・技術を習得するためのもの	18	94.7
E. 使用希望者のより良い生活の可能性を見出し、それを実現するためのもの	18	94.7
F. その他	4	21.1

問 1 2 社会参加に対するニーズの確認（訓練事業者）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 使用希望者がはじめて訓練事業者に連絡してきたとき	10	52.6
B. 使用希望者からの相談対応をするとき	19	100.0
C. 合同（共同）訓練に入る前（候補犬選定前）	10	52.6
D. 合同（共同）訓練に入る前（候補犬選定後）	6	31.6
E. 合同（共同）訓練に入ってから	8	42.1
F. 社会参加に対するニーズを確認することはない	0	0.0
G. その他	8	42.1

問 1 3 / Q 1 1 社会参加に対するニーズを確認する者（訓練事業者 / 指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 訓練士	14 / 6	73.7 / 85.7
B. 盲導犬歩行指導員	10 / -	52.6 / -
C. 歩行訓練士	4 / -	21.1 / -
D. リハビリテーション専門職（医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）	10 / 6	52.6 / 85.7
E. 福祉専門職（社会福祉士）	6 / 6	31.6 / 85.7
F. 心理専門職（臨床心理士等）	2 / 1	10.5 / 14.3
G. 社会参加に対するニーズを確認することはない	0 / 0	0.0 / 0.0
H. その他	4 / 2	21.1 / 28.6

問 1 4 / Q 1 2 集計資料 4 に記載する。

問 1 5 / Q 1 3 集計資料 4 に記載する。

問 1 6 認定前に候補犬により社会参加のニーズが達成される見込みを評価する段階

（訓練事業者）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）
A. 社会参加について評価することはない	1	5.3
B. 合同（共同）訓練の途中	11	57.9
C. 合同（共同）訓練の終盤	9	47.4
D. その他	9	47.4

問17 認定後に補助犬により社会参加のニーズが達成されているかを評価する段階
(訓練事業者) (複数回答可)

	件数 (件)	割合 (%)
A. 社会参加について評価することはない	1	5.3
B. フォローアップ	14	73.7
C. その他	6	31.6

Q14 補助犬(候補犬)により社会参加のニーズが達成されているか(見込みがあるか)
評価する段階(指定法人) (複数回答可)

	件数 (件)	割合 (%)
A. 社会参加について評価することはない	0	0.0
B. 総合評価	4	57.1
C. 認定審査	4	57.1
D. フォローアップ	3	42.9
E. その他	3	42.9

問18/Q15 社会参加の評価方法(訓練事業者/指定法人) (複数回答可)

	件数 (件)	割合 (%) ※
A. 利用者からの聞き取りで確認する	17/6	94.4/85.7
B. 社会参加の場面を実際に確認する	16/6	88.9/85.7
C. 評価するための指標(評価票等)を用いて確認する	4/4	22.2/57.1
D. その他	4/1	22.2/14.3

※訓練事業者は社会参加の評価を行っていない団体1件を除く6件を母数として計算

問19/Q16 集計資料4に記載する。

問20/Q17 社会参加の状況に関する確認事項(訓練事業者/指定法人) (複数回答可)

	件数 (件)	割合 (%)
A. フォローアップを行っていない	0/1	0.0/14.3
B. 社会参加について評価することはない	1/0	5.3/0.0
C. 犬に問題行動が生じていないか	18/6	94.7/85.7
D. 補助犬による補助作業が適切に行われているか	18/6	94.7/85.7
E. 利用者の住居や職場などの環境の変化の有無	18/6	94.7/85.7
F. 利用者の身体上の変化の有無	18/6	94.7/85.7
G. 補助犬の健康状態	18/6	94.7/85.7
H. 利用者による補助犬の管理状況	18/6	94.7/85.7
I. 具体的な社会参加状況の確認	14/6	73.7/85.7
J. その他	8/3	42.1/42.9

問 2 1 / Q 1 8 フォローアップの方法（訓練事業者／指定法人）

（複数回答可）

	件数（件）	割合（％）※
A. 対面	19／3	100.0／42.9
B. 電話	17／2	89.5／28.6
C. ビデオ通話	9／0	47.4／0.0
D. メール／テキスト／メッセージ	16／1	84.2／14.3
E. 訓練事業者からの報告	－／2	－／28.6
F. その他	6／5	31.6／71.4

※指定法人はフォローアップを行っていない団体 1 件を除く 6 件を母数として計算

各設問の「その他」の回答、ならびに自由記述欄の回答

問2 回答者の役割（訓練事業者）

代表（代表理事、法人代表）3件

施設長 2件

問3 組織にいる有資格者（訓練事業者）

白杖歩行訓練士／白杖歩行指導員／視覚障害生活訓練等指導者（歩行訓練士） 7件

盲導犬歩行指導員 5件

獣医師 4件

盲導犬訓練士／訓練士；作業療法士（非常勤／外部委託）；理学療法士（非常勤／外部委託）各3件

医師；医師（非常勤）；愛玩動物看護師／動物看護師；社会福祉士（非常勤／外部委託）各2件

医師（非常勤）；相談支援専門員；介護福祉士（非常勤／外部委託）；生活訓練指導員；福祉施設長 各1件

問4 回答者の資格（訓練事業者）

訓練士、盲導犬訓練士 8件

盲導犬歩行指導員 6件

白杖歩行指導員、歩行指導員 3件

白杖歩行訓練士；視覚障害者生活訓練等指導員；ADI 国際認定の介助犬・聴導犬インストラクター；施設長；介護職員初任者研修 各1件

なし 4件

Q2 回答者の資格（指定法人）

法人代表者、全責任者；訓練士・白杖歩行指導員；福祉施設長、ADI 国際認定の介助犬・聴導犬インストラクター；施設長；医師 各1件

問5 補助犬を表す記載（訓練事業者）

・自宅周辺であっても散歩等で歩く希望のある方には貸与の可能性がある。公共の場という定義がどこまでを指すのか不明だが、自宅周辺の道を公共の場・不特定多数の人が利用する施設に含めるならなら A は当てはまらない。

・利用者の体調などで「単独」で歩行するのが近隣ということはある

・A~D の設問は「限定付き盲導犬」と同根の発想です。作業犬の仕事を擬人化した捉え方で、根本が解っていません。以下、盲導犬を例に記載します。犬自身が「自分は限定付きなので、この程度の作業ができれば事足りる」と考えることはあり得ません。反対に「自分は高度な作業を求められている」と思考することもあり得ません。要するに視覚障害者の眼として、役に立つためにはどの犬に対しても同じレベルのことを訓練しておかなくては危険だと言うことです。「限定付き」も一例ですが、補助犬の世界は実際を伴わない“言葉遊び”が横行しすぎています。また擬人化した表現は、社会の人々を“分かった”と思込ませるには便利な手法ですが、本当の理解にはつながりません。

・各選択肢の「自宅周辺」について、自宅周辺に外出する理由やその外出する場所が使用者の生活の中でどのような意味と価値のある場所なのか、その場所に行く過程でどのような状況で介助動作のニーズがあるのか、また何故その使用者が公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に介助犬の同伴をすることが全くないのか、それによっては「A」も含めて良いとも考えます。

・法律（認定試験）で社会参加は外に出ることを問われるので、外に出ることとしている。本来は A も補助犬と考えている。障害者の生活を見ている。その方がどのように生活したいかが大切で、それを手助けしていこうと考えている。

・現行「補助犬」という語は補助犬法で定められていますので、質問文の「補助犬を表す記載として妥当」という表現が回答を困難にしています。事業として行なっている以上、法律に則って行なっていますが、根本的には「犬を必要とする人に、必要とされる犬を提供する」という考えです。その人が身体的な事情から日常生活での手助けを犬に求めるのであれば、私たちはその人に必要な手助けをしてくれる犬を提供したいと思います。その人の身体状況や生活状況などが補助犬法に照らし介助犬や聴導犬として認められるのであれば「介助犬」や「聴導犬」として提供するし、法律の枠から外されてしまう場合には、ホーム介助犬やホーム聴導犬としての提供を考えます。”

・自立と社会参加を目的とする補助犬においては外出の回数というよりはその内容が重要であると考えます。定期通院を社会参加と言うかどうかなども含め、どのように社会参加をされたいかと考えています。

・行動の範囲はユーザーがきめるべき。外に出られる犬は訓練しているので、人がそのあとどのように行動するかを基準にしているわけではない。この質問自体が、ユーザーをもっと尊厳をもって見てほしい。ユーザーの自由であって補助犬をもらったけれど外にでたくないとしても私たちが否定すべきではない。

・将来を見据えて可能性があれば貸与する。その方の将来は貸与の段階では分からないこともある。例えば盲導犬の場合、糖尿病で体がきつい人が家の周りを一日何回か一定の速度で歩くことを目的に盲導犬を希望することがある（最初は公共の場に行くことを希望していない）。しかし、いずれ地域とのつながりができて小学校での講演に呼ばれるようになるというようなこともある。その方がどのような可能性を持っているかも見て貸与するか判断する。今、歩いてないから貸与しないということはない。そのため A も含まれる。ただし、犬と生活するために必要な体力など（例えば 25 メートルを何秒で歩ける、握力、動けるか、発音など）について、ある程度の基準をクリアした上で貸与を考える。

Q3 補助犬を表す記載（指定法人）

・将来を見据えて可能性があれば貸与する。その方の将来は貸与の段階では分からないこともある。例えば盲導犬の場合、糖尿病で体がきつい人が家の周りを一日何回か一定の速度で歩くことを目的に盲導犬を希望することがある（最初は公共の場に行くことを希望していない）。しかし、いずれ地域とのつながりができて小学校での講演に呼ばれるようになるというよ

うなこともある。その方がどのような可能性を持っているかも見て貸与するか判断する。今、歩いてないから貸与しないということはしない。そのためAも含まれる。ただし、犬と生活するために必要な体力など（例えば25メートルを何秒で歩ける、握力、動けるか、発音など）について、ある程度の基準をクリアした上で貸与を考える。

・行動の範囲はユーザーがきめるべき。外に出られる犬は訓練しているの、人がそのあとどのように行動するかを基準にしているわけではない。この質問自体が、ユーザーをもっと尊厳をもって見てほしい。ユーザーの自由であって補助犬をもらったけれど外にでたくないとしても私たちが否定すべきではない。

・身体状況などで週に1回未満～月1以上の場合もありますが、あくまでも「補助犬を伴って外出する際に、補助犬を必要としているか」を重要視しています。

問6 補助犬法における「社会参加」(訓練事業者)

・自宅周辺の意味の解釈が難しい。自宅周辺＝野外限定なのか。近所には集会所や公民館などもある

・(4)に記した通り、自宅周辺だけでも外出して歩く意思があるのであれば貸与の可能性はある。歩かない・歩けない方には貸与の可能性はない

・毎日の散歩や徒歩の通勤では利用し、それ以外は犬との単独では店舗や公共交通機関を利用しないケースもあるため

・補助犬法における社会参加というのがわかりにくい

・外出の頻度や訪問先を基にして”社会参加の程度”を計ることは違和感を覚えます。この設問は、障害者は健常者とは違う人間と言う前提があるように思えます。基本的に、出来ることが限られていることが前提になっているとも言えます。通勤・通学・趣味・レジャーや日常の買い物など、自分の意志で、人の手を頼らず、自由に行きたい場所に行けることが社会参加と考えます。それが補助犬の役割です。そして、補助犬事業者はそれを叶えるお手伝いをするのが使命です。

・(4)の「その他」の回答と同様で、自宅周辺に外出する理由やその外出する場所が使用者の生活の中でどのような意味と価値のある場所なのか、その場所に行く過程でどのような状況で介助動作のニーズがあるのか、また何故その使用者が公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に介助犬の同伴をすることが全くないのか、それによっては「B」も含めて良いとも考えます。一方で、使用希望者のニーズが自宅のみで完結することであり、「出ていくことが全く想定されない＝外出のための機能・手段・意思を有していない」、という事であれば適応はないと判断をするので、回答が「A」になることもあると思います。

・そもそも、質問文に「補助犬法における社会参加」なる言葉が使われることがおかしい。「社会参加」というのは、それぞれの法律毎に定義が異なるのですか？それともお定まりの解釈云々でしょうか。現状の認識ではAの感覚を押しつけられているように感じていますが、本来の社会参加という概念からすれば、選挙での投票一つだって立派に社会参加してるといえるはずです。

・社会参加が外に出ることというのは福祉の世界では30年前の考え方。補助犬がいつまでたっても古い社会参加(お給料をもらう、就労の意志がある(一部の県の給付の要件になっている)など)としているのは時代錯誤で古すぎる。補助犬をもらった後の活用までこちらが示唆しなければいけないことなのかどうか疑問である。当会では自立生活モデルという自分が決める、責任を持つ、責任をもってやめたり行ったりすることはその人の自由なので、自立生活モデルで考えてその人に必要かどうかを考えて貸与している。インターネットを使って社会参加している人もいることから、「出歩くこと」で社会参加を考えてほしくない。社会参加の範囲はユーザーが決めるべき。

・社会参加は地域で自分らしく生活すること。商業施設や公共の場を利用していない、社会参加していないから補助犬法という対象にはならないとは考えていない。これから出かけることもあるかもしれない。インターネットを使って社会参加している人もいる。一方で犬との生活をすると、人の手を借りたり、いろんな工夫しながら犬とコミュニケーションをとることが出来るかなどは貸与するときに見る。寝たきりなど、犬の飼い主として犬の世話や犬とコミュニケーションを取れない場合は、犬を貸与できない。人の手を借りたり、別の手段を使うことでも動物愛護に則った飼育ができるかという視点でみている。その人の障害状況によってケースバイケースで判断する。例えば独居か家族がいるか、訓練センターから近いかどうか(すぐフォローアップできるかどうか)で貸与できるかの判断も変わる。

Q4 補助犬法における「社会参加」(指定法人)

・社会参加は地域で自分らしく生活すること。商業施設や公共の場を利用していない、社会参加していないから補助犬法という対象にはならないとは考えていない。これから出かけることもあるかもしれない。インターネットを使って社会参加している人もいる。一方で犬との生活をすると、人の手を借りたり、いろんな工夫しながら犬とコミュニケーションをとることが出来るかなどは貸与するときに見る。寝たきりなど、犬の飼い主として犬の世話や犬とコミュニケーションを取れない場合は、犬を貸与できない。人の手を借りたり、別の手段を使うことでも動物愛護に則った飼育ができるかという視点でみている。その人の障害状況によってケースバイケースで判断する。例えば独居か家族がいるか、訓練センターから近いかどうか(すぐフォローアップできるかどうか)で貸与できるかの判断も変わる。

・社会参加が外に出ることというのは福祉の世界では30年前の考え方。補助犬がいつまでたっても古い社会参加(お給料をもらう、就労の意志がある(一部の県の給付の要件になっている)など)としているのは時代錯誤で古すぎる。補助犬をもらった後の活用までこちらが示唆しなければいけないことなのかどうか疑問である。当会では自立生活モデルという自分が決める、責任を持つ、責任をもってやめたり行ったりすることはその人の自由なので、自立生活モデルで考えてその人に必要かどうかを考えて貸与している。インターネットを使って社会参加している人もいることから、「出歩くこと」で社会参加を考えてほしくない。社会参加の範囲はユーザーが決めるべき。

・補助犬法による認定に関する社会参加はアクセス権の保障であることを統一すべき

・身体状況などで週に1回未満～月1以上の場合もありますが、あくまでも「補助犬を伴って外出する際に、補助犬を必要としているか」を重要視しています。

問7「社会参加」を問6のようにとらえる理由(訓練事業者)

・盲導犬の場合、家を出て自宅周辺を歩行すること自体も社会参加の一つの考えるため。単独で歩行できるコースが限られ

る場合もある

どのような形であれ社会参加していると思うから。

・問5の「その他」の回答と同様で、自宅周辺に外出する理由やその外出する場所が使用者の生活の中でどのような意味と価値のある場所なのか、その場所に行く過程でどのような状況で介助動作のニーズがあるのか、また何故その使用者が公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に介助犬の同伴をすることが全くないのか、それによっては「A」も含めて良いとも考えますし、問6の「その他」の回答と同様でケースによって回答が「C」になることもあると思います。

・「B」「C」に賛成はしているわけではないが、認定団体にはそのように言われたため、法律はそういうものだ捉えている。

問8 自宅（自宅周辺）で補助犬を使用することでの社会参加のニーズ（例）（訓練事業者）

・毎日の散歩など

・数は多くないが、主に本人の健康維持のために自宅周辺の散歩という利用者もいるため。散歩途中に近隣住民と顔を合わせたり、挨拶を交わすこと自体も社会のつながりになっている例もある。外出時には犬との単独歩行ではなくても、飲食店などを同伴して利用している

・盲導犬との歩行が自宅周辺のみ運動（散歩）であったとしても、今後の社会参加につながる使用者の健康維持に寄与するものだと考える。

・介助犬の介助作業が使用者に安心感を与え、それが勇気となり社会参加（外出）につながるケールは多いと考えられますので、「自宅（自宅周辺）で補助犬を使用する」ことが初めの一歩となりますので、Aの選択肢は十分に社会参加のニーズを満たすものである。

・使用者は、様々な社会のサービスを受けているので「社会参加している」と思います。このような質問に対してもっと使用者の立場になって質問できないのか？親切ではないと憤りを感じてしまいます。

・健康維持・向上

・使用者が50代男性、夫婦2人でペット飼育が認められていないバリアフリー改修済みの市営集合住宅の1階で暮らしている。頸髄損傷C5-6、受傷して15年経過、通院は月に1回自宅近くの小さな開業医に通っており、入口の外に段差が3段もしくは急なスロープがあるので通院には介助者が必要。利用している福祉サービスは毎週土曜日午後を送迎付きデイサービスで入浴のみ（妻の休日の負担を軽減するため）、それ以外の日の入浴やその他の必要な身体介護は妻がおこなっている。自動車の免許は返納。平日週2回午後の3時間（火・木）親戚の会社から任されている経理の仕事在宅でしている。妻は平日9時から15時までパートに出かけている。本人は昨年より週に3～4回午前中に歩いて片道15分の果物屋まで朝食用に妻の好物の季節の果物を買に行くことを日課としている。果物屋では道路に面した店のシャッターをあけてカゴに入れた果物を陳列しているため、店と道路の間仕切りはない。その果物屋に行く途中の横断歩道の車道と歩道の間段差と緩やかな傾斜があり、車椅子の進路によっては転倒防止バーがひっかかってしまいそうになることもあり、自走車椅子で自力で越えることに不安を感じている。また道中で何か物を落としてしまうと物によっては自力で拾い上げることができず、最近キャッシュレス決済を使い始めたが途中の道でスマホを落としてしまうことで誰かに悪用されないかと不安を感じている。普段日常生活用品は妻が仕事帰りにスーパー等に寄って買っている。動画サイトに自分で編集した動画を投稿するのが趣味で、それに必要な機材等の買い物は本人がネット通販等を利用しているため自宅と自宅周辺以外に外出する機会は、週3～4回の果物屋と、果物屋に行かない日に散歩している近所の公園以外ない。受傷前に一軒家に住んでいた時に大型犬と暮らしていた経験があり本人と妻ともに犬の飼育に関する知識や理解もある。妻がパートに出かけている時や在宅勤務中等の自宅に一人である時、果物屋や公園に行く時に介助犬がいてくれたら安心できるとの思いから介助犬協会に問い合わせた。現時点では果物屋と近所の公園以外に介助犬を連れて行くような場所は無いが、ひょっとしたら介助犬が来てくれることで外出の幅が広がるかもしれないが今の時点ではイメージが沸いていない。居住地域の公共交通機関が発達しておらず、移動には自動車が必要であるため、遠くに外出するためには妻が運転する自動車に乗る必要があり、あまり妻に迷惑をかけたくないという思いから、遠出の外出をする必要がある時はその用事を妻に任せている。そんな中で妻の楽しみでもある季節の果物を自分が買いに行くことで、いつも支えてもらってばかりの妻のために力になれている実感を本人が持つことができ、更に介助犬の飼育を本人が主体的にしていく中で本人のこの家庭の中での役割がより大きくなり、本人やこの家庭の生活の質的豊かさや本人のアイデンティティを維持することにも繋がるのが期待される。また、現時点では果物屋と公園への散歩以外に外出している場所はないものの、自分自身の置かれている状況をよく理解しており、様々な事柄に対して高い自己解決能力をもって取り組んでいることが見受けられるため、介助犬との生活がはじまることで新しいことにもチャレンジする可能性が感じられる。これらの理由から、このようなケースの外出状況であっても介助犬へのニーズはあると判断します。

・犬と公園に行くことで犬好きの人が声をかけてくれる。その人を介して新たな情報を得られることもある。そこから新たなことに挑戦でき、広がっていくことにもつながる。障害があることで家にこもっていると、一般の人よりも情報を得にくい状態にある。これも立派な自立と社会参加といえる。

・近所のお宅にお茶を飲みに行くだけでも社会参加になると考えます。補助犬を通じて近所の犬仲間と挨拶を交わしたり、インターネットで他のユーザーやパピーウォーカー、一般のフォロワーと繋がりコミュニケーションの輪が広がるなど、その方にとっての社会参加は様々だと思います。

・精神面が健全でいられることが社会参加の補助になる。物理的なサポートを部屋の中でしてくれる。マウスを落とした、何かを落としたなど、補助犬がいればインターネットを使える。

インターネットでも外部との関わりによる社会参加になる。"

・心身の健康維持および増進のための定期的な近隣歩行。それに伴う地域社会とのつながりの継続性

・インターネットを活用する、SNSで自己主張する、喉が詰まりそうになったら（呼吸器が止まりそうになったら）寝ている奥さんを呼びに行く、救急車を呼んだ時にドアを中から開けてくれる

・散歩、人のコミュニティー

・全く外に出ないという人は思いつかない（貸与したことはない）が、自宅周辺の散歩（ルーティン化して散歩する）ということもある。

Q6 自宅（自宅周辺）で補助犬を使用することでの社会参加のニーズ（例）（指定法人）

・全く外に出ないという人は思いつかない（貸与したことはない）が、自宅周辺の散歩（ルーティン化して散歩する）ということもある。

・インターネットを活用する、SNS で自己主張する、喉が詰まりそうになったら（呼吸器が止まりそうになったら）寝ている奥さん呼びに行く、救急車を呼んだ時にドアを中から開けてくれる

・介助犬の介助作業が使用者に安心感を与え、それが勇気となり社会参加(外出)につながるケールは多いと考えられますので、「自宅（自宅周辺）で補助犬を使用する」ことが初めの一歩となりますので、A の選択肢は十分に社会参加のニーズを満たすものである。

問9 使用希望者への補助犬の適応（訓練事業者）

・視覚障害者の場合、「歩くこと」そのものが困難であるので、歩行の補助が目的と思う

・補助犬は使用者の背中を押すためのツールである。現時点で公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが想定されなくても将来的にそのような場に出ていく意志があれば適応はあると考える。ただし、「自宅の中だけで良い」と言い切る人の場合は適応はないと判断する。その一方で、家の中だけの補助犬の使用だったとしてもインターネットを介して社会参加をする意志があるなどは適応があるといえる。よって、その方の状況に応じてケースバイケースで適応の有無を見極めていくことになる。

・使用者のニーズは他人がどう言うべきではないと思います。

・これまでの設問の「その他」の回答と同様、以下省略します。

・「A」は組織の考えとしては反対だが、法律としてそうせざるを得なくなっている。希望があったときに犬の提供はするが、補助犬としての認定を受けられるかどうかは指定法人の判断に委ねるしかない。

・C については判断が難しい所です。その目標設定が相談時にある程度達成可能なレベルで計画できているのであれば必ずしも補助犬不適応であるとは言えないと考えます。「補助犬とこれからの人生をどうしたいか？」が重要であり、初めから自立や社会参加意欲がない場合には適応しないと考えます。

本人が外に出ていくかどうかは貸与した後の選択でしかないため、補助犬を貸与するかどうかの選択肢にはしない。(2件)

Q7 使用希望者への補助犬の適応（指定法人）

・補助犬は使用者の背中を押すためのツールである。現時点で公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に出ていくことが想定されなくても将来的にそのような場に出ていく意志があれば適応はあると考える。ただし、「自宅の中だけで良い」と言い切る人の場合は適応はないと判断する。その一方で、家の中だけの補助犬の使用だったとしてもインターネットを介して社会参加をする意志があるなどは適応があるといえる。よって、その方の状況に応じてケースバイケースで適応の有無を見極めていくことになる。

・本人が外に出ていくかどうかは貸与した後の選択でしかないため、補助犬を貸与するかどうかの選択肢にはしない。(2件)

・自立と社会参加の両方は満たされることが必要と考える

問10 公共の場等での合同（共同）訓練に対する考え（訓練事業者）

・利用者のニーズに関わらず、認定をするという事は様々な状況になることを 想定しなければならず、共同訓練の科目で公共の場での訓練は実施する

・補助犬を持つことで行動も変化があると考えられるため。

・犬を育成する段階において様々な場所での訓練はすべての犬で行うが、ユーザーさんを無理に公共の場に引っぱりだすことは適切ではない。あるユーザーさんの生活・身体状況、希望から電車の利用などが不要であれば「A」も該当する。ただ、法律があるから「A」に該当する場合は、補助犬を貸与できないのが現状である。

・「使用希望者の社会参加のニーズを達成する」ということとは関係なく、そのような場所や施設等での合同（共同）訓練は必須である。可能性のあることはすべて訓練する

・「使用希望者の社会参加のニーズを達成する」ということとは関係なく、そのような場所や施設等での合同（共同）訓練は必須である。犬の訓練は当然している。外に出ないといっても出かけるようになる人もいる。また、どこにも出ないといっても犬の世話はしてもらわないといけない。自分の手でやらないといけないわけではないが、それに代わる手段をもって犬の世話をしないとけない。

Q8 公共の場等での実地検証に対する考え（指定法人）

・「使用希望者の社会参加のニーズを達成する」ということとは関係なく、そのような場所や施設等での合同（共同）訓練は必須である。犬の訓練は当然している。外に出ないといっても出かけるようになる人もいる。また、どこにも出ないといっても犬の世話はしてもらわないといけない。自分の手でやらないといけないわけではないが、それに代わる手段をもって犬の世話をしないとけない。

・「使用希望者の社会参加のニーズを達成する」ということとは関係なく、そのような場所や施設等での合同（共同）訓練は必須である。可能性のあることはすべて訓練する

・その他というより補足になりますが、実施検証にすすむかどうかは、補助犬の利用目的（社会参加）を最初に確認しますので、社会参加の目的がなければ実施検証まではすすまないため、訓練事業所に補助犬を必要とする目的を確認していただくことがまずは大切ではないかと考えています。

問11 合同（共同）訓練の役割（訓練事業者）

・使用希望者の家族や関わる人に介助犬との生活や接し方を理解してもらう

・希望者の犬への愛情を確かめる、犬の希望者への愛情を確かめる

・「自立と社会参加」は地域で暮らすことも含めている。リハでは公共の場に行く、不特定多数の人のいるところに行くということをイメージしているかもしれないが、その点は異なる。社会に認められないといけないため、社会規範に則った良識を持ったペアであること。(2件)

問12 社会参加のニーズを確認する時期(訓練事業者)

- ・使用希望者向けの資料を送付した後実施する個別面談の時
- ・オンラインによる盲導犬情報セミナー、ステップアップ体験(会)、宿泊型の盲導犬説明会等の情報提供と相談と体験のステップがある
- ・使用希望者から相談や体験歩行を実施するとき、もしくは具体的な申請があり、面接時に行う。
- ・相談があったのちに、対面で面談します。そのときにニーズの把握を行います。
- ・歩行体験会、盲導犬説明会、申込書受理後の個別面談
- ・個人面談
- ・アフターフォロー以降も追加訓練の必要性などを含めて話をします。
- ・希望者相談会(B)、訪問調査、指定法人相談でも確認しますが、C~Eは、それぞれの間隔が空いている時のみ確認します。ニーズの変化の可能性が考えられるため

Q10 社会参加のニーズを確認する時期(指定法人)

- ・希望者から相談があったときには必ず対面で面談を行います。その時点で社会参加に対するニーズがあるか否かを確認し判断している。
- ・育成団体からの相談を受けたとき(2件)

問13 社会参加のニーズを確認する者(訓練事業者)

- ・生活指導員
- ・理事長。「D」は法律を守るためだけにやっている。これは訓練事業者にもユーザーにも負担になっている。
- ・医師等の医療従事者
- ・それぞれの補助犬の担当がいる。社会福祉士(介助犬)、歩行指導員・訓練士(盲導犬)

Q11 社会参加のニーズを確認する者(指定法人)

- ・理事長
- ・獣医師含め認定審査時にも審査委員の皆で確認、共有をしています。

問14 使用者が希望した「社会参加」のニーズ(訓練事業者)

- ・介助犬：家族に安心して外出してもらいたい(一人の留守番)一人で外出したい。電車に乗って出かけた。再就職したい。飛行機に乗って旅行をしたい。出張先で聴導犬と安心して過ごしたい。聴導犬と一人暮らしがしたい
- ・通勤時に後ろから来る物や人を知りたい。車で外出する際に緊急自動車のサイレンの音が知りたい。聴覚障害者として対応してもらえるように目印の役割を果たしてもらいたい。出張や旅行でホテルや旅館に宿泊した際に音を知らせてもらいたい。外出中に落とし物をしたときに知らせてもらいたい。
- ・ニーズ約250ユニットそれぞれにある。基本そのニーズが外を歩くことに関わっているかで盲導犬の必要性の有無の判断がなされる。
- ・目的地(駅、買い物、趣味の教室、会合への参加、通勤、通学)に安全に通いたい、誰かの手を借りずに自分が歩行したいときに歩行したい、自分の健康のために歩行したい、子供を幼稚園に送り迎えしたい、歩行の自由と歩行中のんびりする自由を得たい。自分の都合、ペースで歩きたい、自分の街を歩いて知りたい、歩きながら考え事をしたい、ものにぶつかったり落ちずに歩けるようになりたい、家族に迷惑をかけずに通勤・通学したい、自立した生活を送りたい、目が見えなくても歩く自由が欲しい、自分が歩く姿を見てもらうことで、目が見えなくても生活できることを、周囲にしらせたい
- ・買い物、通勤、通学、通院、運動(散歩)、習い事、余暇
- ・指定法人用のアンケートに記載しましたのでそちらをご参照ください。
- ・安全でスムーズな歩行がしたい。家族などに気兼ねなく好きな時に出かけた。出張マッサージに自分と盲導犬だけで行けるようになりたい。
- ・介助犬・通学・通勤がしたい。外出先で落とし物の不安をなくしたい。聴導犬・歩行中の危険を回避したい。連れて歩くことで聴覚障害者とわかり、丁寧に教えてくれた。(筆記などで)
- ・通勤、通学、運動、買い物、通院、子供送迎、旅行、家族からの自立、安全に一人で歩きたい、単独歩行範囲の拡大
- ・介助犬とともに、旅行したい、海外旅行にいきたい、飛行機に乗ってでかけた、気になる飲食店にいきたい、一人暮らしがしたい、図書館にいきたい、買い物にいきたい、仕事にいきたい、一人で外出したい、家族が外出中の家事、近所のいるんなところに出かけた
- ・介助犬：補助犬と出られるようになったら仕事したい、親から自立したい、(癒されたい)、聴導犬：自立したい
- ・通勤、通学、買い物、銀行、郵便局、病院への通院、スポーツジム、ヨガ教室、健康維持のための散歩、カラオケ教室、卓球の練習、障害者団体の会議、音楽教室、料理教室、パソコン教室、学校講演、実家への帰省、家族のお見舞い・面会、友人に会いに行く等
- ・就職、買い物、家で過ごす、車いすダンスに犬と参加する、介助犬を通して障がい者について知ってもらいたい(発言する場ができる)
- ・自分が出かけたい時にいつでも盲導犬と出かけることができる様になりたい。・盲導犬とともに安全に通勤できるようになりたい。・盲導犬とともに通院できるようになりたい。・盲導犬とともに趣味の講座に通うことができるようになりたい。・盲導犬とともに子の通園対応をしたい。・盲導犬とともに旅行に行きたい。また遠方の友達に会いに行きたい。
- ・就労(新規、復職)、買い物、旅行、スポーツ大会出場、ボランティア活動、講演活動
- ・聴導犬⇒安心安全を得られる、介助犬⇒落としものを拾ってほしい、引き戸を開けてほしい、引っ張ってほしい。

- ・自由に外出したい、旅行に行きたい、通勤、通学、通院で一緒に歩きたい、安心して歩きたい
- ・聴導犬⇒聞こえない音を教えてほしい、家の中の音を教えてほしい、結婚を機に赤ちゃんができたときのために。介助犬⇒落としたものを拾ってほしい、引き戸を開けてほしい、引っ張ってほしい。生活に即した内容が多い。盲導犬⇒外出したい。家の外に出る。

Q12 使用者が希望した「社会参加」のニーズ（指定法人）

- ・介助犬と共に外出したい場所（国内・海外旅行、買い物、デイサービス、障害者乗馬、卓球、その他の障害者スポーツ、役場、喫茶店、カフェ、お食事処、映画館、病院）、介助犬と通勤、介助犬と共にバスに乗りたい、電車に乗りたい、介助犬と共に一人暮らしがしたい
- ・聴導犬と外出することで安心して道路を歩けるようになりたい。（自動車や自転車を運転している人に怒鳴られたりするの嫌だから）
- ・聴導犬⇒聞こえない音を教えてほしい、家の中の音を教えてほしい、結婚を機に赤ちゃんができたときのために。介助犬⇒落としたものを拾ってほしい、引き戸を開けてほしい、引っ張ってほしい。生活に即した内容が多い。盲導犬⇒外出したい。家の外に出る。
- ・聴導犬⇒安心安全を得られる、介助犬⇒落としたものを拾ってほしい、引き戸を開けてほしい、引っ張ってほしい。
- ・買い物・通勤・通院・訓練・娯楽・旅行・定時の散歩など
- ・介助犬と共に外出をしたい。外出先で身体介助や補助をして欲しい。
- ・介助犬：勤務先でも困ったら介助犬にお願いしたい。買い物、電車やバス、スポーツ大会、障害者支援施設、趣味の教室や活動、講演など、安心して外出したい。家族に頼らずに自分でできることや活動範囲を広げていきたい。聴導犬：安全に外出できるようになりたい。お店や病院で呼び出しがあるときも安心して待機していきたい。
- ・介助犬とともに買い物に行きたい。

問15 貸与に至らなかったものの希望者から表出された「社会参加」のニーズ（訓練事業者）

- ・介助犬を迎え進学を機に一人暮らしをしたい。介助犬と一人で電車通学したい。一人暮らしで夜、心配なので聴導犬と暮らしたい。
- ・歩けなくなったが次も盲導犬を持ちたい。盲導犬ユーザーであることがアイデンティティである、というニーズには対応しなかった
- ・社会参加と言えるかどうかわかりませんが、盲導犬と学校に講演に行きたい
- ・散歩・買い物への同行、デイサービスへの同行、他の人に物を拾うことを頼みづらいので拾ってもらいたい、精神的な支えになってほしい、介助犬がいれば前向きに生活していけると思う、就職したい
- ・通常のニーズ（ただし社会参加のニーズとは別の理由で認定には至らなかった）
- ・社会参加については相談時から具体的に計画を一緒に考えます。補助犬貸与に関わらず相談しますので、補助犬貸与に至らないケースも上記と同様です。
- ・社会参加のニーズは問14と同様。その他の理由で認定に至らなかった。犬のケアに心配があり貸与できなかった。
- ・社会参加のニーズは問14と同様。その他の理由で認定に至らなかった。交通事故により認知に問題があった（2つのことを同時にすることが難しい）犬の飼育が適性にできない

Q13 認定に至らなかったものの希望者から表出された「社会参加」のニーズ（指定法人）

- ・社会参加のニーズはQ12と同様。その他の理由で認定に至らなかった。犬のケアに心配があり貸与できなかった。
- ・社会参加のニーズはQ12と同様。その他の理由で認定に至らなかった。交通事故により認知に問題があった（2つのことを同時にすることが難しい）犬の飼育が適性にできない

問16 認定前に候補犬により社会参加のニーズが達成される見込みを評価する段階（訓練事業者）

- ・フォローアップ
- ・取得希望の面接のとき
- ・面接段階
- ・いつでも相談を受けている
- ・自立・社会参加に利用している盲導犬による歩行と盲導犬の管理は評価する。
 - ・4週間の歩行指導期間を通じて評価します。
- ・合同訓練の前（犬の基礎訓練の段階）
- ・常に判断している。「評価」という考えは不適切であると思う。認定審査受ける上で求められるから「評価」をしているが、本来は本人が満足していればよいはず。
- ・合同訓練の前⇒社会参加が見込まれると考えるからそもそも貸与する。犬と生活する人で全く外に出ないという人はいない。社会参加しない人はいないはず。補助動作を希望しないユーザーはいない。「社会参加に対するニーズ」の評価をしないわけではないが、それだけに重きを置いているわけではない。適性、理解力、身体能力を見る。（2件）

問17 認定後に補助犬により社会参加のニーズが達成されているかを評価する段階（訓練事業者）

- ・フォローアップを通じて自立・社会参加に利用している盲導犬の歩行と盲導犬の管理は評価する。
- ・4週間の歩行指導を終え、自由に歩けるようになっているのです。卒業後の使用者は盲導犬共に単独で帰宅します。どのような社会参加をするのかは、使用者本人が決めることです。卒業後に改めて社会参加の評価を事業者がすることはいかなるものでしょう。
- ・ニーズを他者が評価するのは押しつけに過ぎない。本人が満足していればよい。
- ・指定法人への定期的な報告時には目標やそのニーズが達成されているか確認いただいています。
- ・「社会参加に対するニーズ」の評価をしないわけではないが、それだけに重きを置いているわけではない。（2件）

Q14 補助犬（候補犬）により社会参加のニーズが達成されているか（見込みがあるか）を評価する段階（指定法人）

- ・合同訓練の前⇒社会参加が見込まれると考えるからそもそも貸与する。犬と生活する人で全く外に出ないという人はいない。社会参加しない人はいないはず。補助動作を希望しないユーザーはいない。「社会参加に対するニーズ」の評価をしないわけではないが、それだけに重きを置いているわけではない。適性、理解力、身体能力を見る。（2件）
- ・BとC⇒使用希望者の社会参加ニーズを確認の上、使用希望者と補助犬が社会参加場面で適切な行動をとることができることを確認する。D⇒社会参加の定着状況や拡大等の補助犬の活用について確認

問18 社会参加の評価方法（訓練事業者）

- ・「社会参加の評価」が何を意味するのか、盲導犬の場合は少し異なるように思う
- ・盲導犬による歩行と盲導犬の管理状況は評価シートを併用している。
- ・歩行指導中は各ステップに於いて7回テストがあり、そこを盲導犬との単独歩行で歩き修得状況を把握する。4週間に歩く距離は120km。
- ・家族・ケアマネ・相談員・ヘルパー等からの聞き取り

Q15 社会参加の評価方法（指定法人）

- ・A⇒相談時・フォローアップ時、B⇒総合評価・認定審査時に動作検証

問19 使用している評価指標（訓練事業者）

- ・認定審査に提出する書類を使用している。ただし、この評価項目は「犬が何をできるか」「ユーザーが何をさせられるか」を評価するものになっている。本来はユーザーさんが介助犬との生活でどう変わるかを大切にしている。
- ・ADIのパブリックアクセステストを実施しています。
- ・認定審査書類（統一されたフォーマット）（2件）

Q16 使用している評価指標（指定法人）

- ・認定審査書類（統一されたフォーマット）（2件）
- ・社会参加のニーズ確認⇒初回相談時：インテーク調査書・ニーズ確認表、社会参加時の希望者・補助犬の適切な行動・有効性⇒合同訓練総合評価表・認定審査動作検証表、社会参加の定着・拡大⇒フォローアップ報告書
- ・総合評価、認定審査時に「o...できる Δ...何度目かでできる（できる時できない時がある） ×...できない」で評価

問20 フォローアップでの社会参加に関する評価事項（訓練事業者）

- ・使用者が的確に介助犬を扱えているか、指示を出せているか。
- ・認定1年目は特に常に連絡を取り合い使用者が相談しやすい関係になれるよう心がけています。
- ・社会参加の状況は確認するが評価はしない。
- ・多くの事業者は卒業直後或いは一定期間後、自動的に実施するのをフォローアップと言っています。当会のフォローアップは実施法が大きく異なっています。問17でも記述しましたが、帰宅後に使用者が判らないことや困ったことがあれば、使用者本人から協会に連絡をします。それに基づいて当方から出向き問題解決をお手伝いすることをフォローアップと言います。
- ・「I」は質問紙などで見ることはないが、話のやり取りや本人と会うことで把握している。
- ・地域の支援者や行政などからの聞き取りを行う事があります。特に社会参加状況は本人からの報告と合わせて考えます。
- ・補助犬のケアが使用者にとって負担になっていないか（2件）

Q17 フォローアップでの社会参加に関する評価事項（指定法人）

- ・上記CDは補助犬が適切に行動できているかということについての項目ですが、ここに抜けている項目として、「使用者が的確に補助犬を使用できているか。」、つまり、いい加減な扱いをしていないかなどを確認します。
- ・補助犬のケアが使用者にとって負担になっていないか（2件）

問21 フォローアップの方法（訓練事業者）

- ・年1回、全ユーザーに対して定期聞き取り実施。電話とメールとフォームズ使用。またかかりつけ獣医に健康診断書を提出して頂くということで第3者視点での犬の状態把握を行っている
- ・アンケート
- ・ビデオを送ってくる人もいる
- ・定期フォローは対面。遠隔地の人には、見守りカメラを設置してもらっています。
- ・イベント参加時
- ・メインはA

Q18 フォローアップの方法（指定法人）

- ・近所からの連絡など
- ・年に一回のアンケート調査（2件）
- ・A⇒必要が生じた場合に、来所又は訪問で対応、今後はオンラインを活用も検討していく
- ・使用者からの報告（書面）

意見（訓練事業者）

- ・補助犬が担う社会参加とは「自発性リハビリ」に当てはまると思う。その為、補助犬の申込時や合同訓練前半では社会参加の意志が薄くても、時を重ねることで「一緒に出掛けたい」と心境が変わる場合がおおくある。その為、当会では最初の時点で「社会参加の意志がない」場合に補助犬を貸与しない！のではなく、社会参加の意志がないのでスキルズコンパニオンを希望された場合には、そのサービスを行わず、法律による補助犬使用が認められている障害者に対して「認定犬」を貸与するように努めている

- ・盲導犬は歩行を補助する存在であるため歩きたいというニーズであれば貸与を検討するし、歩く以外のニーズであれば貸与検討はできない
- ・視覚障害者の場合、自宅から出て「歩くこと」そのものが困難である。盲導犬を取得してから、単独で歩行することが可能になったケースが多くある。歩行そのものが社会参加への第1歩と考えている。
- ・使用者にとって「社会参加」は様々だと思います。このような形でのアンケートなら社会参加とはどのようなことを意味しているのかお尋ねになりたいことを明確にお示しください
- ・同伴拒否者（社）に対する対応が、訓練事業者、市町村所管部署だけでは解決に至らないケースが多くあります。
- ・身体障害者補助犬法、啓発の活動が犬に偏りすぎています。そのため犬を理由にした拒否や拒絶が後を絶ちません。拒絶は人権問題であること、受け入れ側が犬について対応する必要は一切ないこと。を強調しなければ理解は進まないでしょう。以下に箇条書きにします。①使用者の受け入れ拒否は人権問題である。②受け入れ側が、犬に対して対応する必要は一切ない。③犬に関する要望があれば、使用者に申し出てください。④要望に基づいて、使用者が責任を持って対応します。⑤使用者が義務を果たさず、犬の手入れ、糞の維持について明らかな問題がある場合の拒否は止むを得ない。斯様に短く、明確に伝えることが大切だと考えています。
- ・社会参加の形が在宅需要の影響もあり以前よりも多様化している。『社会参加＝外出の頻度』とは結び付きにくくなっている。使用者（希望者）自身が主体的な役割意識や意欲を持っているかどうかを評価する視点がこれまで以上に重要と感じている。外出する機会の提供ではなく、外出する事を選択できる機会を提供することが介助犬育成事業者に求められている。そのうえで就労・余暇・生活の維持等のために使用者（希望者）が役割を担う事があれば、それが社会参加であると考えている。ただし、当会で独自に介助犬の認定を出すことができないため、実際には今回の回答内容よりも認定事業者で持っていると思われる価値観に寄せた判断をしています。
- ・身体障害者補助犬法および補助犬全般の更なる普及啓発
- ・補助犬法の目的である自立と社会参加の促進については、その方のこれからの人生にとってとても重要な項目と考えます。社会参加と聞くと同伴拒否など社会側との間の「社会との障壁」について議論されることは多いですが、当事者側の外出意欲や社会参加意識などの個人が持つ「社会参加への障壁」についてはあまり議論になることはないように感じます。各々の育成事業者がそれぞれのサービスを行っている状況では解釈次第となりサービスを受ける方に差が生まれてしまう（選択しているのなら良いですが）のは避けたほうが良いと考えます。
- ・今の仕組みは厳しいので、このままでは補助犬が増えない。
- ・今回の質問が医療従事者側から考えた社会参加の作りとなっている。医療従事者が考える社会参加も一つだが、もっと多様な社会参加がある。医学モデル的に補助犬を使いたい人もいれば、リハセンターとは関係のない地域で暮らしていて補助犬と生活したいという人もいる。身体障害者は多様である。これから補助犬ユーザーになるかもしれない人の可能性をつぶしてはいけない。医療従事者（リハ）の人の強みを生かせる貸与もある。リハに行っていないで地域に根差した人に強い育成事業者もいる。訓練事業者にいろんなカラーがある。いろんな考えが合って良い。医療従事者の考える社会参加以外を否定しようとするアンケートであれば好ましくない。

意見（指定法人）

- ・社会参加(公共の場に出ること)が義務のように定義されるのであれば間違っている。さまざまな理由により、外出する勇気さえ失っている方も多くいる。その方々を支えるのが介助犬であり、自宅周辺での使用が目的であっても、それは「初めの一步」であり、徐々に外出する勇気と安心感を得られるようになった結果として不特定多数の方がいる公共の場に出られるようになるというケースもあるということをしかりと想定した上での社会参加だという共通認識を持つべきである。
- ・今回の質問が医療従事者側から考えた社会参加の作りとなっている。医療従事者が考える社会参加も一つだが、もっと多様な社会参加がある。医学モデル的に補助犬を使いたい人もいれば、リハセンターとは関係のない地域で暮らしていて補助犬と生活したいという人もいる。身体障害者は多様である。これから補助犬ユーザーになるかもしれない人の可能性をつぶしてはいけない。医療従事者（リハ）の人の強みを生かせる貸与もある。リハに行っていないで地域に根差した人に強い育成事業者もいる。訓練事業者にいろんなカラーがある。いろんな考えが合って良い。医療従事者の考える社会参加以外を否定しようとするアンケートであれば好ましくない。
- ・今後補助犬法の改正がある段階で検討が必要かもしれませんが、現時点の補助犬法における認定は以下の通りであると考えます。

身体障害者の自立及び社会参加を目的に

1. 補助犬の名称独占（補助犬の名称を用いての役割の独占）
2. アクセス権の保障（障害者が補助犬を伴って社会へ出ていくことの保障）
3. ペットとの区別化

特に社会参加については「不特定かつ多数の者が利用する場所への補助犬を同伴したアクセス権を保障」していることから狭義な意味での社会参加に限定すべきと考えます。

- ・身体障害者補助犬法における「社会参加」とは、公共の場や不特定多数の人が利用する施設等に犬を伴って外出することであると認識しています。認定事業所によっては、「外出をせずに家の中だけでも必要としているなら補助犬として認定」という話も出ていますが、認定基準があいまいになったり、バラバラのままにならないよう、また希望者が補助犬を必要とする目的が明確になるよう、法律においても、「身体障害者補助犬法における社会参加とは」について明文化するのが良いのではと考えています。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍
該当なし

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
山本真理子, 高柳友子, 渡邊学	補助犬使用者（希望者）と補助犬（候補犬）の合同訓練、認定、フォローアップ～自立と社会参加からみた現状～	日本補助犬科学研究	16(1)	53-59	2022

令和5年5月31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 芳賀 信彦

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業

2. 研究課題名 身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究 (21GC2002)

3. 研究者名 (所属部署・職名) 研究所・室長

(氏名・フリガナ) 清野 絵・セイノ カイ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
—(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
—(国立保健医療科学院長)—

機関名 国立大学法人筑波大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 永田 恭介

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 令和4年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働行政推進調査事業費)

2. 研究課題名 身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究(21GC2002)

3. 研究者名 (所属部署・職名) 人間系・教授

(氏名・フリガナ) 小澤 温 (オザワ アツシ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	筑波大学	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 帝京科学大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 沖永 荘八

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業

2. 研究課題名 身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 生命環境学部アニマルサイエンス学科・講師

(氏名・フリガナ) 山本真理子・ヤマモトマリコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	帝京科学大学 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。